

まちづくり環境委員会 案件一覧

(令和6年10月15日開催分)

○所管事務報告 9件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	大田区都市計画マスタープランの進行管理(令和5年度実績)について	17	深川 都市計画課長
	2	大田区移動等円滑化促進方針の見直し素案及びパブリックコメントの実施について	18	西山 まちづくり計画調整担当課長
	3	大田区緑の基本計画グリーンプランおおたの進捗について	19	西山 まちづくり計画調整担当課長
	4	特定空家等に対する行政代執行費用及び延滞金の回収完了について	20	石原 建築調整課長
鉄道・都市づくり部	5	下丸子駅周辺におけるまちづくりに向けた実証実験の実施について	4	首藤 新空港線・沿線整備担当課長
	6	旧蒲田保健所跡地の事業用定期借地に関わる再契約について	5	藏方 拠点整備第二担当課長
都市基盤整備部	7	平和島公園及び平和の森公園に関する小中学校へのアンケート調査結果について	10	小泉 公園課長
環境清掃部	8	「第24回エコフェスタワンダーランド」の開催等について	10	柞木 環境計画課長
	9	年末年始の資源とごみの収集について	11	三須 清掃事業課長

まちづくり環境委員会
令和6年 10 月 15 日
まちづくり推進部 資料 17 番
所管 都市計画課

大田区都市計画マスタープランの進行管理（令和5年度実績）について

1 進行管理とは

令和4年3月に改定した「大田区都市計画マスタープラン」の目標年次は概ね20年後と長期に渡ることから、将来都市像の実現に向け適切な進行管理を行うこととしている。

進行管理にあたっては、都市づくりの進捗状況を見える化するための進行管理指標を設定しており、この度、令和5年度の実績報告をとりまとめたので、報告する。

2 進行管理の進め方

都市づくりの方針を地域のまちづくりの個別計画をはじめとする様々な関連計画へ反映していくとともに、関連計画による進行管理が重要である。

今後も、年度ごとに進行管理の状況を取りまとめ、都市づくりの進捗状況の見える化により、新たな課題解決や改善に繋げ、将来都市像の実現に向けた都市づくりを着実に進めていく。

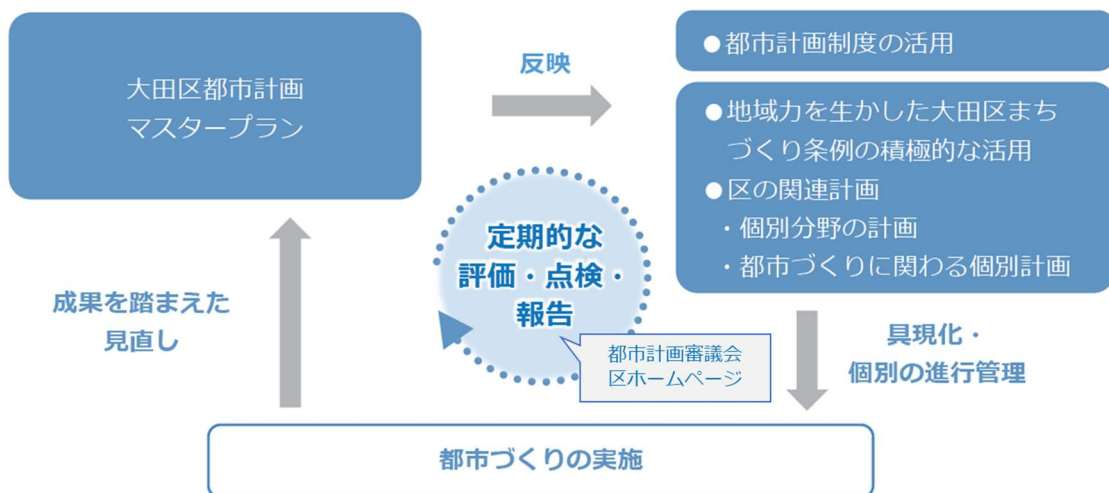


図 都市計画マスタープランの進行管理実施の流れ

なお、令和5年度の実績報告は、添付資料1及び添付資料2のとおり。

3 今後の予定

本実績報告は、10月24日（木）の第184回都市計画審議会で報告し、本年11月に区ホームページで公表する予定。

2040年代の将来都市像の実現に向けて (大田区都市計画マスタープランの進行管理)

添付資料 1

1 大田区都市計画マスタープランの役割・体系

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2で定める区の都市計画に関する基本的な方針であり、大田区基本構想に即して、中長期的な視点で将来都市像の実現に向けた道筋を示す都市づくり分野のガイドラインです。
目標年次は2040年代としています。

2 将来都市像と都市づくりのテーマ

都市計画マスタープランでは、「暮らす・働く・訪れる」大田区らしい多彩な景色が人々を惹きつけるという将来都市像を設定しています。この将来都市像の実現には、生活の中の人々の活動（ソフト施策）とそれを支える都市基盤整備などの都市計画と深く関わる取組（ハード施策）が一体となった展開が必要です。
そこでソフト施策とハード施策を織りまぜた4つのテーマを設定しています。各テーマには都市づくりの課題を解決するための重点項目として10の視点を整理しております。

〈都市づくりのテーマと視点〉



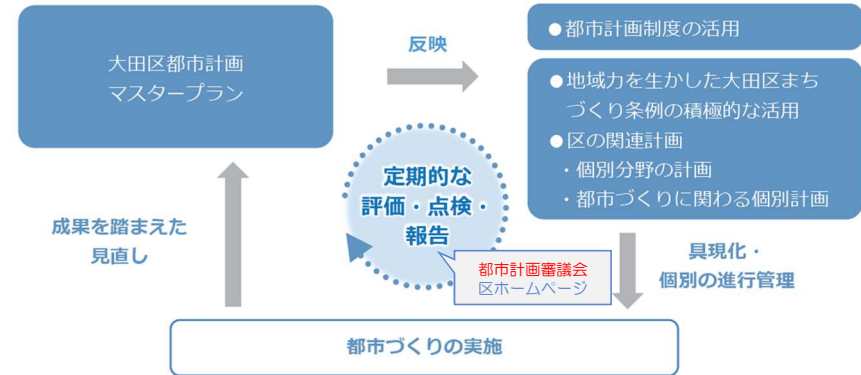
3 進行管理の考え方

進行管理にあたっては、「都市づくりのテーマ」で掲げる1～10の視点ごとに、都市づくりの進捗状況を見える化する「進行管理指標」を設定します。
進行管理指標は、統計データや区民アンケート、関連計画の指標などを活用し、適宜目標値等の更新を図ることで、マスタープランの実現に努めます。
進行管理指標は、政策指標、事業実績の2点で整理を行います。
また、同時に「都市づくりのテーマ」の満足度評価も行っています。

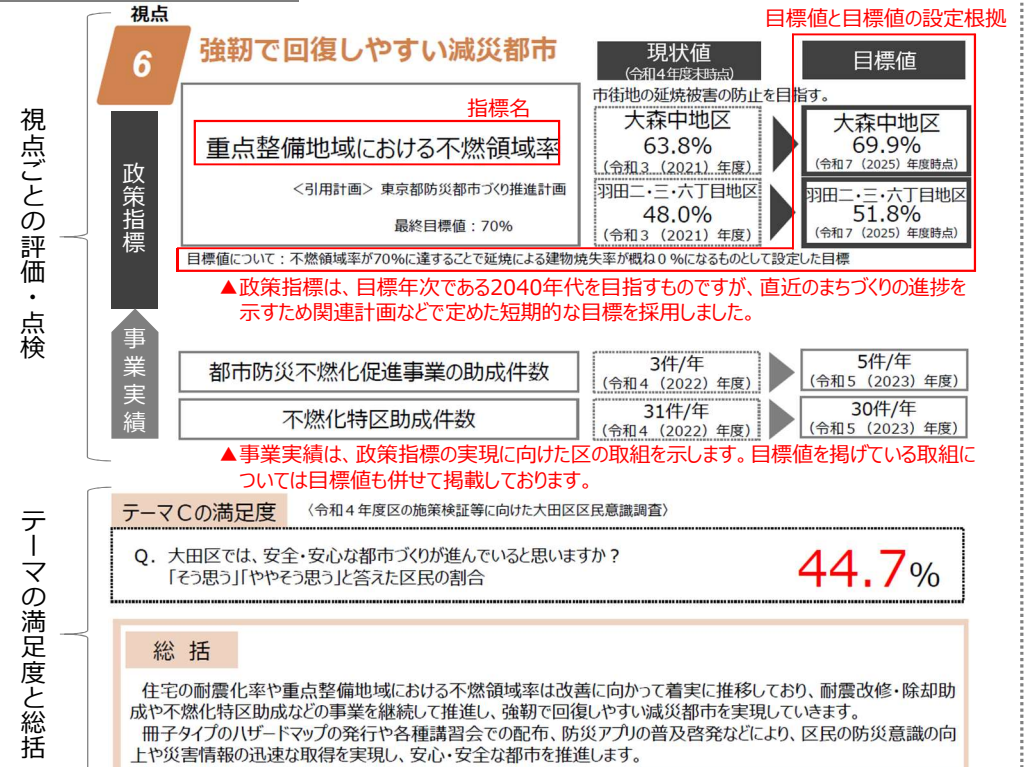
政策指標	= 都市づくりの進捗状況を見える化する指標
事業実績	= 政策指標の向上に資する代表的な取組

4 計画の進行管理・見直し

都市計画マスタープランの目標年次は概ね20年後と長期に渡ることから、将来都市像の実現に向け適切な進行管理を行うとともに、基本計画などの策定・改定の機会や進行管理と連動し、必要に応じて柔軟に見直しを行います。



進行管理指標の見かた





A にぎわいと 交流を生む 国際都市の発展

めざす姿

大田区らしい「暮らす、働く、訪れる」などさまざまな活動が展開され、人々の自由自在な移動と交流が確保されるなど、国際都市としてふさわしいにぎわいや機能を備えた拠点づくり、大田区の産業を世界に発信する拠点づくりが進んでいます。

視点

1

持続的成長を支える魅力ある拠点

政策指標

区内宿泊施設の宿泊者数

＜引用計画＞ 大田区観光振興プラン2019-2023
第2期大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標値について：新型コロナウイルス感染症の拡大前である令和元（2019）年度宿泊数約171万人と同水準の利用者数を見込んだ目標

現状値
(令和5年度末時点)

周辺飲食店などに広く経済効果の波及を目指す。

202万人/年
(令和5年度)
146万人(令和4年度)

目標値

175万人/年
(令和8年度)国際交流・多文化共生が進んだ
まちだと感じている区民の割合

＜引用計画＞ 第2期大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標値について：平成30（2018）年度と令和3（2021）年度の世論調査から、3年間で約4％減少している状況の回復に向け、1年で1％増を目指して設定した目標

日本人、外国人を意識せず、地域の中で安心かつ快適に暮らせるまちの進展を目指す。

24.7%
(令和5年度)
24.2%(令和4年度)30%
(令和8年度)

事業実績

大田区観光情報センター利用者数

47,226人/年
(令和5年度)
72,427人(令和4年度)70,000人/年
(令和8年度)

地域にぎわい事業参加者数

延べ697人
(令和5年度)
延べ254人(令和4年度)

視点

2

都市の発展を牽引する産業環境

政策指標

製造品出荷額

大田区内従業者数

＜引用計画＞ 第2期大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標値について：製造品出荷額 過去の推移及び区の出組に伴い見込む成果を踏まえて設定した目標

大田区内従業者数 産業集積の持続的な維持・発展を念頭に、平成26年の値（359,410人）を目指して設定した目標

現状値
(令和5年度末時点)

「工業」「商業」をはじめとする多様な区内産業の持続的発展を目指す。

4,345億円/年
(令和3年度)
4,424億円(令和元年度)

目標値

5,000億円以上/年
(令和8年度)355,138人
(令和3年度)
349,551人(平成28年度)360,000人
(令和8年度)

事業実績

過去20年間で大田区工場アパート立地助成事業
を活用し整備した工場アパートのユニット数71件
(令和5年度)
39件(令和4年度)200件
(令和24年度時点)

立地助成事業の認定件数

(ものづくり工場立地助成、工場アパート立地助成、
ものづくり企業立地継続補助金、研究開発企業等整備助成)

59件/年
(令和5年度)
55件(令和4年度)

40件/年

視点

3

来街者も円滑に移動できる
交通環境

政策指標

主要駅における年間乗車数

(大森駅、JR蒲田駅、東急蒲田駅、京急蒲田駅)

＜引用計画＞ 第2期大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標値について：新型コロナウイルス感染症の拡大により減った乗車数は、テレワーク等の普及により従前までは戻らないと仮定して設定した令和8（2026）年度の見込乗車数に対して、区の出組成果として4駅合計で5,500人／日×365日の増となることを目指して設定した目標

現状値
(令和5年度末時点)

「暮らす、働く、訪れる」といった様々な活動によるにぎわいと交流ある都市環境の実現を目指す。

109,696千人/年
(令和5年度)
102,619千人/年
(令和4年度)

目標値

108,294千人/年
(令和8年度)【参考指標】
生活環境の満足度「交通の便」

目標値について：過去の実績でも常に70%以上であり高い数値となっているが、さらに交通の便に満足する区民の割合を増やすことを目指して設定した目標設定

円滑に移動できる交通環境の進展により、様々な人々の交流を促進する。

78.6%
(令和5年度)
78.1%(令和4年度)

80.0%

事業実績

新空港線の整備（第一期整備）

関係者協議・調整
(令和5年度)
整備主体の設立
(令和4年度)整備完了
(蒲田のまちづくりと連携して実施)都市計画道路の整備延長
用地取得累計件数52.87km/94.6%
71件(令和5年度)
52.87km/94.6%
65件(令和4年度)55.86km/100%
(令和9年4月)

中心拠点における交通結節機能の強化

大森
(補助28号線（池上通り）・
大森駅西口広場の整備)
事業認可取得
(令和5年度)
都市計画決定・告示(令和3年度)
蒲田
(蒲田駅東口・西口中長期整備)
検討
(令和5年度)
検討(令和4年度)事業認可取得
(令和5年度時点)基盤施設整備完了
(2030～2040年代)

テーマAの満足度 〈令和5年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査〉

Q. 大田区では、活力、国際性ある都市づくりが進んでいると思いますか？
「そう思う」「ややそう思う」と答えた区民の割合

41.8%
34.4% (令和4年度)

総括

令和4年10月の政府の水際対策緩和後に生じたインバウンド回復の兆しを受け、区内宿泊者数が目標を上回ったとともに、人々の往來の回復により、主要駅における年間乗車数も前年度から大幅に増加して目標を上回りました。引き続き、人々の自由自在な移動と交流の確保を目指し、主要駅周辺の活力のあるまちづくりを推進します。また、製造品出荷額や大田区内従業者数については、ほぼ横ばいで推移しており、立地助成事業の更なる推進を図り、住宅と工場が共存する準工業地域や工業地域では、住工調和のまちづくりを推進することで「産業のまち大田区」としての都市づくりを目指します。



B 地域力を育む 暮らしやすい場の 提供

めざす姿

暮らしに必要な様々な機能を備え、職住が近接した、ウォーカブルな地域づくりが進んでいます。暮らしやすさや都市の景観をさらに磨き上げることで、高齢者や子ども、障がい者、外国人など、すべての人々がライフスタイルや価値観の多様化に応じて、住み、働き、憩う場を選択できる都市となっています。

視 点

4

多様なライフスタイルに 対応できる良好な住環境

政策指標

「ユニバーサルデザイン」の考え方を 理解している人の割合

＜引用計画＞ 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針
アクションプランVer.2

目標値について：現状値を踏まえ、令和5（2023）年度までに達成を目指して設定した目標

成人の週1回以上のスポーツ実施率

＜引用計画＞ 大田区スポーツ推進計画（平成30年改定版）

目標値について：国の目標値（第2期スポーツ基本計画）と同じ水準を目指して設定した目標
（実績値を踏まえ、次期計画改定の際に見直し予定です。）

【参考指標】

若い世代における定住意向 (10・20～30代)

＜引用計画＞ 第2期大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標値について：平成26（2014）～令和3（2021）年度までの間の最大値である平成27（2015）年度の78.6%を達成したうえで、過去の推移と区の取組成果による数値の上昇を見込んで設定した目標

現状値
(令和5年度末時点)

目標値

U D の考え方の浸透と誰もが安心して快適にすごせるまちの実現を目指す。

18.8%
(令和5年度)
19.6%(令和4年度)

25%
(令和5年度)

区民の健康の維持増進を目指す。

64.6%
(令和5年度)
63.2%(令和4年度)

65%
(令和6年度)

子育て世帯に選ばれるまちの実現とまちの活性化や活力ある地域の維持

75.6%
(令和5年度)
74.5%(令和3年度)

80.9%
(令和8年度)

事業実績

知ることからはじまるユニバーサルデザインのまちづくり
「心のバリアフリーハンドブック」の配布実績

10,000部程度
(令和5年度)
8,700部程度(令和4年度)

継続的に実施

バリアフリー特定事業の進捗率

＜引用計画＞ 大田区バリアフリー基本構想おおた街なが「すいすい」プラン

蒲田駅周辺地区 76.0%
(令和5年度まで)
88.7%(令和2年度まで)

大森駅周辺地区 78.0%
(令和5年度まで)
93.0%(令和2年度まで)

さぼーとびあ周辺地区 67.0%
(令和5年度まで)
94.1%(令和2年度)

区民スポーツまつりの参加者数

8,585人
(令和5年度)
8,437人(令和4年度)

10,000人
(令和6年度)

公園の運動施設の稼働率

55.0%
(令和5年度)
55.6%(令和4年度)

防災塾の開講

18地区/年(令和5年度)
2地区/年(令和4年度)

2地区/年

視 点

5

様々な移動手段を選択できる 地域交通

政策指標

交通事故発生件数

＜引用計画＞ 第11次大田区交通安全計画

目標値について：第10次交通安全計画期間の交通事故減少率を維持して算出した目標

【参考指標】

生活環境の満足度「交通の便」

目標値について：過去の実績でも常に70%以上であり高い数値となっているが、さらに交通の便に満足する区民の割合を増やすことを目指して設定した目標

現状値
(令和5年度末時点)

目標値

より安全で快適な社会の実現を目指す。

1,583件
(令和5年度)
1,426件(令和4年度)

1,100件以下
(令和7年)

円滑に移動できる交通環境の進展により、様々な人々の交流を促進する。

78.6%
(令和5年度)
78.1%(令和4年度)

80.0%

事業実績

【再掲】

都市計画道路の整備延長 用地取得累計件数

52.87km/94.6%
71件(令和5年度)
52.87km/94.6%
65件(令和4年度)

55.86km/100%
(令和9年4月)

ホームドア・ホーム柵の設置駅 (一部設置含む)

37駅/43駅
(令和5年度末)
34駅(令和4年度末)

43駅/43駅

テーマBの満足度 〈令和5年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査〉

Q. 大田区では、暮らしやすい都市づくりが進んでいると思いますか？
「そう思う」「ややそう思う」と答えた区民の割合

56.3%
51.7% (令和4年度)

総 括

交通事故発生件数が増加に転じていますが、分析の結果、新型コロナウイルスの5類移行により人々の往来が回復したことが一つの要因だと考えられます。今後も自動車事故の抑制に向けた安全施策を推進するとともに、ホームドアやホーム柵の設置等の取組も継続して行っていくことで、安全で便利な暮らしやすい場の提供を目指します。（2030年代全駅に設置完了予定）

また、ユニバーサルデザインの考え方を理解している人の割合は、微増減を繰り返しながら低調に推移しています。今後も区民交流、分かりやすい情報伝達等多様な面から、区民一人ひとりが互いの違いや個性等への理解を深められる場や機会を整えていくなど、ユニバーサルデザインに関する取組を推進し、だれもが安心して快適に過ごせるまちの実現を目指します。



安全・安心な生活の実現

めざす姿

首都直下地震や気候変動の影響により激甚化する風水害に加え、感染症等の新たなリスクへの対応や、快適で安心な日常生活を送ることができる都市環境整備により、安全・安心な都市として多くの人を惹きつけています。

視点

6

強靱で回復しやすい減災都市

政策指標

事業実績

住宅の耐震化率

＜引用計画＞ 大田区耐震改修促進計画

目標値について：耐震性が不十分な住宅を概ね解消することで地震被害を大幅に減らすとして設定した目標

重点整備地域における不燃領域率

＜引用計画＞ 東京都防災都市づくり推進計画

最終目標値：70%

目標値について：不燃領域率が70%に達することで延焼による建物焼失率が概ね0%になるものとして設定した目標

整備地域における延焼遮断帯の形成率
(都市計画道路の整備に関する事項は除く)

＜引用計画＞ 東京都防災都市づくり推進計画

目標値について：都市計画道路の整備と沿道の不燃化・耐震化が進み延焼遮断帯が形成されることで、震災時の延焼遮断機能に加え、避難経路、輸送ネットワークなどが確保された安全なまちが形成されるとして設定した目標

耐震改修・除却助成件数

211件/年(令和5年度)
195件/年(令和4年度)

263件/年
(令和5年度)

都市防災不燃化促進事業の助成件数

1件/年(令和5年度)
3件(令和4年度)

5件/年
(令和5年度)

不燃化特区助成件数

20件/年(令和5年度)
31件(令和4年度)

30件/年
(令和5年度)

【再掲】 都市計画道路の整備延長
用地取得累計件数

52.87km/94.6%
71件(令和5年度)
52.87km/94.6%
65件(令和4年度)

55.86km/100%
(令和9年4月)

目標値について：新おおた重点プログラムの年度別計画から引用・算出した目標値

テーマCの満足度

＜令和5年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査＞

Q. 大田区では、安全・安心な都市づくりが進んでいると思いますか？
「そう思う」「ややそう思う」と答えた区民の割合

43.6%
44.7% (令和4年度)

総括

住宅の耐震化率や重点整備地域における不燃領域率は改善に向かって着実に推移しており、耐震改修・除却助成や不燃化特区助成などの不燃化促進事業を継続して取り組んでいきます。気候変動の影響により激甚化する風水害に対応するため、ハザードマップの区施設や各種講習会での配布、情報伝達訓練を通した防災アプリの普及啓発などにより区民一人ひとりの防災力を高めていきます。また、水害から命を守る高台まちづくりの推進をするなど強靱で回復しやすい都市づくりを推進していきます。

視点

7

様々な活動に支えられた安全・安心な都市

政策指標

事業実績

視点

8

オープンスペースを活かした防災都市

政策指標

事業実績

ハザードマップを確認した区民の割合

＜引用計画＞ 大田区国土強靱化地域計画

目標値について：マイ・タイムライン講習会等の普及啓発活動による増加を見込んで設定した目標

防災アプリの登録者数

＜引用計画＞ 大田区国土強靱化地域計画

目標値について：「東京都防災アプリ」の年間ダウンロード数増加率を参考として設定した目標

中小企業におけるBCP策定率

目標値について：令和12(2030)年度までに40%の策定率を目指すに当たり、過去2回の「中小企業の景況」特別調査における調査結果(策定率)を基に設定した目標

【再掲】 防災塾の開講

防犯灯(私道)のLED設置(基)数/整備率

区HP「大田区簡易版BCPシート」における各シート等のダウンロード件数

現状値
(令和5年度末時点)

目標値

地域の災害リスクについての理解の深度化、家庭や地域内の防災意識の向上を目指す。

46.7%
(令和3年度)

70.0%
(令和8年度)

震災、風水害、土砂災害等に関する災害情報の迅速な取得を目指す。

42,658人
(令和5年12月1日)
34,222人
(令和4年12月1日)

65,000人
(令和8年度)

災害の発生など、非常事態が発生した際の区内企業の迅速な復旧を目指す。

19.7%
(令和5年度)
22.4%(令和4年度)

30.0%
(令和8年度)

18地区/年(令和5年度)
2地区/年(令和4年度)
4,355基/57.7%
(令和5年度)
3,409基(令和4年度)
3,120件/年
(令和5年度)
3,122件/年(令和4年度)

2地区/年

7,544基/100%
(令和7年度)

5,330件/年
(令和8年度)

現状値
(令和5年度末時点)

目標値

雨水浸透機能の拡充による水害発生リスクの低減や、延焼防止空間の確保による災害に強いまちの形成、安全な一時避難場所や避難路の確保を目指す。

97%
(令和5年度)
97%(令和2年度)

100%
(令和12年)

目標値について：区内全域において、自宅から250m以内に1か所以上の公園が確保されることを目指して設定した目標

区立公園の面積/区立公園の数

2,139,979.75㎡(令和5年度)/545件(令和5年度)
2,120,751.21㎡(令和4年度)/545件(令和4年度)

民間誘導による公園・広場の整備件数

3件/年(令和5年度)
1件/年(令和4年度)



都市づくりのテーマ

D

地球に優しい 環境の創出

めざす姿

豊かな水と緑などさまざまな表情を見せる大田区らしい景色が持続可能となるよう、環境に配慮した都市づくりが進んでいます。

視点

9

水と緑のネットワークによる 安らぎのある都市

政策指標

緑被率

＜引用計画＞ 大田区緑の基本計画グリーンプランおおた

現状値
(令和5年度末時点)

目標値

18.32%
(平成30年)

21.5%
(令和12年時点)

目標値について：大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（平成23（2011年））の目標年次である20年後の公園緑地の整備量及び開発指導の緑化実績を見据えて設定した目標

【参考指標】
「緑の多さに満足している」と答えた
区民の割合

＜引用計画＞ 大田区緑の基本計画グリーンプランおおた

みどりのまちづくりの進展を目指す。

65.6%
(令和5年)
60.6%(令和4年)

70%
(令和12年)

目標値について：平成20（2008）年度から令和3（2021）年度は7.7%上昇しており、令和12（2030）年度に向けた継続的な上昇を踏まえて設定した目標

保護樹木・保護緑地の指定状況

1,167件(令和6年3月)
1,169件(令和5年3月)

1,200件
(令和9年3月)

散策路の整備延長

22,952m(令和5年3月)
22,712m(令和4年3月)

事業実績

視点

10

持続可能な社会の基盤となる 脱炭素化が進む都市

政策指標

大田区の温室効果ガス排出量

＜引用計画＞ 大田区脱炭素戦略

基準値：3,455千t-CO₂（平成25（2013）年度）
最終目標値：実質ゼロ達成（2050年度）

目標値について：大田区脱炭素戦略（令和5年（2023））による試算値（将来推計と国の計画を踏まえた対策等による削減見込量を積算したもの）を設定した目標（2030年度の目標達成に向けては、既存事業のほか、今後脱炭素戦略等に基づく多様な取組を進めています。事業については状況等に応じて見直しを行います。）

公共施設における太陽光発電設備の導入数
/導入率

26件/4.4%(令和5年度)
26件/4.4%(令和4年度)

40件
(令和14年度時点)

低炭素建築物の認定件数/認定率

73件/3.3%(令和5年度)
109件/5.1%(令和4年度)

庁有車（乗用車）の電動車率

48.9%(令和5年度)
42.8%(令和4年度)

100%
(令和12年度)

事業実績

テーマDの満足度

〈令和5年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査〉

Q. 大田区では、環境に配慮した都市づくりが進んでいると思いますか？
「そう思う」「ややそう思う」と答えた区民の割合

46.1%
45.2%（令和4年度）

総括

「緑の多さに満足している」と答えた区民の割合は増加している。一方で、緑被率は宅地化により低下傾向にあります。保護樹木・保護緑地の指定件数の増加を目指し、樹木医診断等の技術的なケアを行える体制整備も併せて進めていきます。

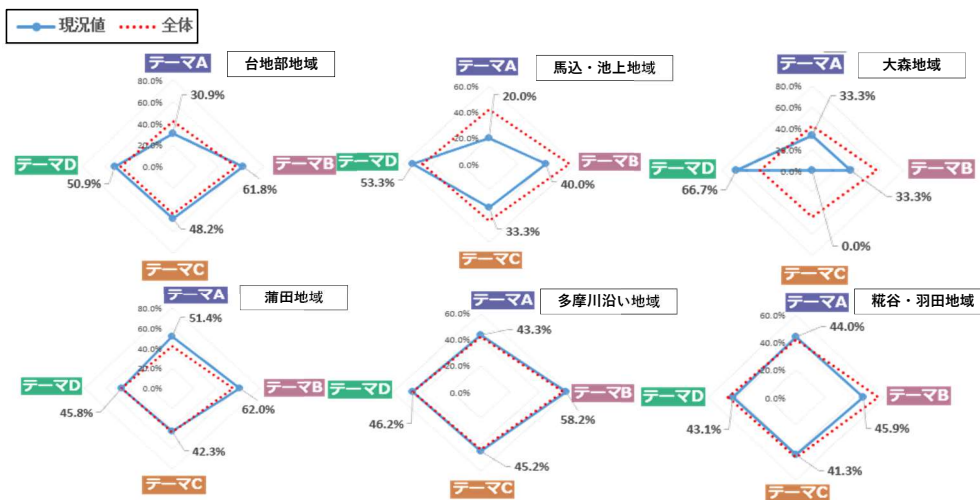
温室効果ガス排出量については、コロナ禍ではあったものの日常・経済活動がやや回復基調にあったため、前年度比微増となっています。2050年の脱炭素社会の実現に向け一層取組を強化するため、環境基本計画の改定や再エネルギー利用設備の設置促進等により、一層区民・事業者・区が一体となって温室効果ガス排出量削減に取り組み、持続可能な都市づくりを目指します。

各地域の満足度評価

〈令和5年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査〉

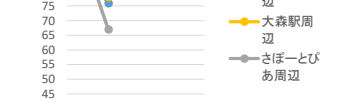
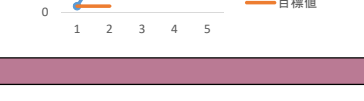
豊かな自然が豊富な台地部地域や池上本門寺周辺に多くの緑地が残っている馬込・池上地域ではテーマDが高い結果となった。一方で、海に面しており、水害リスクのある荏谷・羽田地域や高密度な木造住宅が多い馬込・池上地域では、テーマCの満足度がやや低い結果となるなど、地域特性が現れている。

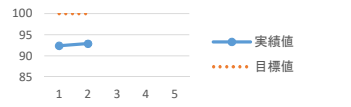
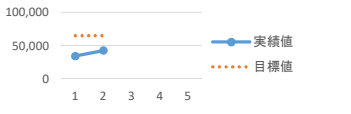
テーマA	にぎわいと交流を生む国際都市の発展	区平均：41.8%
テーマB	地域力を育む暮らしやすい場の提供	区平均：56.3%
テーマC	安全・安心な生活の実現	区平均：43.6%
テーマD	地球にやさしい環境の創出	区平均：46.1%



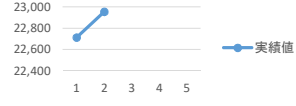
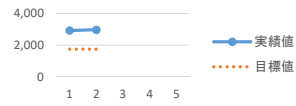
※空港臨海部地域は、区民意識調査に基づく満足度のデータはありません。

視点	指標の		項目	グラフ		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	種類	No.								
視点1 持続的成長を支える魅力ある拠点										
政策指標	1	区内宿泊施設の宿泊者数		実績値	146	202				
				目標値	175	175				
政策指標	2	国際交流・多文化共生が進んだまちだと感じている区民の割合		実績値	24.2	24.7				
				目標値	30	30				
事業実績	3	大田区観光情報センター利用者数		実績値	72,427	47,226				
				目標値	70,000	70,000				
事業実績	4	地域にぎわい事業参加者数		実績値	254	697				
				目標値						
視点2 都市の発展を牽引する産業環境										
政策指標	5	製造品出荷額		実績値	4,424 令和元年度	4,345 令和3年度				
				目標値	5,000	5,000				
政策指標	6	大田区内従業者数		実績値	349,551 平成28年度	355,138 令和3年度				
				目標値	360,000	360,000				
事業実績	7	過去20年間で大田区工場アパート立地助成事業を活用し整備した工場アパートのユニット数		実績値	39	71				
				目標値	200	200				
事業実績	8	立地助成事業の認定件数 (ものづくり工場立地助成、工場アパート立地助成、ものづくり企業立地継続補助金、研究開発企業等整備助成)		実績値	55	59				
				目標値	40	40				
視点3 来街者も円滑に移動できる交通環境										
政策指標	9	主要駅における年間乗車数 (大森駅、JR蒲田駅、東急蒲田駅、京急蒲田駅)		実績値	102,619	109,696				
				目標値	108,294	108,294				
政策指標	10	【参考指標】 生活環境の満足度「交通の便」		実績値	78.1	78.6				
				目標値	80	80				
事業実績	11	新空港線の整備（第一期整備）								
事業実績	12	都市計画道路の整備延長		実績値	52.87	52.87				
				目標値	55.86	55.86				
事業実績	13-1	中心拠点における交通結節機能の強化								
	13-2									

視点	指標の 種類	No.	項目	グラフ		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	視点4 多様なライフスタイルに対応できる良好な住環境									
	政策 指標	14	「ユニバーサルデザイン」の考え方を理解している人の割合		実績値	19.6	18.8			
					目標値	25	25			
	政策 指標	15	成人の週1回以上のスポーツ実施率		実績値	63.2	64.6			
					目標値	65	65			
	政策 指標	16	【参考指標】若い世代における定住意向（10・20～30代）		実績値	74.5 令和3年度	75.6			
					目標値	80.9	80.9			
事業 実績	17	知ることからはじまるユニバーサルデザインのまちづくり「心のバリアフリーハンドブック」の配布実績		実績値	8,700	10000				
				目標値						
事業 実績	18-1	バリアフリー特定事業の進捗率		蒲田駅周辺	88.7 令和2年度	76				
	18-2			大森駅周辺	93 令和2年度	78				
	18-3			さぼーとびあ周辺	94.1 令和2年度	67				
事業 実績	19	区民スポーツまつりの参加者数		実績値	8437	8585				
				目標値	10,000	10000				
事業 実績	20	公園の運動施設の稼働率		実績値	55.6	55				
				目標値						
事業 実績	21	防災塾の開講		実績値	2	18				
				目標値	2	2				
視点5 様々な移動手段を選択できる地域交通										
政策 指標	22	交通事故発生件数		実績値	1,426	1,583				
				目標値	1,100	1100				
政策 指標	23	【参考指標】【再掲】生活環境の満足度「交通の便」		実績値	78.1	78.6				
				目標値	80	80				
事業 実績	24	【再掲】都市計画道路の整備延長		実績値	52.87	52.87				
				目標値	55.86	55.86				
事業 実績	25	ホームドア・ホーム柵の設置駅（一部設置含む）		実績値	34	37				
				目標値	43	43				

視点	指標の 種類	No.	項目	グラフ		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
視点6 強靱で回復しやすい減災都市										
政策 指標	26	住宅の耐震化率		実績値	92.4	92.9				
				目標値	100	100				
	27-1	重点整備地域における不燃領域率 最終目標値：70％		大森中	63.8 令和3年度	64.3 令和4年度				
				目標値	69.9	69.9				
	27-2			羽田二・ 三・六	48.0 令和3年度	49.4 令和4年度				
				目標値	51.8	51.8				
	28-1	整備地域における延焼遮断帯の形成率 （都市計画道路の整備に関する事項は除く）		大森中	73.7 令和3年度	73.7 令和4年度				
				西蒲田	37.7 令和3年度	37.7 令和4年度				
	28-2			目標値	75	75				
				目標値	75	75				
事業 実績	29	耐震改修・除却助成件数		実績値	195	211				
				目標値	263	263				
事業 実績	30	都市防災不燃化促進事業の助成件数		実績値	3	1				
				目標値	5	5				
事業 実績	31	不燃化特区助成件数		実績値	31	20				
				目標値	30	30				
事業 実績	32	【再掲】 都市計画道路の整備延長		実績値	52.87	52.87				
				目標値	55.86	55.86				
視点7 様々な活動に支えられた安全・安心な都市										
政策 指標	33	ハザードマップを確認した区民の割合		実績値	46.7 令和3年度					
				目標値	70	70				
政策 指標	34	防災アプリの登録者数		実績値	34,222	42,658				
				目標値	65,000	65,000				
政策 指標	35	中小企業におけるBCP策定率		実績値	22.4	19.7				
				目標値	30	30				
事業 実績	36	【再掲】 防災塾の開講		実績値	2	18				
				目標値	2	2				
事業 実績	37	防犯灯（私道）のLED設置(基)数/整備率		実績値	3,409	4,355				
				目標値	7,544	7544				
事業 実績	38	区HP「大田区簡易版BCPシート」における各シート等のダウンロード件数		実績値	3,122	3,120				
				目標値	5,330	5,330				

視点	指標の	項目	グラフ		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	種類				No.				
視点8 オープンスペースを活かした防災都市									
政策指標	39	暮らしを支える身近な公園の充足度		実績値	97 令和2年度	97			
				目標値	100	100			
	41	区立公園の面積		実績値	2,120,751.21	2,139,979.75			
				目標値					
事業実績	40	区立公園の数		実績値	545	545			
				目標値					
事業実績	42	民間誘導による公園・広場の整備件数		実績値	1	3			
				目標値					

視点	指標の 種類	No.	項目	グラフ		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	視点9 水と緑のネットワークによる安らぎのある都市									
	政策 指標	43	緑被率		実績値	18.32 平成30年度				
					目標値	21.5	21.5			
	政策 指標	44	【参考指標】 「緑の多さに満足している」と答えた 区 民の割合		実績値	60.6	65.6			
					目標値	70	70			
	事業 実績	45	保護樹木・保護緑地の指定状況		実績値	1,169	1,167			
					目標値	1,200	1,200			
	事業 実績	46	散策路の整備延長		実績値	22,712 令和3年度	22,952 令和4年度			
					目標値					
視点10 持続可能な社会の基盤となる脱炭素化が進む都市										
	政策 指標	47	大田区の温室効果ガス排出量 基準値：3,455千t-CO2（平成25 （2013）年度） 最終目標値：実質ゼロにまで削減（2050 年度）		実績値	2,926 令和2年度	2,974 令和3年度			
					目標値	1,756	1,756			
	事業 実績	48	公共施設における太陽光発電設備の導入 数		実績値	26	26			
					目標値	40	40			
	事業 実績	49	低炭素建築物の認定件数		実績値	109	73			
					目標値					
	事業 実績	50	庁有車（乗用車）の電動車率		実績値	42.8	48.9			
					目標値	100	100			

大田区移動等円滑化促進方針の見直し素案及びパブリックコメントの実施について

1 大田区移動等円滑化促進方針の概要

区では、平成 30 年のバリアフリー法の改正を踏まえ、令和 2 年 3 月に大田区移動等円滑化促進方針を策定した。これは、鉄道駅をはじめとした旅客施設や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集積したエリアを「移動等円滑化促進地区」に指定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものである。

2 方針見直しの目的

大田区移動等円滑化促進方針は 10 ヶ年計画であり、5 年毎の見直しを行っている。これまでの取組を調査、分析及び評価し、区全体におけるバリアフリー化をさらに推進することを目的とした方針見直しを行う。

また、見直し内容については、令和 6 年 8 月 9 日（金）に開催した第 36 回大田区移動等円滑化推進協議会にて、素案としてとりまとめを行い、今後は区民意見公募手続き（パブリックコメント）を実施し、区民等からの意見集約を行う。

3 区民意見公募手続き（パブリックコメント）の実施について

（1）意見募集期間

令和 6 年 10 月 21 日（月）から 11 月 11 日（月）まで

（2）閲覧場所

区ホームページ、都市計画課窓口（本庁舎 7 階 11 番窓口）

区政情報コーナー（本庁舎 2 階）、各特別出張所

（3）意見提出方法

東京共同電子申請・届出サービス、郵送、FAX、窓口への持参

（4）周知方法

区ホームページ、区報 10 月 21 日号、X（旧 Twitter）

4 今後のスケジュール

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月～
常任委員会	10/15 素案報告			1/15 パブリックコメント結果 ・見直し案報告		決 定	決定内容の 報告
“すいすい” 協議会				1/31 承認			
パブリック コメント	 10/21～11/11						

大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針

見直し素案【概要版】



第1章 大田区移動等円滑化促進方針の見直しについて

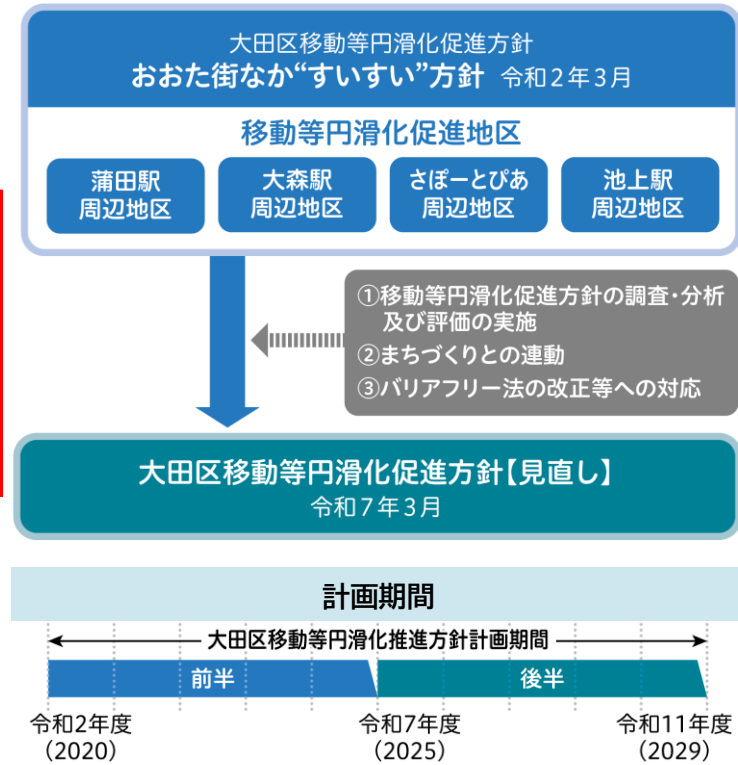
(1)これまでの経緯・見直しの目的

- 令和元年度に、大田区移動等円滑化促進方針(※)を策定し、4つの移動等円滑化促進地区を指定しました。
- これまでの取組を分析・評価し、大田区全体におけるバリアフリーの取組をさらに推進することを目的に、以下の視点で見直しを行います。

- UPDATE** ○ソフト面の取組促進に向けた区民・事業者・区(行政)の役割の明確化
- UPDATE** ○移動等円滑化促進地区の追加指定
- NEW** ○バリアフリー情報の集約と活用
- NEW** ○継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築

※移動等円滑化促進方針:区全体の移動等円滑化の方針を示すとともに、旅客施設を中心とした地区や高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を、移動等円滑化促進地区に指定し、面的・一体的なバリアフリー化の取組の基本方針を示すものです。

移動等円滑化促進方針の策定経緯と見直しの背景



(2)計画期間

- 計画期間は、令和7年度からの概ね5年間とします。

第2章 移動等円滑化に関する課題の整理

1 区全体に関する課題

地区指定について

- ▶関連計画における拠点の位置づけやまちづくりとの連動が必要

利用者意識について

- ▶利用者視点の整備から、利用者個々人のニーズを踏まえたきめ細かな整備へ
- ▶利用者の意見を効果的に事業へ反映させるための連携体制強化

ソフト面について

- ▶心のバリアフリー普及啓発及びソフト面の取組について、区民・事業者・区(行政)が連携し、一体となって進めることが必要

その他

- ▶新技術等の積極的な取り入れ
- ▶防災時を考慮したバリアフリー化

2 移動等円滑化の取組に関する課題

鉄道駅について

- ▶ホームドアやサインの設置、エレベーター利用者への心のバリアフリー啓発、利用しやすいトイレの整備、複数の出入口へのバリアフリー経路確保

バスについて

- ▶バス停を示す視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置、バス停の屋根の改善・設置

道路・交通安全施設について

- ▶歩道…路面凹凸や段差及び勾配の改善、有効幅員確保、障害物排除、視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置
- ▶交差点…エスコートゾーンや音響式信号機の設置、横断時間確保
- ▶踏切…斜め方向にまたがる踏切での視覚障がい者の安全確保

建築物・公園について

- ▶道路から入口までの経路のバリアフリー化
- ▶トイレにおける設備や機能の分散配置と利用者の適切な利用意識の醸成、異性介助や同伴者も利用可能な設備
- ▶サインの設置及び見やすさ・分かりやすさの改善、非常時を知らせるフラッシュライトの設置
- ▶ベビーチェア、ベビーベッドの設置
- ▶災害時の一時集合場所や避難所までの経路や施設内のバリアフリー化

ソフト面の取組について

- ▶重点整備地区にて実施している事業の全区への展開

第3章 区全体の移動等円滑化の方針

1 移動等円滑化の目標

- 「移動しやすいまち、使いやすい施設でみたされる街 おおた」の実現を目指します

2 基本方針 **UPDATE**

(1)移動等円滑化の取組を着実に推進するために

- 地区指定により計画的に移動等円滑化を推進します
- 指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施します
- 地区内の取組を契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づく区全体へのバリアフリー化を進めます

(2)より良い整備を実施するために

- 利用者個々のニーズに応じた整備を図ります
- スパイラルアップにより継続的にバリアフリーの水準を向上させます

(3)一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

- 区民・事業者・区(行政)の役割を明確化し、ソフト面の取組を促進します

第4章 移動等円滑化促進地区の基本方針

1 移動等円滑化の取組の基本方針

(1)地区全体の方針

- 高齢者、障がい者をはじめ妊娠中の人、乳幼児連れの人及び病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指します。
- 日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路及び建築物などを対象に連続的なバリアフリー化を推進します。
- 多くの区民が利用する施設、高齢者、障がい者等が利用する施設、災害時に一時集合場所や避難所、避難場所となる学校や公園などのバリアフリー化を進めます。また、これらの各施設へ至る駅やバス停からの経路と、各施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、回遊性に配慮した歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- 駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図ります。

(2)公共交通に関する方針

- 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備などのさらなる安全性及び利便性を向上させます。
- 駅では、プラットフォームから主要な出入口(線路を挟んで両側に出入口がある駅では、それぞれの出入口)まで、バリアフリー化された経路を確保します。
- 駅のプラットフォームでは、円滑な乗降のため列車との段差及び隙間をできる限り小さくするとともに、ホームドアの設置などによる転落防止を図ります。
- バス車両及びバス乗り場のバリアフリー化を進めます。また、バス乗り場においては屋根やベンチなどの整備を進めます。

(3)道路等に関する方針

- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全で快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- 車いすやベビーカーの利用者がバスに円滑に乗降できるように、関連事業者と連携して、バス停付近の歩道などの整備を進めます。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置にあわせて、横断歩道にバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンを設置します。

(4)建築物に関する方針

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を連続的に確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるよう図るとともに、移動を支援する案内情報を分かりやすく提供します。
- トイレの設置にあたっては、建築物の用途及び規模に応じて、車いす利用者用トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーチェアやベビーベッドの設置されたトイレ、大型ベッドの設置されたトイレ、異性介助に配慮した設備やフラッシュライトの設置など、利用者のニーズに配慮します。
- 乳幼児連れ利用者に配慮し、建築物の用途及び規模に応じて、授乳やおむつ交換ができる場所を確保します。

(5)ソフト面の取組に関する方針

- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、自転車の駐車、看板・商品などの歩道上の障がい物の排除など、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス停留所付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。
- 高齢者、障がい者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、交通事業者及び施設等職員の研修・教育の充実を図ります。

第4章 移動等円滑化促進地区の基本方針(つづき)

2 移動等円滑化促進地区の追加指定

○バリアフリー法における3要件(配置要件・課題要件・効果要件)を基に、大田区都市計画マスタープランの中心拠点・生活拠点を移動等円滑化促進地区として追加指定します。

それぞれの要件に対する区としての考え方

①配置要件

徒歩圏内に3以上の施設が存在する地区は**区全体**

②課題要件

バリアフリー化の取組について、さらなる**広域的な促進**が必要

③効果要件

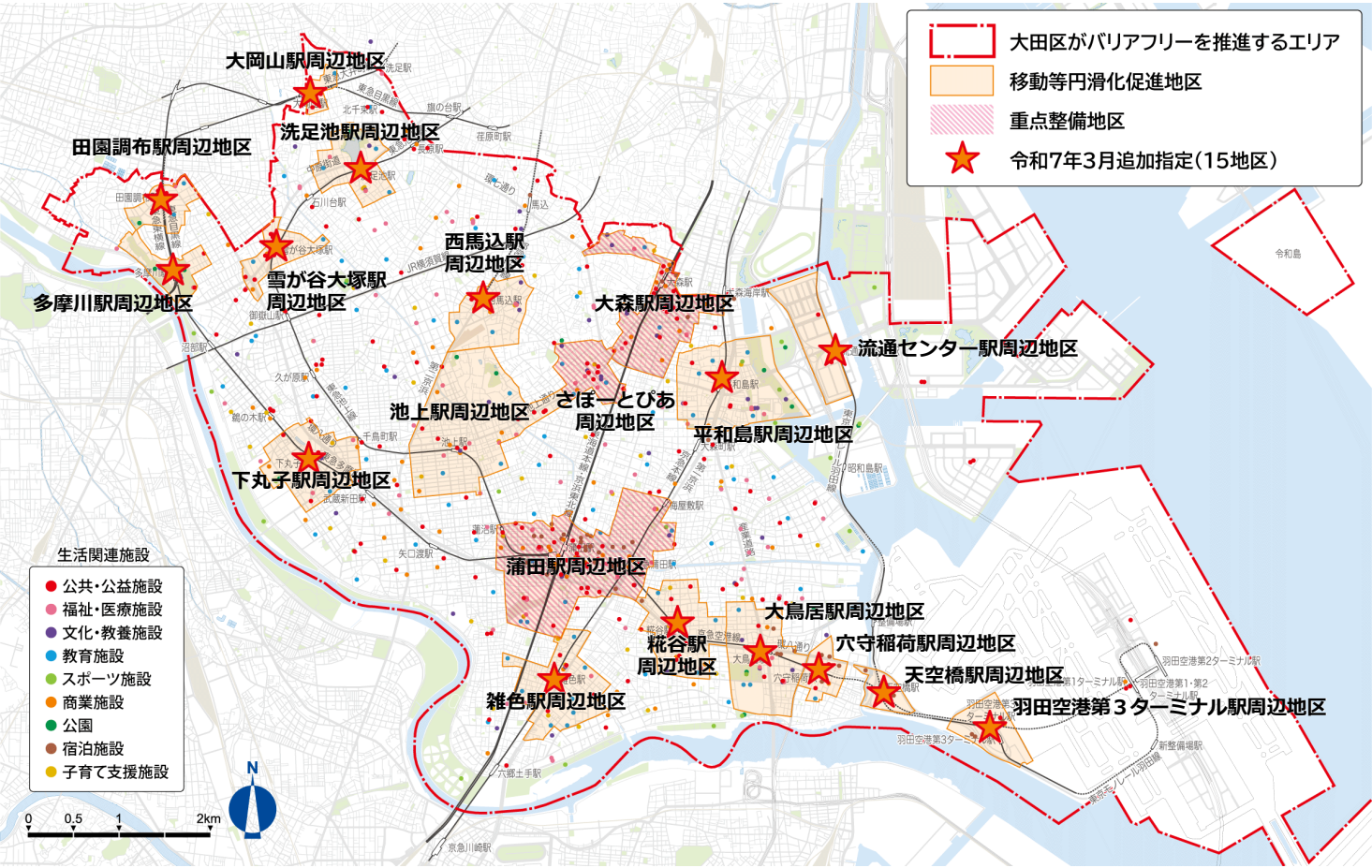
中心拠点と生活拠点はバリアフリー化を促進することが有効かつ適切な地域

第5章 移動等円滑化促進地区の区域等の設定

1 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

- 生活関連施設 : 高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設及び商業施設等の中から設定。
- 生活関連経路 : 生活関連施設相互を結ぶ経路。歩行者の安全性を高める歩道のある道路を基本に、地区内のネットワークを重視しつつ、駅またはバス停を中心とした移動と施設間の移動に配慮した動線を設定。
- 区域 : 各促進地区の拠点(駅等)を中心とした徒歩圏(半径500m圏)内とし、生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲を設定。

2 移動等円滑化促進地区 UPDATE



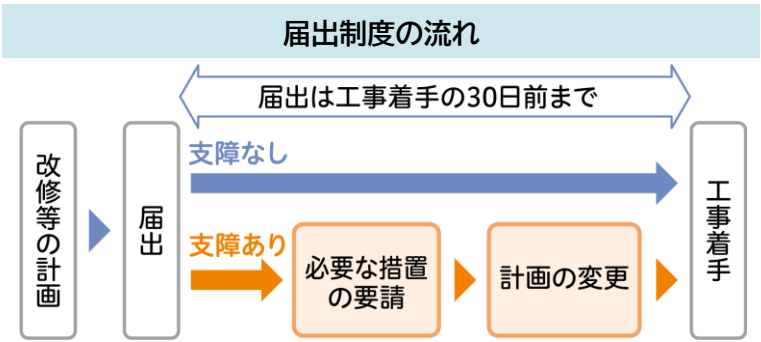
第6章 移動等円滑化の推進に向けた今後の取組

(1)関係者との連携・協力

○大田区移動等円滑化推進協議会を継続し、関係者間で情報交換を行いつつ、計画的に移動等円滑化を推進します。

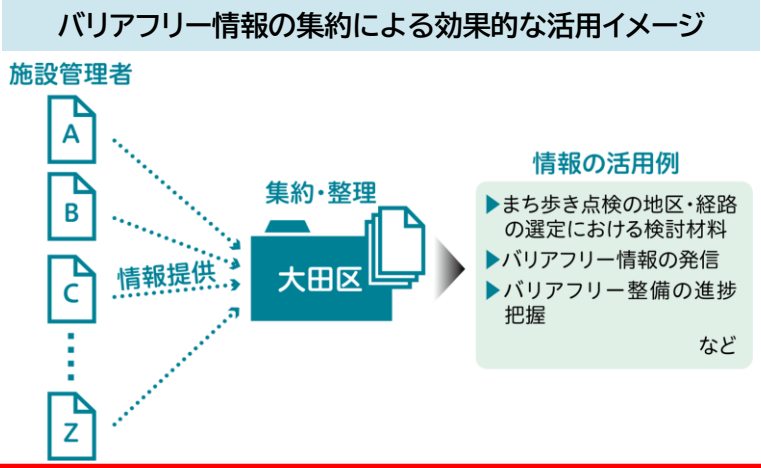
(2)届出制度

○バリアフリー法に基づき、施設間の移動の連続性を担保するため、促進地区内の旅客施設と道路の境目等において改修等を行う場合、届出を義務付けます。



(3)バリアフリー情報の集約と活用 NEW

○各施設のバリアフリー情報(設備の有無、設置箇所等)を集約・整理し、webサイト等に公開する等、適宜活用していきます。

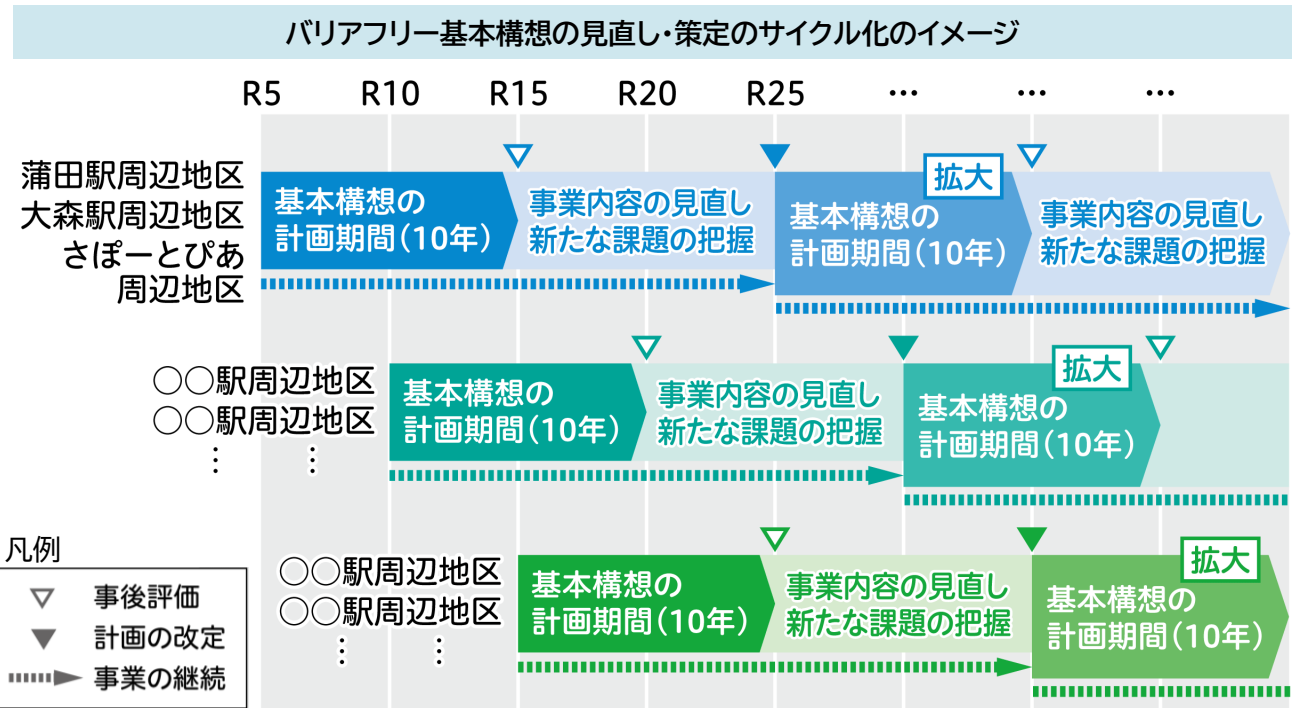


(4)移動等円滑化促進方針の評価・改定

○移動等円滑化促進方針の改定の際は、事前に調査・分析及び評価を行います。また、継続的に進行管理や調整等を行い、着実に移動等円滑化を推進します。

(5)継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築 NEW

○区全体を見据えた計画的なバリアフリー化に向けて、区内の各拠点におけるバリアフリー基本構想の策定・見直しをサイクル的に進め、重点整備地区の追加指定・拡大を行います。継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョンを構築することで、さらなる街なかのバリアフリー化を推進します。



大田区移動等円滑化促進方針
おおた街なか“すいすい”方針
(見直し素案)

大 田 区

目次

第1章 大田区移動等円滑化促進方針の見直しについて	3
1-1 これまでの経緯	3
1-2 移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想	4
1-3 大田区移動等円滑化促進方針の見直しの背景と目的	5
1-4 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ	7
1-5 検討体制と見直し・策定までの流れ	10
第2章 移動等円滑化に関する課題の整理	12
2-1 現状把握	12
2-2 移動等円滑化の取組状況	18
2-3 課題の整理	29
第3章 区全体の移動等円滑化の方針	32
3-1 移動等円滑化の目標	32
3-2 基本方針	32
第4章 移動等円滑化促進地区の指定と取組の基本方針	35
4-1 移動等円滑化の取組の基本方針	35
4-2 移動等円滑化促進地区の指定の考え方	37
4-3 移動等円滑化促進地区の要件に関わる区としての考え方	37
4-4 移動等円滑化促進地区の追加指定	39
第5章 移動等円滑化促進地区の区域等の設定	40
5-1 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定	40
5-2 移動等円滑化促進地区の図示	40
第6章 移動等円滑化の推進に向けた今後の取組	61

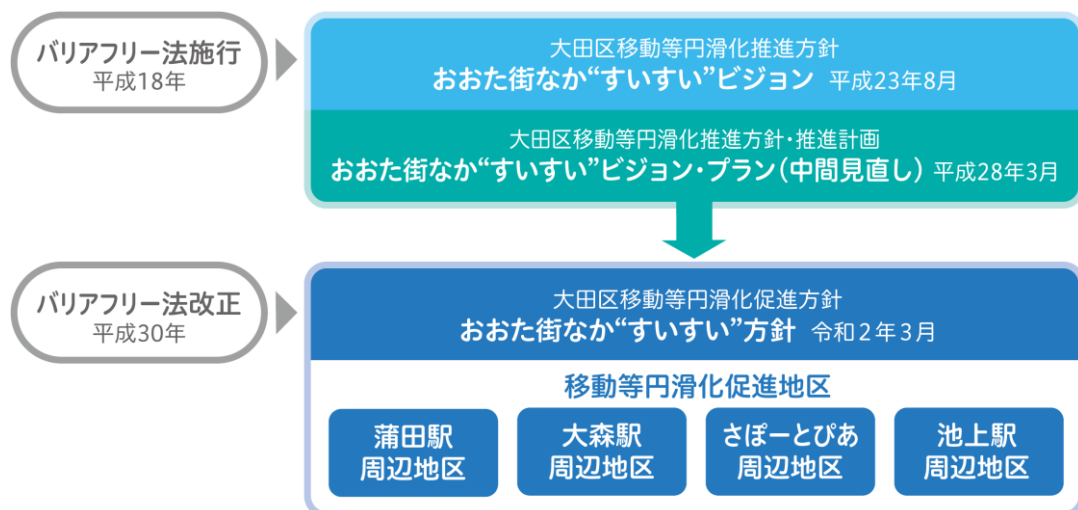
第1章 大田区移動等円滑化促進方針の見直しについて

1-1 これまでの経緯

区は、平成18(2006)年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称バリアフリー法)※1」の趣旨を踏まえ、多くの人が集まる拠点となる地域での移動等円滑化を推進するため、平成23(2011)年度に区全体を対象としたマスタープランとなる「大田区移動等円滑化推進方針 おおた街なか“すいすい”ビジョン」を作成し、平成27(2015)年度には中間見直しを行いました。

そして令和元(2019)年度には、平成30(2018)年のバリアフリー法改正※2を踏まえ、「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」を策定し、法律に基づき4つの移動等円滑化促進地区(蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区、池上駅周辺地区)を指定しました。

図 1-1 移動等円滑化促進方針の策定経緯



※1 平成18(2006)年に施行されたバリアフリー法:建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と、公共交通のバリアフリー化に関する法律である交通バリアフリー法が一体化した法制度です。

※2 平成30(2018)年のバリアフリー法改正:改正のポイントは次の4点です。

- ・共生社会の実現や社会的障壁の除去の明確化、心のバリアフリーの推進
- ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
- ・移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度の創設
- ・貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合の義務化

1-2 移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想

(1) 移動等円滑化促進方針とは

大田区における移動等円滑化促進方針とは、区全体における移動等円滑化の方針を示すとともに、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を、「移動等円滑化促進地区」に指定し、当該地区の面的・一体的なバリアフリー化の取組の基本方針を示すものです。

これにより、「移動等円滑化促進地区」ならびに区全体のバリアフリー化の考え方を広く共有し、その実現に向け、具体の事業計画である「バリアフリー基本構想」の作成・推進に繋げていくことをねらいとしています。

(2) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を「重点整備地区」に指定し、公共交通、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための施策を示すものです。

バリアフリー基本構想で示された施策は「特定事業計画」として事業者別に整理・作成され、事業者はその計画に基づく事業について、実施の義務が課されます。

図 1-2 移動等円滑化促進地区と重点整備地区の配置関係のイメージ



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
(令和 3 年 3 月 国土交通省総合政策局安心生活政策課)

1-3 大田区移動等円滑化促進方針の見直しの背景と目的

大田区におけるバリアフリーに関するマスタープランとなる、大田区移動等円滑化促進方針の見直しについて、背景と目的を以下に示します。

(1)背景

① 移動等円滑化促進方針の調査・分析及び評価の実施

バリアフリー法では、移動等円滑化促進方針を策定した場合、概ね5年毎に、移動等円滑化促進地区における取組の状況についての調査・分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて移動等円滑化促進方針の見直しを行うものと定められています。

② まちづくりとの連動

区では、大田区全体を「バリアフリーを推進するエリア」と定めています。そのようななかで、区内には、蒲田駅や大森駅以外にも、駅を中心にまちづくりが進められている地区が多くあります。それらのまちづくりの動きと連動し、バリアフリー化を効率的に進めるよう移動等円滑化促進地区の追加指定が必要です。

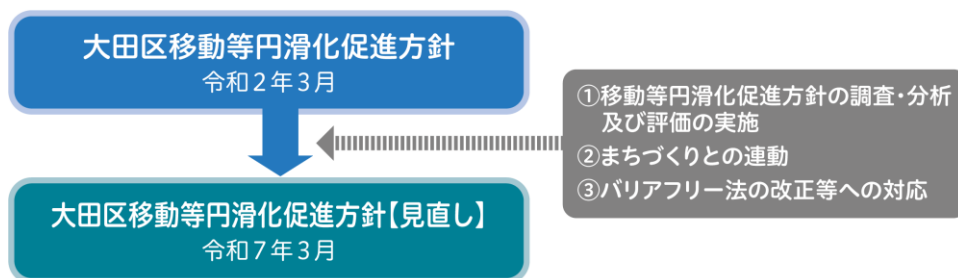
③ バリアフリー法の改正等への対応

バリアフリー法や障害者差別解消法の改正^{※1、2}、SDGsへの取組^{※3}などの変化を踏まえ、ハード・ソフト両輪でのバリアフリー化をより一層推進することが求められます。

(2)見直しの目的

上記の背景を踏まえ、令和2年3月に策定した「移動等円滑化促進方針」に基づく取組を評価し、大田区全体におけるバリアフリーの取組をさらに推進することを目的に「大田区移動等円滑化促進方針【見直し】」を策定します。

図 1-3 大田区移動等円滑化促進方針の見直し



※1 バリアフリー法の改正：令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正で、心のバリアフリーを始めとするソフト面の対策強化が示されました。

※2 障害者差別解消法の改正：民間事業者における合理的配慮の提供を義務付ける法改正が、令和3(2021)年5月に成立し、公布日である令和3(2021)年6月4日から起算して3年以内に施行されます。都内事業者については「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成 30(2018)年 10 月施行)」により合理的配慮の提供が義務化されています。

※3 SDGs への取組：平成 27(2015)年に、国連本部において採択された持続可能な開発目標 SDGs は、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の 3 つのバランスを取りながら、令和 12(2030)年までに実現しようとする国際社会の目標です。17 のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもその開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

(3)見直しのポイント

「大田区移動等円滑化促進方針」の計画期間の後半に向けた見直しとして、ポイントを以下に示します。

① ソフト面の取組※促進に向けた

区民・事業者・区（行政）の役割の明確化

UPDATE

バリアフリー法の改正に伴い、心のバリアフリーの取組など、ソフト面の取組を強化します。また、利用者個々のニーズに応じた取組を進めます。

② 移動等円滑化促進地区の追加指定

UPDATE

令和2(2020)年3月指定の4地区(蒲田駅周辺・大森駅周辺・さぽーとぴあ周辺・池上駅周辺)の移動等円滑化促進地区に加え、関連計画を踏まえて「移動等円滑化促進地区」を追加指定します。

③ バリアフリー情報の集約と提供

NEW

様々な施設管理者が持つバリアフリー情報の効果的な活用を目的に、事業者が情報を区へ提供することを位置づけます。

④ 継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築

NEW

区全体を見据えた計画的なバリアフリー化に向けて、区内の各拠点におけるバリアフリー基本構想の策定・見直しをサイクル的に進め、重点整備地区の追加指定・拡大を行います。継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョンを構築することで、さらなる街なかのバリアフリー化を推進します。

※ソフト面の取組：区民・事業者・区がバリアフリー化の重要性を認識し、高齢者・障がい者等に対する理解を深めるための取組(心のバリアフリー)や、ハードの不足を補完する取組(たとえばホームドアが設置されていない鉄道駅における人手による旅客支援)です。

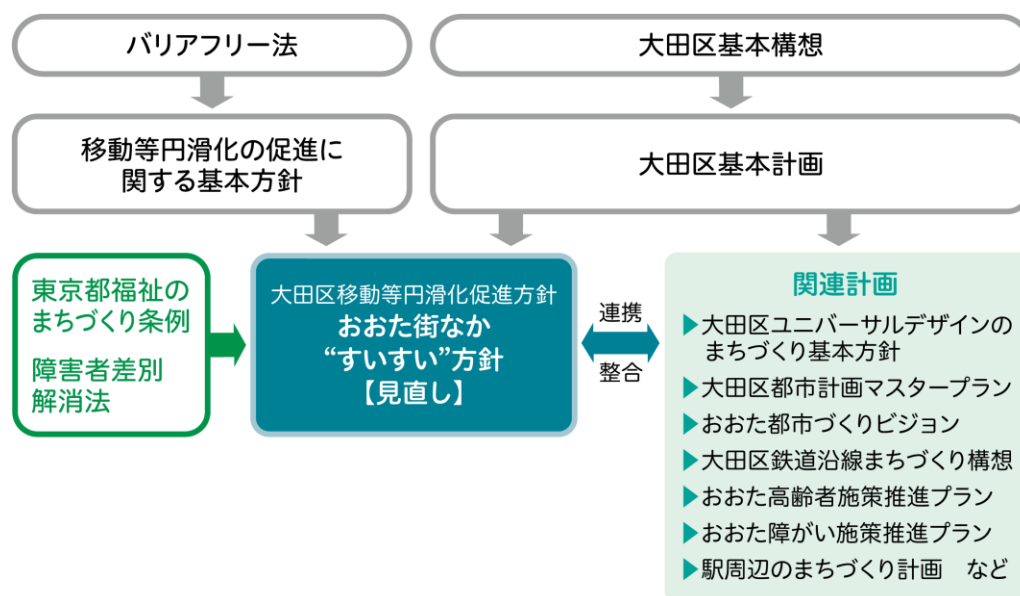
なお、公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル(国土交通省／令和4年3月)によると、公共交通事業者のソフト対策の取組項目として、旅客支援(案内誘導、乗降支援)、情報提供(旅客施設・車両等における提供、ウェブサイトや配布物による提供)、教育訓練(職員の意識向上、職員のスキル向上)などが示されています。

1-4 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ

(1)位置づけ

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】は、バリアフリー法及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定するものです。また、「大田区基本構想」及び「大田区基本計画」に即すとともに、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を始めとする上位・関連計画等との整合に留意し見直します。

図 1-4 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ

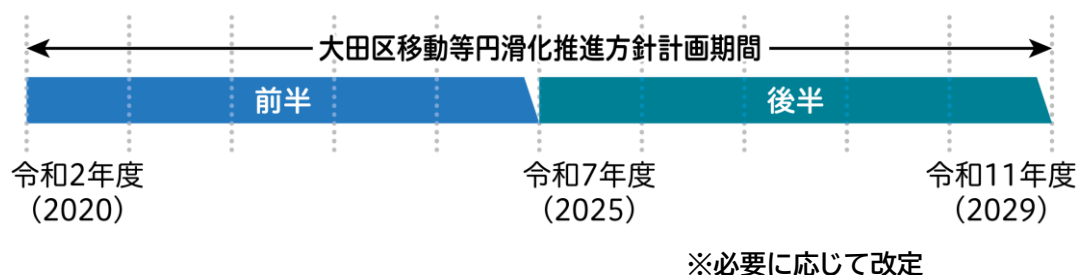


(2)計画期間

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の計画期間は、令和7年度からの概ね5年間とします。

ただし、区全体に共通する基本的な施策の変更があった場合などは、必要に応じて改定を行います。

図 1-5 計画期間



(3)連携・整合すべき関連計画について

連携・整合すべき主な関連計画について、その概要を下表に示します。

表 1-1 関連計画の概要と連携・整合すべき主な事項

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり 基本方針(平成23年3月) 区民、地域団体、事業者等と行政が、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進を基本に据え、計画や事業などに取り入れるための基本的な考え方や方向性を示すもの	▶ 区民の交流促進、普及・啓発、情報の発信・提供 ▶ ユニバーサルデザインの公共的施設づくり、円滑に移動できる施設・設備と仕組みづくり、案内・サインの充実 ▶ 地域力を活かしたユニバーサルデザイン推進体制づくり、区民参加による地域力を活かす組織づくり、行政サービスのユニバーサルデザイン
大田区都市計画マスタープラン (令和4年3月) 都市の将来像や方向性を示す、都市空間を対象とする最上位の法定計画	▶ 拠点の位置づけ、各拠点におけるバリアフリーの方針 ▶ 誰もが利用しやすい交通環境の整備 ▶ 区全体を対象にバリアフリーの取組を推進
おおた高齢者施策推進プラン (令和6年3月) 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちの実現に向けて、高齢者施策を定めるもの	▶ 18 の特別出張所を拠点とした地域づくり(日常生活圏域の設定) ▶ 元気な高齢者に健康の維持や増進に向けた支援 ▶ 就労や社会参加の支援 ▶ 災害時を想定した危機管理
おおた障がい施策推進プラン (令和6年3月) 大田区の障がい分野の個別計画であり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めるもの	▶ 障がいを理由とする不当な差別的取扱いを無くし、建設的対話^{※1}と合理的配慮^{※2}の提供を通じて、社会的障壁^{※3}が除去されるよう障がいの理解促進 ▶ 大田区らしい地域共生社会^{※4}の実現を推進
グランドデザイン 各駅周辺における地区独自のまちづくり計画	▶ 駅や歩行系ネットワーク上におけるバリアフリーの方針

※1建設的対話：合理的配慮の提供にあたって、社会的障壁(バリア)を除去するための、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、障がい当事者との双方の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応していくことです。

※2合理的配慮：障害者差別解消法では、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められています。また、都内事業者については、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成 30(2018)年 10 月施行)」により、合理的配慮の提供をしなければならない義務として定められています。

※3社会的障壁(バリア)：障がいのある方にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものです。

※4地域共生社会：制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

(4)SDGs の推進

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年に国連本部において全会一致で採択された、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12(2030)年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもその開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

大田区移動等円滑化促進方針【見直し】においても、「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、SDGsの17のゴールのうち、特に目標3・5・10・11・17との関係を意識しながら、バリアフリーの取組を進めていきます。

図 1-6 国連開発計画(UNDP)が掲げる 17 の持続可能な開発目標(SDGs)



図 1-7 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】と密接に関係するゴール

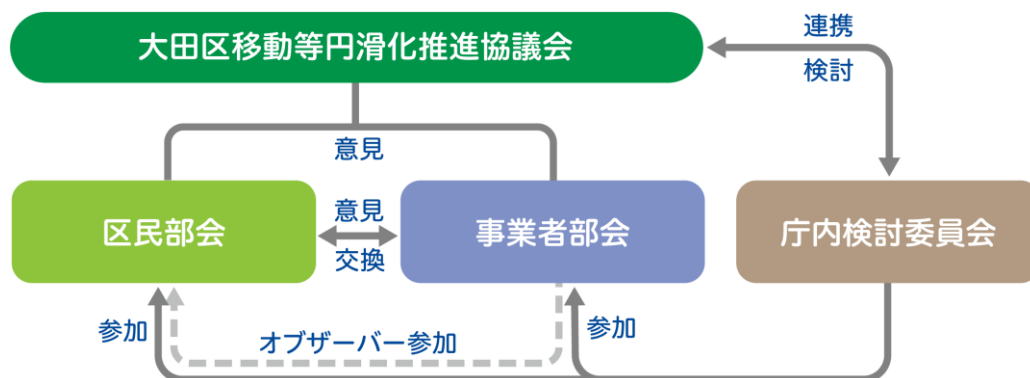
3 すべての人に健康と福祉を	目標3 すべての人に健康と福祉を 区全体ならびに移動等円滑化促進地区のバリアフリー化を推進することにより、だれもがより活動的に暮らせるまちづくりを進めます。	5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5 ジェンダー平等を実現しよう 男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えに配慮した施設や設備など、子育て支援環境の整備を進め、家事育児における男女差を改善します。
10 人や国の不平等をなくそう	目標 10 人や国の不平等をなくそう 心のバリアフリーの取組を推進することにより、偏見や差別をなくし、不公平・不平等のないまちづくりを進めます。	11 住み続けられるまちづくりを	目標 11 住み続けられるまちづくりを 移動等円滑化促進地区において、だれもが安全かつ円滑に公共交通機関及び生活関連施設を利用できるようにします。
17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう 目標を達成するために、区民・事業者・NPO・区(行政)との協働・連携を推進します。		

1-5 検討体制と見直し・策定までの流れ

(1) 検討体制

検討体制は下図のとおりであり、大田区移動等円滑化推進協議会を中心として、区民部会、事業者部会、庁内検討委員会が相互に連携し、意見交換や検討を行います。

図 1-8 検討体制



●大田区移動等円滑化推進協議会

高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成し、移動等円滑化の方針及び計画について検討及び推進する組織

●区民部会

区民（高齢者・障がい者団体委員）等で構成し、まち歩き点検を通じて利用者の視点や利用者ニーズで課題を抽出し、改善策を提案する組織

●事業者部会

関係事業者で構成し、施設、経路及び心のバリアフリー等に関する課題の解決策を検討する組織

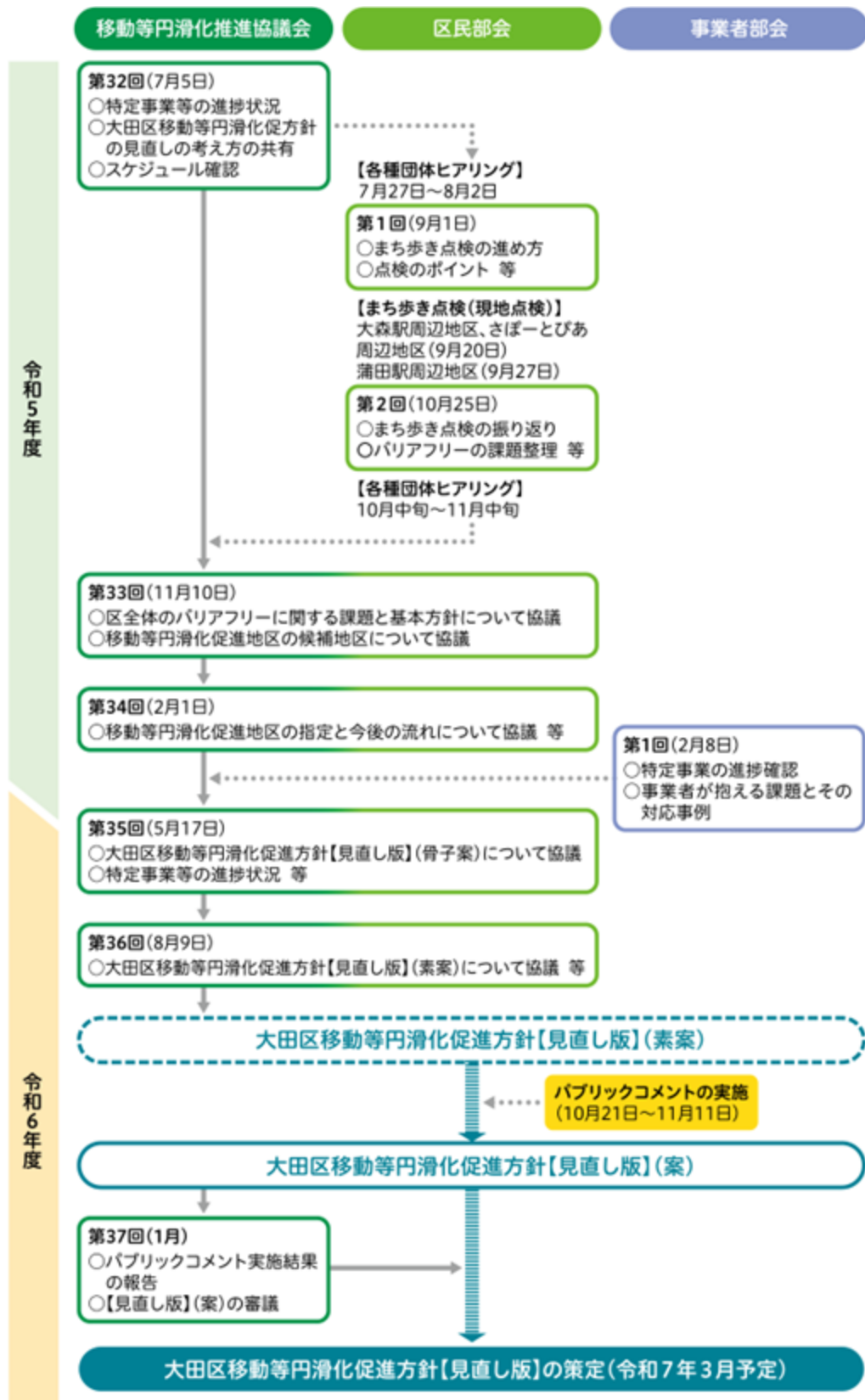
●庁内検討委員会

区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整及び方針の決定を行う組織

(2)見直し・策定スケジュール

見直し・策定スケジュールは、以下に示すとおりです。

図 1-9 見直し・策定スケジュール



第2章 移動等円滑化に関する課題の整理

2-1 現状把握

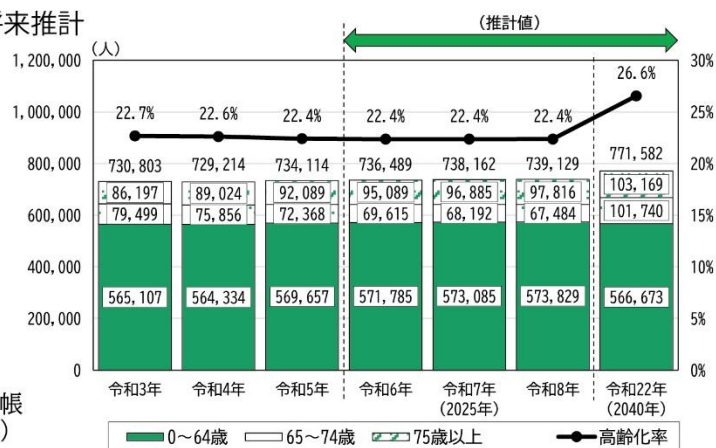
(1) 社会動向

① 高齢化の加速

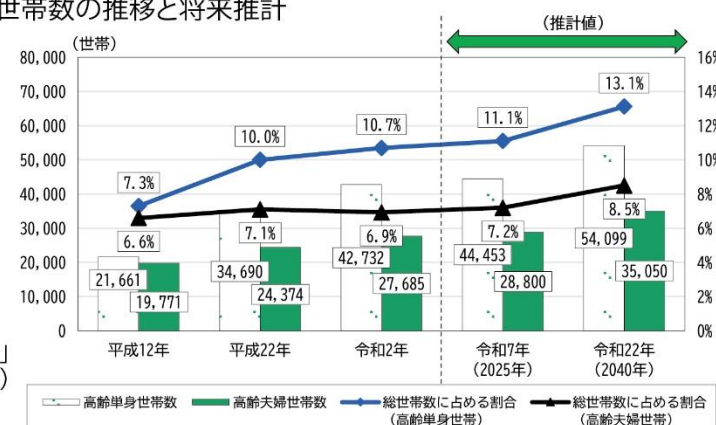
おおた高齢者施策推進プラン(令和6年3月)によると、65歳以上の人口割合は、令和5年では22.4%であることに對し、令和22年には約26.6%となり、更なる高齢化が進みます。また、高齢単身世帯も増加しているため、生活維持のために高齢者の外出の必要性が高まることが想定され、それらに対応したバリアフリー化が求められます。

図 2-1 大田区における高齢者数等の将来推計

人口及び高齢者の推移と将来推計



高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数の推移と将来推計



出典：おおた高齢者施策推進プラン (令和6年3月)

② 働く障がい者の増加

障害者雇用促進法において、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務があり、障がい者実雇用率は増加傾向にあります。

こうした背景を踏まえ、障がい者が安全に通勤できるよう、施設や事業所が多く集積している周辺地域のバリアフリー化が求められます。

③ 障がいの特性に応じた新技術やデジタル活用

超スマート社会を実現する社会システムでは、IoT※¹やAI※²などのデジタル技術を社会のあらゆる場面において活用し、経済発展と社会課題の解決を両立していくことを目指しています。

そのなかで、障がいの特性に応じたアクセシビリティに関する支援技術などが進展しつつあることから、その開発・普及を注視しつつ、交通事業者や施設管理者が区と連携して活用していくことが求められます。

図 2-2 新技術の進展例

例① AI スーツケース

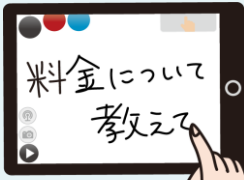


「AI スーツケース」は、視覚障害者の移動を支援する自律型ナビゲーションロボットです。見た目はスーツケースですが、内部にコンピューターやセンサー、モーターなどが組み込まれており、人や障害物を避けながら、目的地まで安全にユーザーを案内することができます。

出典：日本未来科学館 web サイト「AI スーツケースについて」

例② デジタル技術を活用したコミュニケーション支援

① 筆談



筆談・テンプレート・音声認識（短い会話）・画像などを用いてのコミュニケーションができます。

② 音声認識



職員が話した言葉がリアルタイムに文字に変換されるので、回答を即時に読み取ることができます。

③ 遠隔手話通訳



◀ 遠隔手話通訳を用いて窓口対応を行っている様子（大田区障がい者総合サポートセンター）

①と②の出典：東京都福祉局 web サイト「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業」

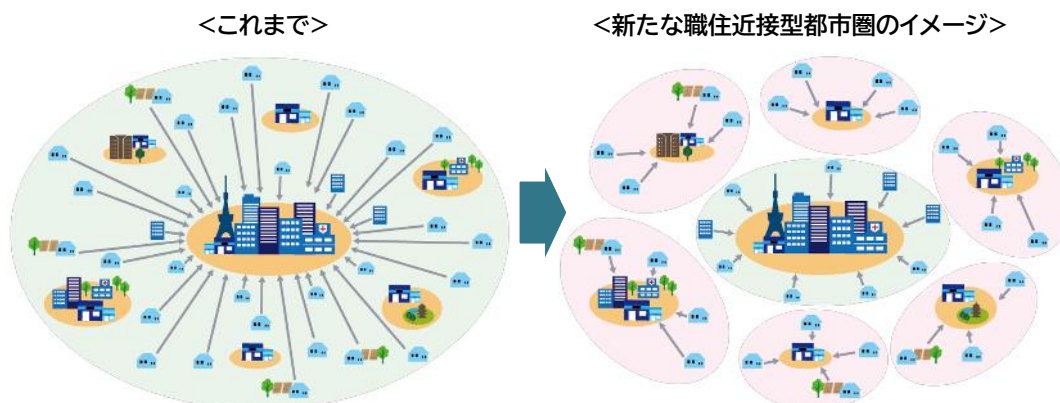
※1 IoT:Internet of Things(モノのインターネット)の略称。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置、住宅・建築物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みです。

※2 AI:Artificial Intelligence(人工知能)の略称。コンピューターがデータを分析し、知識を基に、新しい結論を得る推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、情報から将来使えそうな知識を見つける学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術です。

④ 新しい生活様式への変化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の移動の特性が変わるなど、新しい生活様式が浸透しました。将来は高齢化のさらなる進展により、通勤や通学を行わない人々がマジョリティ(多数者)になる可能性があります。よって、これまでの居住地と就業地の広域的な移動に加え、日常生活圏内での自由な移動がより重要視されることが想定されます。

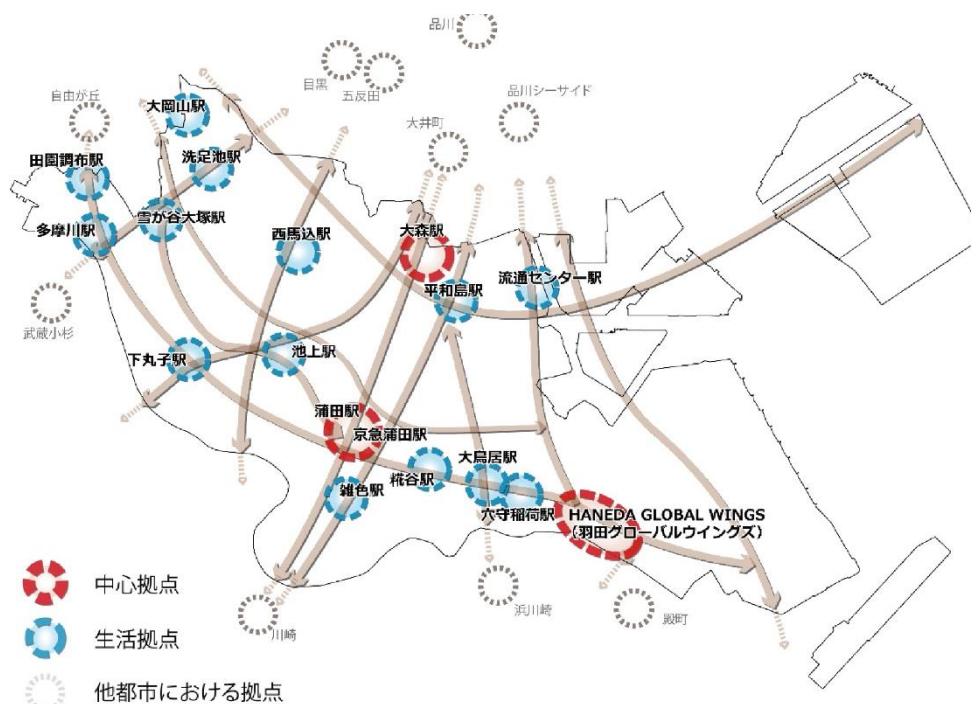
図 2-3 生活様式の変化の例



出典：新たなライフスタイルを実現する人中心のモビリティネットワークと生活圏
-転換点を迎えた東京都市圏の都市交通戦略-（東京都市圏交通計画協議会 令和3年3月）

大田区都市計画マスタープランでは、日常生活を含む区の主要な拠点となる「中心拠点」「生活拠点」を設定しており、誰もが移動しやすい街なかの形成に向けた、さらなるバリアフリー化が求められます。

図 2-4 拠点と拠点交流網からなる将来都市構造



出典：大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）

(2)区民意識調査結果

大田区区民意識調査からバリアフリーに関する事項を抽出し、経年的な整理を行いました。

公共交通へのバリアフリー化の要望は令和3年以降減少傾向にあります。依然として一定程度の要望があります。

認知度では、ユニバーサルデザイン、障害者差別解消法、ヘルプカード、社会的包摂^{※1}の考え方について知らない割合が一定程度を占めており、周知が必要です。

区立施設についてバリアフリー化を評価する割合は4割前後で推移しており、バリアフリー化の一層の推進が必要です。

表 2-1 バリアフリーに関する区民意識

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要望	公共交通について早期にバリアフリー化対策を実施してほしい割合(MA)	21.0	—	21.7	21.2	18.6
	バリアフリーのことを知らなかった割合(SA)	20.1	17.0	12.5	12.5	11.2
認知度	ユニバーサルデザインのことを知らなかった割合(SA)	49.1	46.6	39.9	38.0	35.1
	障害者差別解消法を知らなかった割合(SA)	63.9	64.0	60.3	50.9	50.8
	ヘルプカードを知らなかった割合(SA)	52.2	57.0	55.2	37.4	41.6
	社会的包摂の考え方を知らなかった割合(SA)	—	—	—	66.3	63.2
評価	区立施設は高齢者や障がい者、外国人に配慮されていると思う割合(SA)	—	—	42.9	34.1	41.3

MA: マルチアンサー(複数回答) SA: シングルアンサー(単一回答)

数値は%

出典: 各年ともに区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

(3)区全体のバリアフリーに関する団体ヒアリング

① 実施概要

区全体のバリアフリーに関する団体ヒアリング及びまち歩き点検の実施概要は、下表に示すとおりです。

表 2-2 団体ヒアリング及びまち歩き点検の実施概要

実施日(令和5年)	内容	参加者
7月27日(木)、28日(金) 8月1日(火)、2日(水)	団体 ^{※2} ヒアリング	高齢者・障がい者
9月20日(水) 9月26日(火)	大森駅・さぽーとぴあ周辺 地区まち歩き点検	高齢者、障がい者、学識、区職員等
9月27日(水)	蒲田駅周辺地区 まち歩き点検	高齢者、障がい者、学識、区職員等
10月中旬～11月中旬	子育て世代への 書面ヒアリング	妊産婦、乳幼児連れ

※1 社会的包摂: 大田区区民意識調査によると「こどもたちを誰一人取り残さないよう、こどもや保護者が抱える問題を地域共通の課題として捉え、地域においてすべてのこどもを温かく包み込む支援」と定義づけています。

※2 団体: 大田区視覚障害者福祉協会、大田区聴覚障害者協会、NPO 法人大身連・大田区肢体障害者福祉協会、大田区手をつなぐ育成会、大田区精神障害者家族連絡会です。

② 主な意見

「鉄道駅・バス」「道路・交通安全施設」「建築物・公園」「人的対応・サービス・教育・研修等」の分野ごとの主な意見を以下に示します。

意見分類

● 評価できる点

▲ 気になる点

■ 意見・希望

なお、文末の()内は主たる回答者の属性(家族等を含む)を示しています。

【鉄道駅・バス】

- 駅周辺などでは部分的にバリアフリー化が進んでいると感じる。(知的障がい)
- ▲ 歩道が狭く、車いす使用者が降りることができないバス停がある。(肢体不自由者)
- ▲ エレベーターが混雑していて乗れなかったり、位置が分かりにくかったりする駅がある。(子育て世代)
- 目で見えて理解できるような表示がほしい。(聴覚障がい)
- 駅改札前の動線が分かりにくく危ないため、改善してほしい。(知的障がい)

【道路・交通安全施設】

- ▲ 斜め方向にまたがっている踏切において、踏切からはずれ線路に落ちやすく危ない。(視覚障がい)
- ▲ 交差点において青信号の時間が短く、子ども連れやベビーカーで横断歩道を渡りきることができない。(子育て世代)
- ▲ 歩道が狭く、子ども連れやベビーカーで移動がしにくい。(子育て世代)
- まずは大きな通りを対象に、優先的にエスコートゾーンを設置してほしい。(視覚障がい)
- 歩道と車道の分離をして、安全にしてほしい。(知的障がい)
- 高齢者の移動の負担を軽減するために、交通手段を充実させてほしい。(精神障がい)

【建築物・公園】

- 新しい施設では、階ごとにトイレのレイアウトが異なるなど工夫されている施設もある。(車いす使用者)
- ▲ エレベーターが混雑して乗れない施設がある。(子育て世代)
- ▲ 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない施設がある。(視覚障がい)
- ▲ 公園の出入口に柵が設けられている場合、幅員が狭いため、入りにくくなっている。(視覚障がい)
- 多機能トイレに利用が集中しないよう、利用者それぞれに対応した(機能分散された)トイレを増やす必要がある。(肢体不自由者)
- 目で見えて理解できるような表示がほしい。(聴覚障がい、精神障がい)
- 建築物には非常時を知らせるライトを設置してほしい。(聴覚障がい)
- オストメイト用流しを手洗い場として誤使用されないように、分かりやすい表示がほしい。(知的障がい)
- 新しい基準で整備されていても、不便な場合があるため、よりよい整備に向けた検討を進めてほしい。(肢体不自由者、知的障がい、高齢者)

【人的対応・サービス・教育・研修等】

- ▲知的障がい者は周りを見て判断するため、エスカレーターは歩かないでほしい。(知的障がい)
- ▲車いす使用者対応トイレを健常者が利用し、障がい者が利用できないことがある。(車いす使用者)
- ▲自転車マナーのさらなる啓発活動や悪質運転に対する取り締まりが必要である。(肢体不自由者、視覚障がい、精神障がい、子育て世代)
- 意思疎通の手段として筆談に加え、簡単な手話を使えるとさらによい。(聴覚障がい)
- エレベーターにおける利用者の優先順位などを明確にしてほしい。(肢体不自由者)
- 学校や企業で障がい理解研修会を行い、様々な人々に周知していきたい。(肢体不自由者、聴覚障がい)
- 知的障がいへの理解はまだまだ進んでいないと思う。知的障がいの特性等をもっと知ってほしい。(知的障がい)
- 親なき後も障がい当事者が地域で生活できるような仕組みができるとよい。(精神障がい)

2-2 移動等円滑化の取組状況

(1)大田区移動等円滑化促進方針に基づく取組状況

令和2年3月に策定された大田区移動等円滑化促進方針では、以下の3つの柱を軸とした基本方針が掲げられています。

①移動等円滑化の取組を着実に推進するために

- 地区指定により計画的に移動等円滑化を推進します
- 指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施します
- 地区内の取り組みを契機として、区全域へユニバーサルデザインの環境を広げていきます

②より良い整備を進めるために

- 利用者の視点に立った整備を図ります
- スパイラルアップにより継続的に改善していきます

③一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

- 心のバリアフリーなど、区民の協力による取組を進めます
- 事業者等によるソフト的な取組を促進します

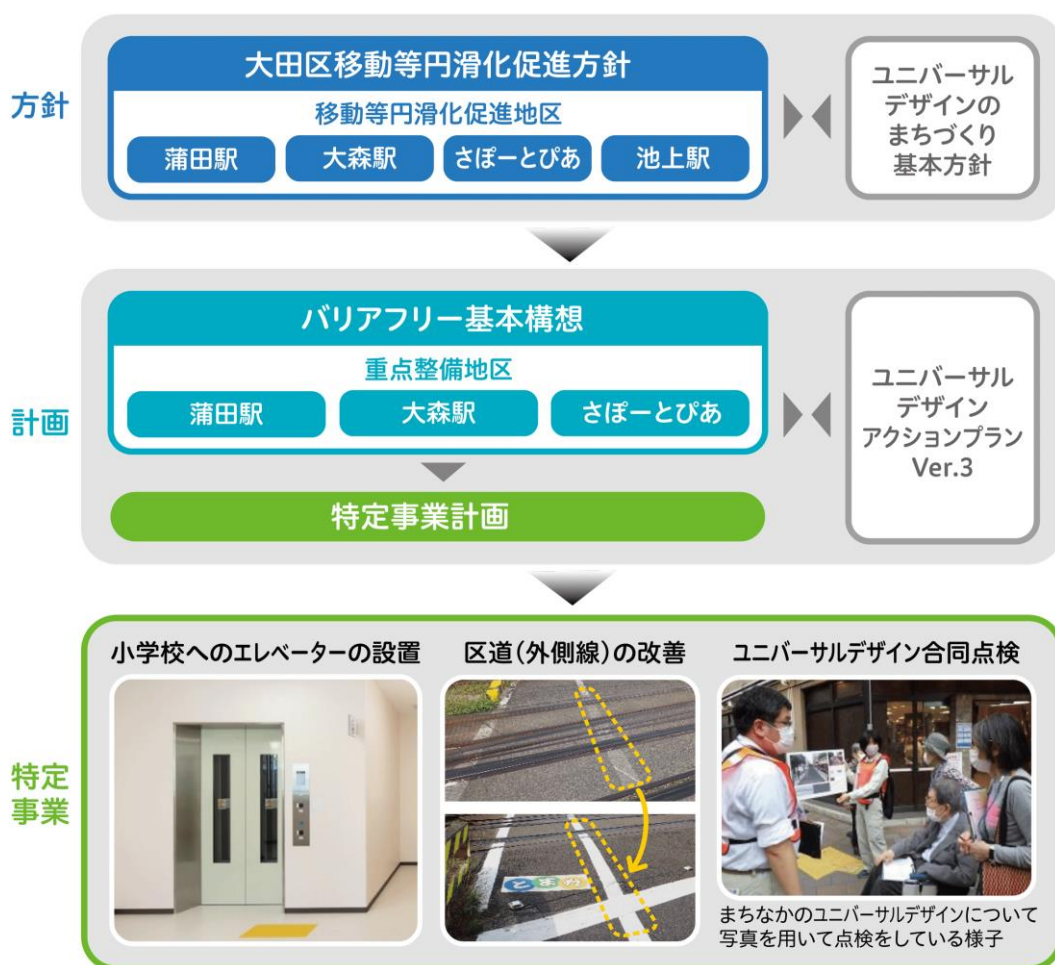
ここでは、①～③に基づくこれまでの取組状況を示します。

① 移動等円滑化の取組を着実に推進するために

移動等円滑化促進方針で移動等円滑化促進地区を指定し、これを踏まえバリアフリー基本構想において重点整備地区を指定、そして特定事業計画の作成という流れで各種のバリアフリー事業を誘導してきたことから、地区指定により計画的に移動等円滑化を推進してきたといえます。

また、ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針に基づき、指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施してきました。

図 2-5 地区指定による計画的な移動円滑化の流れ



② より良い整備を実施するために

より良い整備を進めるため、まち歩き点検により利用者視点での問題点を抽出し、その実践を積み重ねることで、各種のバリアフリー事業に反映してきました。加えて、整備を完了した取組については、利用者のニーズに配慮した整備内容になっているかの確認も行ってきました。

また、上記のようなまち歩き点検をより計画的・効果的に実践するため、令和6年10月に「まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区】」を策定しました。作成過程においては、「大田区移動等円滑化推進協議会」を始め様々な組織から多様な意見や助言をいただき、精度の高い計画となりました。

図 2-6 より良い整備を実施する仕組み



③ 一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

心のバリアフリーについては、区民意識調査における障害者差別解消法、ヘルプカード、社会的包摂の考え方などに関する認知度が高まっていないことから、区全体での心のバリアフリー化の促進が必要です。

事業者等による取組は、特定事業計画に基づく取組状況でみられたように、教育啓発特定事業やその他の事業で推進がみられました。

なお、平成26(2014)年3月に「知ることからはじまるユニバーサルデザインまちづくり」を策定し、その心のバリアフリーハンドブックを活用するなど各種のソフト面の事業が進められてきました。

図 2-7 心のバリアフリーやソフトの取組の例



(2)特定事業計画に基づく取組状況

区では、バリアフリー法に基づく重点整備地区として、蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぼーとぴあ周辺地区の3地区を指定し、各地区のバリアフリー基本構想及び特定事業計画に基づき、バリアフリー化の事業に取り組んできました。

各地区の事業の実施状況は、以下のとおりです。

① 蒲田駅周辺地区

蒲田駅周辺地区は、平成25(2013)年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置づけた309事業のうち、完了が74事業、着手済が17事業、継続実施が143事業で、進捗率は76%です。

令和5年度末時点での事業数は、平成30(2018)年度末時点と比較し、142事業から309事業とおよそ2.2倍になりました。これは、改正バリアフリー法により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

表 2-3 蒲田駅周辺地区の事業の実施状況(令和5年度末時点)

事業区分	全事業数	進捗状況別の事業数				進捗率 ※
		完了	着手済	継続実施	実施予定	
1. 公共交通特定事業	2	1	0	0	1	50%
2. 道路特定事業	12	6	2	0	4	67%
3. 交通安全特定事業	-	-				-
4. 建築物特定事業	132	67	14	0	51	61%
5. 教育啓発特定事業	60	0	0	56	4	93%
6. その他の事業	103	0	1	87	15	85%
全事業 (全事業に対する割合)	309 (100%)	74 (24%)	17 (6%)	143 (46%)	75 (24%)	76%

※進捗率 = (完了 + 着手済 + 継続実施) / 全事業数

蒲田駅周辺地区における主な実施事業を、以下に表や写真で示します。

なお、平成30(2018)年度末と比較すると、建築物特定事業においてトイレに関する事業が大幅に増加しています。

表 2-4 蒲田駅周辺地区の主な実施事業(令和 4・5 年度)

事業区分	事業内容	
	区施設	区施設以外
1. 公共交通特定事業		○ホームドアの設置
2. 道路特定事業	○外側線の改善 ○溝蓋の改善 ○自転車への注意喚起の表示の設置 ○自転車注意の路面表示の設置	○歩道の段差・勾配の改善視 ○覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善 ○階段のすべり止めの改善
4. 建築物特定事業	○出入口までの経路の段差解消 ○出入口の幅員の確保 ○案内板の設置 ○車いす使用者用駐車スペースの設置 ○施設内の案内の改善 ○階段の段鼻の視認性の改善 ○エレベーターの設置 ○トイレ ・案内サイン ・視覚障がい者誘導用ブロック ・介助用大型ベッド ・介助のためのカーテン ・ベビーチェア ・オストメイト用汚物流し ・非常時を知らせるライト ・ベビーチェア ・車いす使用者対応 ○記載台付近のスペースの改善 ○筆談対応の表示の設置 ○ローカウンターの設置 ○乳児用おむつ交換台の設置 ○授乳できる場所の確保 ○避難所としての利用を考慮した段差解消	○障がい者用駐車施設のサインの設置 ○主要な通路の幅員の確保 ○受付を示すサインの設置 ○トイレ ・案内の改善 ・大型ベッド ・カーテン ・オストメイト用汚物流し ○筆談対応の表示の設置
5. 教育啓発特定事業	○接遇教育の実施 ○学校連携教育事業の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施	○接遇教育の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施
6. その他の事業	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供 ○看板や商品などの道路上へのはみだし解消 ○放置自転車対策の実施 ○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供 ○看板や商品などの道路上へのはみだし解消 ○高齢者、障がい者等への適切な対応

写真 2-1 トイレに
介助用大型ベッド



折り畳み式の介助用大型ベッドが設置された
トイレの様子

写真 2-2 トイレに
介助のためのカーテン



介助のためのカーテンが設置さ
れたトイレの様子

写真 2-3 ホームドアの設置(梅屋敷駅)



ホームドア設置前のホームの状況



ホームドア設置後のホームの状況

② 大森駅周辺地区

大森駅周辺地区は、平成26(2014)年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5(2023)年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置づけた118事業のうち、完了が12事業、着手済が17事業、継続実施が63事業で、進捗率は78%です。

令和5(2023)年度末時点での事業数は、平成30(2018)年度末時点と比較し、72事業から118事業とおおよそ1.6倍になりました。これは、改正バリアフリー法により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

表 2-5 大森駅周辺地区の事業の実施状況(令和 5 年度末時点)

事業区分	全事業数	進捗状況別の事業数				進捗率 ※
		完了	着手済	継続実施	実施予定	
1. 公共交通特定事業	1	1	0	0	0	100%
2. 道路特定事業	-	-				-
3. 交通安全特定事業	-	-				-
4. 建築物特定事業	47	10	17	0	20	57%
5. 教育啓発特定事業	28	1	0	26	1	96%
6. その他の事業	42	0	0	37	5	88%
全事業	118	12	17	63	26	78%
(全事業に対する割合)	(100%)	(10%)	(14%)	(53%)	(22%)	

※進捗率 = (完了 + 着手済 + 継続実施) / 全事業数

大森駅周辺地区における主な実施事業を、以下に表や写真、図で示します。

なお、平成30(2018)年度末と比較すると、建築物特定事業において「音声、文字等による呼び出しカウンターの設置」「トイレに関する事業」が大幅に増加しています。

表 2-6 大森駅周辺地区の主な実施事業(令和 4・5 年度)

事業区分	事業内容	
	区施設	区施設以外
1. 公共交通特定事業		○筆談用具の準備とその表示の設置
4. 建築物特定事業	○音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 ○筆談用具の準備とその表示の設置 ○避難所としての利用を考慮した段差解消	○音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 ○トイレに介助のためのカーテンの設置 ○車いす使用者対応トイレの設置 ○筆談用具の準備とその表示の設置 ○授乳室の設置
5. 教育啓発特定事業	○接遇教育の実施 ○学校連携教育事業の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施	○接遇教育の実施
6. その他の事業	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供 ○看板や商品などの道路上へのはみだし解消 ○放置自転車対策の実施 ○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供

写真 2-4 視覚障がい者研修
(京浜急行電鉄株式会社)



視覚障がい者をホームから電車車両に誘導する際の接遇方法について、交通事業者が説明を受けている様子

図 2-8 声かけ・サポート運動のポスター
(東日本旅客鉄道株式会社)



高齢者、障がい者等への適切な対応としての声かけ・サポート運動の一環としてのポスター

③ さぼーとぴあ周辺地区

さぼーとぴあ周辺地区は、平成29(2017)年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5(2023)年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置づけた100事業のうち、完了が12事業、着手済が8事業、継続実施が47事業で、進捗率は67%です。

令和5(2023)年度末時点での事業数は、平成30(2018)年度末時点と比較し、17事業から100事業とおおよそ5.9倍になりました。これは、改正バリアフリー法により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

表 2-7 さぼーとぴあ周辺地区の事業の実施状況(令和 5 年度末時点)

事業区分	全事業数	進捗状況別の事業数				進捗率 ※
		完了	着手済	継続実施	実施予定	
1. 公共交通特定事業	-	-				-
2. 道路特定事業	3	3	0	0	0	100%
3. 交通安全特定事業	-	-				-
4. 建築物特定事業	47	9	8	0	30	36%
5. 教育啓発特定事業	21	0	0	21	0	100%
6. その他の事業	29	0	0	26	3	90%
全事業	100	12	8	47	33	67%
(全事業に対する割合)	(100%)	(12%)	(8%)	(47%)	(33%)	

※進捗率 = (完了 + 着手済 + 継続実施) / 全事業数

さぼーとぴあ周辺地区における主な実施事業を、以下に写真や表で示します。

写真 2-5 サービス介助士資格取得講座(東急電鉄株式会社)



車いす使用の体験の様子



ゴーグル装着による視覚障がい者体験の様子

表 2-8 さぼーとぴあ周辺地区の主な実施事業(令和 4・5 年度)

事業区分	事業内容	
	区施設	区施設以外
2. 道路特定事業		○歩道の段差 ○勾配の改善 ○視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善 ○歩行空間の平坦性の確保
4. 建築物特定事業	○出入口までの経路の段差解消 ○グレーチングの改善 ○トイレに介助のためのカーテンの設置 ○授乳室の鍵の貸出し方法の改善 ○筆談用具の準備とその表示の設置 ○避難所としての利用を考慮した段差解消	○道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 ○車いす使用者用駐車スペースの確保 ○フラッシュライトを示す表示の設置
5. 教育啓発特定事業	○接遇教育の実施 ○学校連携教育事業の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施	○接遇教育の実施 ○学校連携教育事業の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施
6. その他の事業	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供 ○看板や商品などの道路上へのはみだし解消 ○放置自転車対策の実施 ○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供

写真 2-6 総合的な学習の時間の活用による障がい特性の講話と疑似体験



(大田区手をつなぐ育成会)
障がい特性の疑似体験として、子どもたちが手袋をしながらシール貼り作業をしている様子

写真 2-7 障がい者対応のための接遇研修(京浜急行バス株式会社)



バスの乗降口にスロープ版を設置し、車いす使用者が乗車する際の接遇方法について、交通事業者が説明を受けている様子

2-3 課題の整理

これまで示してきた以下の各項目を踏まえ、区全体に関する課題と、移動等円滑化の取組に関する課題に分けて示します。

- 1-3 大田区移動等円滑化促進方針の見直しの背景と目的
- 1-4 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ
- 2-1 現状把握
- 2-2 移動等円滑化の取組状況

(1)区全体に関する課題

① 地区指定について

- ▶大田区都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけや働く障がい者の増加などを踏まえ、区内の駅を中心とした移動等円滑化促進地区の指定が望ましく、かつ各地区のまちづくりと連動させる必要があります。
- ▶大田区都市計画マスタープランにおける区全体を対象としたバリアフリーの取組の推進の位置づけや、高齢化の加速などを踏まえ、移動等円滑化促進地区以外のバリアフリー化にも一定の着実性が求められます。

② 利用者意識について

- ▶バリアフリー法等の移動等円滑化基準や東京都福祉のまちづくり条例の整備基準を踏まえ、利用者の視点に立った整備を進めてきましたが、これからはさらに利用者個々人のニーズを踏まえたきめ細かな整備が必要です。
- ▶令和6(2024)年3月に、まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区】を作成したことを踏まえ、点検に事業者参加を誘導するとともに、利用者の意見を効果的に事業へ反映させるため、より一層の連携体制の強化が必要です。

③ ソフト面について

障がいへの理解は以前より進んできていますが、精神障がい者など外見では分からない障がいへの理解が進んでいません。また区民意識調査結果においては、ユニバーサルデザインや障害者差別解消法、ヘルプカードなどの認知度が低い状況にあります。

- ▶心のバリアフリーの普及啓発を推進させるため、区民の協力だけでなく、区民・事業者・区(行政)が連携して、より理解を広げていく必要があります。
- ▶ソフト面の取組は、事業者中心から区民・事業者・区(行政)が一体となって進める必要があります。

④ その他

- ▶障がい特性に応じた新技術等の進展などを踏まえ、それを積極的に取り入れることが必要です。
- ▶発災時の避難等を踏まえたバリアフリー化の促進が必要です。

(2)移動等円滑化の取組に関する課題

① 鉄道駅について

鉄道駅は、エレベーターや多機能トイレの設置などが進みました。

- ▶ホームドアの設置、エレベーターの位置を示すサイン設置、エレベーターを利用する人の心のバリアフリー化、利用しやすいトイレの整備、複数の出入口へのバリアフリー経路の確保など、さらなるバリアフリー化の水準向上が必要です。
- ▶Wi-Fiなど、情報提供環境の改善とその周知が必要です。

② バスについて

バス車両は、ノンステップバスの導入が進み利用しやすくなり、また、乗務員の接客・介助の水準が向上してきています。

- ▶バス停を示す視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置や、バス停の屋根の改善・設置など、バス停周辺のバリアフリー化が必要です。

③ 道路・交通安全施設について

道路は、蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区の3地区を中心に歩行空間のバリアフリー化が進んでいます。

- ▶今後は、重点整備地区である3地区以外についても、バリアフリーの歩行空間ネットワーク化が必要です。
- ▶歩道のない道路での歩道の設置など、歩行空間の改善が必要です。
- ▶歩道は、路面の凹凸や段差及び勾配の改善、有効幅員の確保が必要です。また、看板・商品など歩道上の障害物の排除が必要です。また、視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置が必要です。
- ▶交差点において、エスコートゾーン・音響式信号機の設置、横断時間の十分な確保が必要です。
- ▶踏切は、特に斜め方向にまたがる箇所において視覚障がい者の安全確保が必要です。

④ 建築物・公園について

建築物は、出入口までのアクセシビリティの確保は進んでいますが、トイレをはじめとする施設内の設備は、高齢者・障がい者等のニーズに即した使い勝手のよいものが求められています。

- ▶道路から建築物出入口まで、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置など経路のバリアフリー化が必要です。
- ▶トイレは、設備や機能の分散配置と利用者の適切な利用意識の醸成、分かりやすい設備サインの設置、緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置、異性介助のための設備や同伴者も利用できるトイレ整備などが必要です。
- ▶サインは、誰にでも理解できるなど、見やすさ・分かりやすさの改善が必要です。また、非常時を知らせるライトの設置が必要です。
- ▶ベビーチェア、ベビーベッド等の設置が必要です。
- ▶災害時に一時集合場所や避難所となる小・中学校までの経路、及び避難所として利用される学校施設内のバリアフリー化が必要です。また、一時集合場所や避難場所となる公園のバリアフリー化が必要です。

⑤ ソフト面の取組について

重点整備地区における令和3～5(2021～2023)年度の特定期間では、「5. 教育啓発特定事業」において、接遇教育やバリアフリーに関する啓発活動、学校連携教育事業が進んでいます。

また、「6. その他の事業」において、高齢者、障がい者等への適切な対応、バリアフリー情報の提供、筆談用具の準備とその表示の設置、バス停の表示の改善、看板や商品などの道路上へのはみだし解消、自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動や放置自転車対策が進んでいます。

- ▶一方、団体ヒアリングでは、上記の事業をより広く求める意見が多くあり、区全体に取組を広げていくことが必要です。

第3章 区全体の移動等円滑化の基本方針

「2-3 課題の整理 (1)区全体に関する課題」を踏まえ、移動等円滑化の目標と、それを実現するための基本的な方針を示します。

3-1 移動等円滑化の目標

●「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた」の実現を目指します

令和2(2020)年3月に策定した大田区移動等円滑化の方針における目標を継続することとし、区全体を対象にバリアフリーの取組を推進し、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた」の実現を目指します。

3-2 基本方針

(1)移動等円滑化の取組を着実に推進するために

●地区指定により計画的に移動等円滑化を推進します

区が平成23(2011)年3月に策定した「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」では、具体的な取組の一つとして、「多くの人が集まる拠点(場所・施設)のユニバーサルデザインの推進」を位置づけています。

また、バリアフリー法では、施設が集積する地区において一体的な移動等円滑化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の作成とそれに基づく事業の実施という仕組みを設けています。

これらを踏まえ、区は多くの人が集まる拠点となる地域をバリアフリー法に基づく「移動等円滑化促進地区」または「重点整備地区」に指定し、当該地区の移動等円滑化を計画的に推進します。

●指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施します

移動等円滑化促進地区や重点整備地区において位置づけられた施設や経路以外でも、施設の改修、道路改良工事などの機会を捉え、着実に整備を実施します。

その際は、これまでのバリアフリー基本構想に基づき実施された施設や経路の取組を参考とし、ユニバーサルデザインの考え方に基づく移動等円滑化を図ることで、良質な都市空間の形成を目指します。

●地区内の取組を契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づく区全体へのバリアフリー化を進めます

移動等円滑化促進地区や重点整備地区においては、移動等円滑化促進方針やバリアフリー基本構想に基づく取組に加え、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に示した各種取組(アクションプラン)を実践していきます。

そして、これらの地区で実際に人の行動や気持ち、まちの環境及び社会の仕組みに潜む様々なまちの課題解決に取り組むことを契機として、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、区全体へのバリアフリー化を進めていきます。

(2)より良い整備を実施するために

●利用者個々のニーズに応じた整備を図ります

移動等円滑化のための取組は、バリアフリー法等の移動等円滑化基準や東京都福祉のまちづくり条例の整備基準などに基づき実施され、高齢者や障がい者等が安全・安心に利用できる環境が確保されています。一方、一定の基準は満たされた施設でも、設備の配置や人の動線によっては利用者にとって使いづらくなっている例も見受けられます。

そこで、整備を行う際には、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」で示されたまちづくりの考え方や合理的配慮の考え方等を踏まえ、利用者個々のニーズに応じた整備を図るとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」を基本とした「ユニバーサルデザイン」の考え方を反映させていくこととします。

●スパイラルアップにより継続的にバリアフリーの水準を向上させます

「大田区移動等円滑化推進協議会」を中心に、移動等円滑化促進方針における移動等円滑化促進地区、及びバリアフリー基本構想における重点整備地区に基づくバリアフリー化の取組の進捗状況を管理します。

また、区民の参加により実際の取組成果を確認し、利用者のニーズに充分に即した整備内容になっているかどうかの検証を行います。

さらに、バリアフリーや障がいの特性に応じた新たな技術開発、先進事例、国・東京都・他自治体の動向をとらえたうえで、随時新たな考え方を取り入れていきます。

そしてこれらの重層的なスパイラルアップにより、継続的にバリアフリーの水準を向上させます。

(3)一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

●区民・事業者・区（行政）の役割を明確化し、ソフト面の取組を促進します

① 区民

「困っているときにどのような支援をすればよいのか」など、高齢者、障がい者等への接し方、支援の方法等を習得し、理解と協力を深めます。また、高齢者、障がい者等の困難さや困りごとを体験し学習する場への参加や、バリアフリーに関する活動への参加等、一人ひとりが自発的にバリアフリーへの取組に努めます。一方で、障がい者団体は、区や学校と連携しながら、心のバリアフリーの普及啓発を進めます。

あわせて、自転車を適切な場所に止めることや、道路上に看板を置かない等、交通ルールを守り、マナーの向上に努めます。

② 事業者

障がいの社会モデル※の観点から、障がいの有無に関わらず、すべての利用者に対し同じサービスが提供できるように努めます。

高齢者や障がい者の利用に伴い、移動や目的を円滑に達成できるように、知識や技術を身につける研修等、職員教育の充実に取り組みます。

高齢者、障がい者等の移動や施設の利用における困りごとを理解し、適切な対応ができるよう取り組みます。

聴覚障がい者とのコミュニケーションの取り方を理解するとともに、筆談ボードや遠隔手話通訳等を用いた対応を進めます。

特定事業等の実施だけでなく、利用者ニーズに応える取組も並行して行うことで、施設等の利便性・安全性の向上を図ります。

③ 区（行政）

区民と事業者が進めるべきソフト面の取組について、区が主催する講演会の実施など、啓発・広報活動を進めます。

障がい者団体が実施する講習会や交流会の開催、区立の小中学校における教育の実施など、区民の具体的な行動につなげるための支援を進めます。

職員の知識や意識の向上を図るため、「大田区移動等円滑化促進方針【見直し】」の考え方や取組について庁内で共有するとともに、広く周知します。

※障がいの社会モデル：障がい者が日常・社会生活で受ける制限は、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方です。

第4章 移動等円滑化促進地区の基本方針

4-1 移動等円滑化促進地区における取組の基本方針

「2-3 課題の整理 (2)移動等円滑化の取組に関する課題」を踏まえ、移動等円滑化の取組の基本方針を以下に示します。

(1)地区全体の方針

- 高齢者、障がい者をはじめ妊娠中の人、乳幼児連れの人及び病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指します。
- 日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路及び建築物などを対象に連続的なバリアフリー化を推進します。
- 多くの区民が利用する施設、高齢者、障がい者等が利用する施設、災害時に一時集合場所や避難所、避難場所となる学校や公園などのバリアフリー化を進めます。
また、これらの各施設へ至る駅やバス停からの経路と、各施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、回遊性に配慮した歩行空間のバリアフリーネットワークを形成します。
- 駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図ります。

(2)施設別の方針

① 公共交通

- 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備などのさらなる安全性及び利便性を向上させます。
- 駅では、プラットホームから主要な出入口（線路を挟んで両側に出入口がある駅では、それぞれの出入口）まで、バリアフリー化された経路を確保します。
- 駅のプラットホームでは、円滑な乗降のため列車との段差及び隙間をできる限り小さくするとともに、ホームドアの設置などによる転落防止を図ります。
- バス車両及びバス乗り場のバリアフリー化を進めます。また、バス乗り場においては屋根やベンチなどの整備を進めます。

② 道路等

- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全で快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- 車いすやベビーカーの使用者がバスに円滑に乗降できるように、関連事業者と連携して、バス停付近の歩道などの整備を進めます。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置にあわせて、横断歩道にバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンを設置します。

③ 建築物

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を連続的に確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるよう図るとともに、移動を支援する案内情報を分かりやすく提供します。
- トイレの設置にあたっては、建築物の用途及び規模に応じて、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーチェアやベビーベッドの設置されたトイレ、大型ベッドの設置されたトイレ、異性介助に配慮した設備やフラッシュライトの設置など、利用者のニーズに配慮します。
- 乳幼児連れ利用者に配慮し、建築物の用途及び規模に応じて、授乳やおむつ交換ができる場所を確保します。

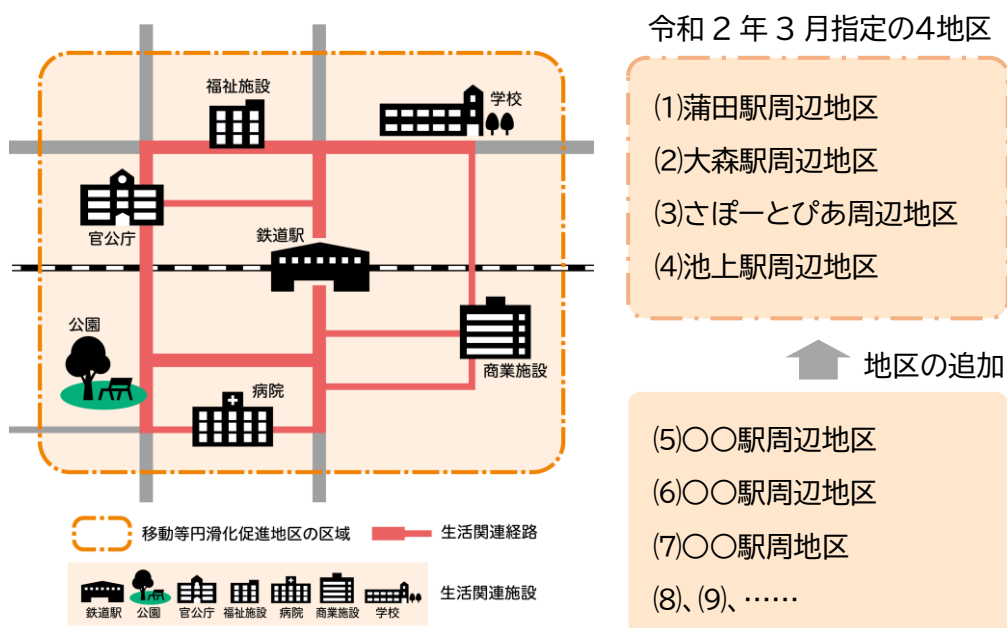
④ ソフト面の取組

- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、自転車の駐車、看板・商品などの歩道上の障がい物の排除など、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス停留所付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。
- 高齢者、障がい者等に対する適切な対応や必要な介助を行うための知識と技術の向上を図るため、交通事業者及び施設等職員の研修・教育の充実を図ります。

4-2 移動等円滑化促進地区の指定の考え方

移動等円滑化促進方針の見直しの目的やポイントと、移動等円滑化の取組の基本方針を踏まえ、長期的に大田区全体を対象とすることを目標として、まずは区内の主として市街地においてネットワークする鉄道の各駅を中心に面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、新たな移動等円滑化促進地区を指定します。

図 4-1 移動等円滑化促進地区のイメージと地区の追加



4-3 移動等円滑化促進地区の要件に関わる区としての考え方

移動等円滑化促進地区の要件はバリアフリー法において定められており、配置要件、課題要件、効果要件があります。

そのため、これらを踏まえ区としての考え方を次ページに示します。

① 配置要件

- 生活関連施設※¹がおおむね3つ以上存在すること
- 生活関連施設が徒歩圏内に集積し、施設間を相当数の高齢者、障がい者等が徒歩移動することが見込まれること



【区としての考え方】

- 徒歩圏を半径500m※²とした場合、徒歩圏内に3以上の生活関連施設の候補施設が存在する地区は、区全体が該当します。

② 課題要件

- 高齢者、障がい者等の移動や施設利用、地域の土地利用や機能集積の実態や将来の方向性を踏まえ、バリアフリー化の促進が特に必要であること



【区としての考え方】

- 高齢者・障がい者等へのヒアリングでは、「以前に比べ、バリアフリー化は進んでいると思うが、多様なニーズに対応したトイレの整備、視覚障がい者誘導用ブロックやエスコートゾーンの設置、踏切での安全な横断、バス停での円滑な車いすの乗降など、幅広い部分において不足を感じている」等の意見をいただきました。
- よって、バリアフリー化の取組をさらに広域的に促進することが必要です。

③ 効果要件

- バリアフリー化を促進することが、高齢者や障がい者等に、交流や社会参加の機会、消費生活の場や勤労の場を提供する機能など、都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切であること



【区としての考え方】

- 大田区都市計画マスタープランでは、都市機能の集積や都市づくりの動向、将来の変化などを考慮し、中心拠点と生活拠点を設定し、拠点では誰もが活動しやすく快適に暮らすことのできる都市づくりを目指しています。
- そのことから、これらの拠点は、バリアフリー化を促進することが有効かつ適切な地域であるといえます。

※1 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、文化施設、病院、商業施設など

※2 徒歩圏を半径 500m：国土交通省都市局「都市構造の評価に関するハンドブック」(平成 26 年8月)において、高齢者の一般的な徒歩圏を半径 500mとしていることから、大田区においては、徒歩圏を半径 500m と定義

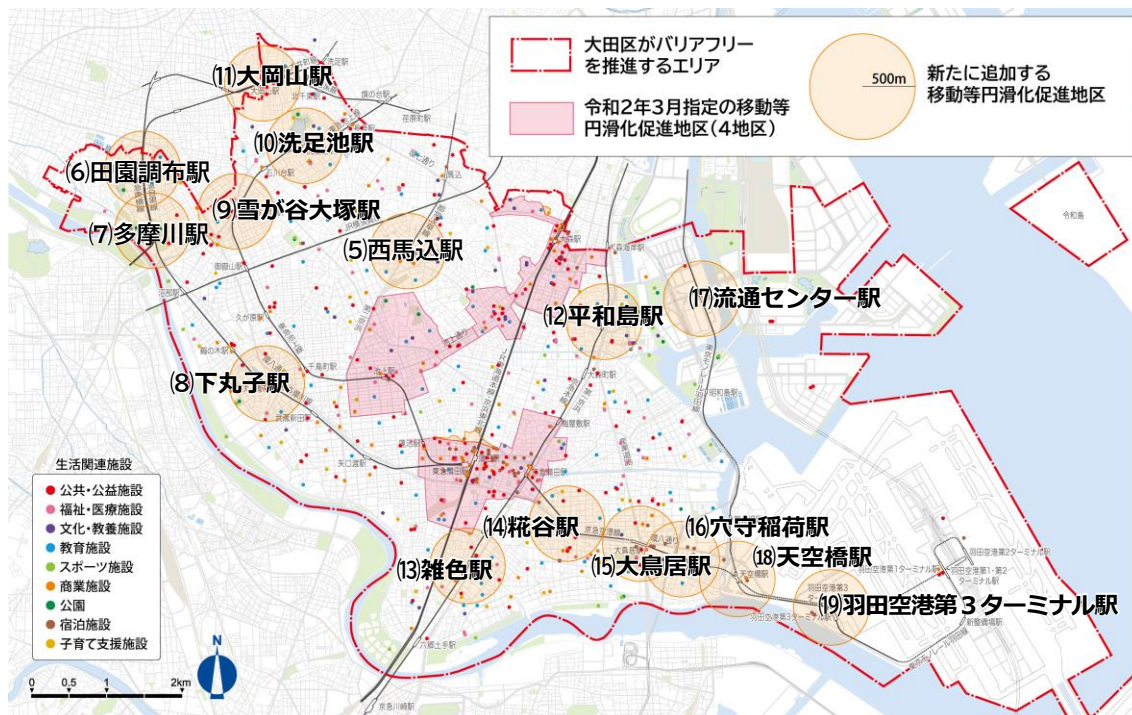
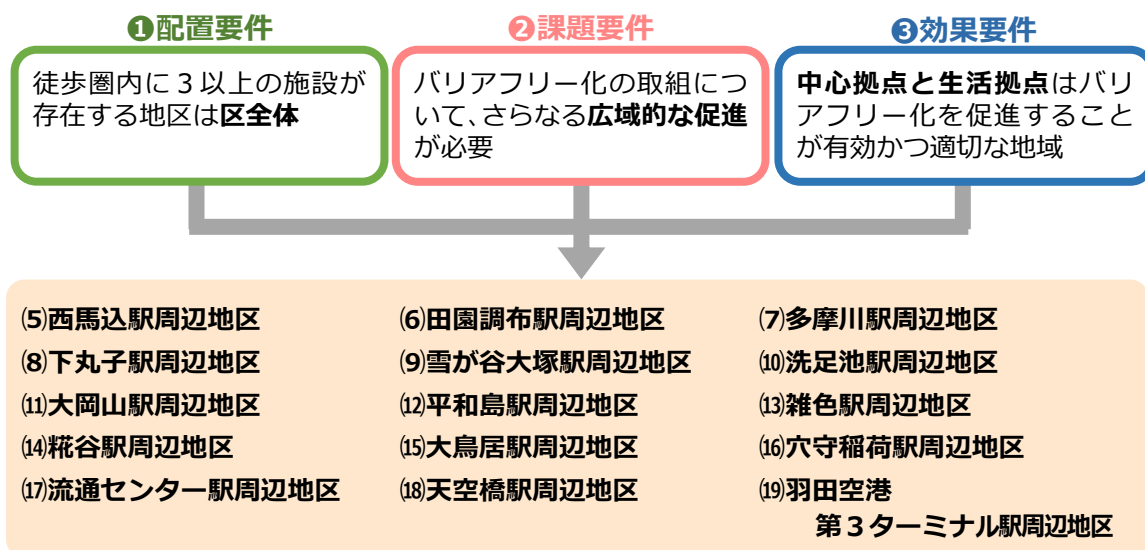
4-4 移動等円滑化促進地区の追加指定

前項の移動等円滑化促進地区の要件に関わる区としての考え方に沿って、令和2(2020)年3月指定の(1)～(4)に加え、(5)～(19)の15地区を新たに指定します。

令和2年3月指定の4地区

- (1)蒲田駅周辺地区
- (2)大森駅周辺地区
- (3)さぼーとぴあ周辺地区
- (4)池上駅周辺地区

図 4-2 追加指定する 15 地区とその位置



第5章 移動等円滑化促進地区の区域等の設定

5-1 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

(1)生活関連施設の設定

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設及び商業施設等の中から設定することが必要です。

そのため、下表に示す施設を生活関連施設の候補とし、各地区における立地状況を勘案して、具体的な生活関連施設を設定します。

表 5-1 生活関連施設の候補

種類		対象範囲
公共交通	旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
	教育施設	公立小学校、公立中学校等
	スポーツ施設	総合体育館
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店
	宿泊施設	都市ホテル（床面積1,000㎡以上のもの）
	子育て支援施設	子育てひろば事業実施施設（子ども家庭支援センター、児童館、子育てひろば）
公園		近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園

(2)生活関連経路の設定

生活関連経路は、(1)で設定した生活関連施設相互を結ぶ経路です。

具体的には、歩行者の安全性を高める歩道のある道路を基本として、地区内のネットワークを重視しながら、鉄道駅またはバス停を中心とした移動と施設間の移動に配慮した動線を設定します。

(3)移動等円滑化促進地区の区域の設定

移動等円滑化促進地区の区域は、各地区の鉄道駅またはさぼーとぴあを中心とした徒歩圏内(500m～1kmの範囲)とし、生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲を設定します。

5-2 移動等円滑化促進地区の図示

生活関連施設、生活関連経路、移動等円滑化促進地区の区域からなる各地区について、図5-1 (1)～(19)に示します。

図 5-1 (1)蒲田駅周辺地区

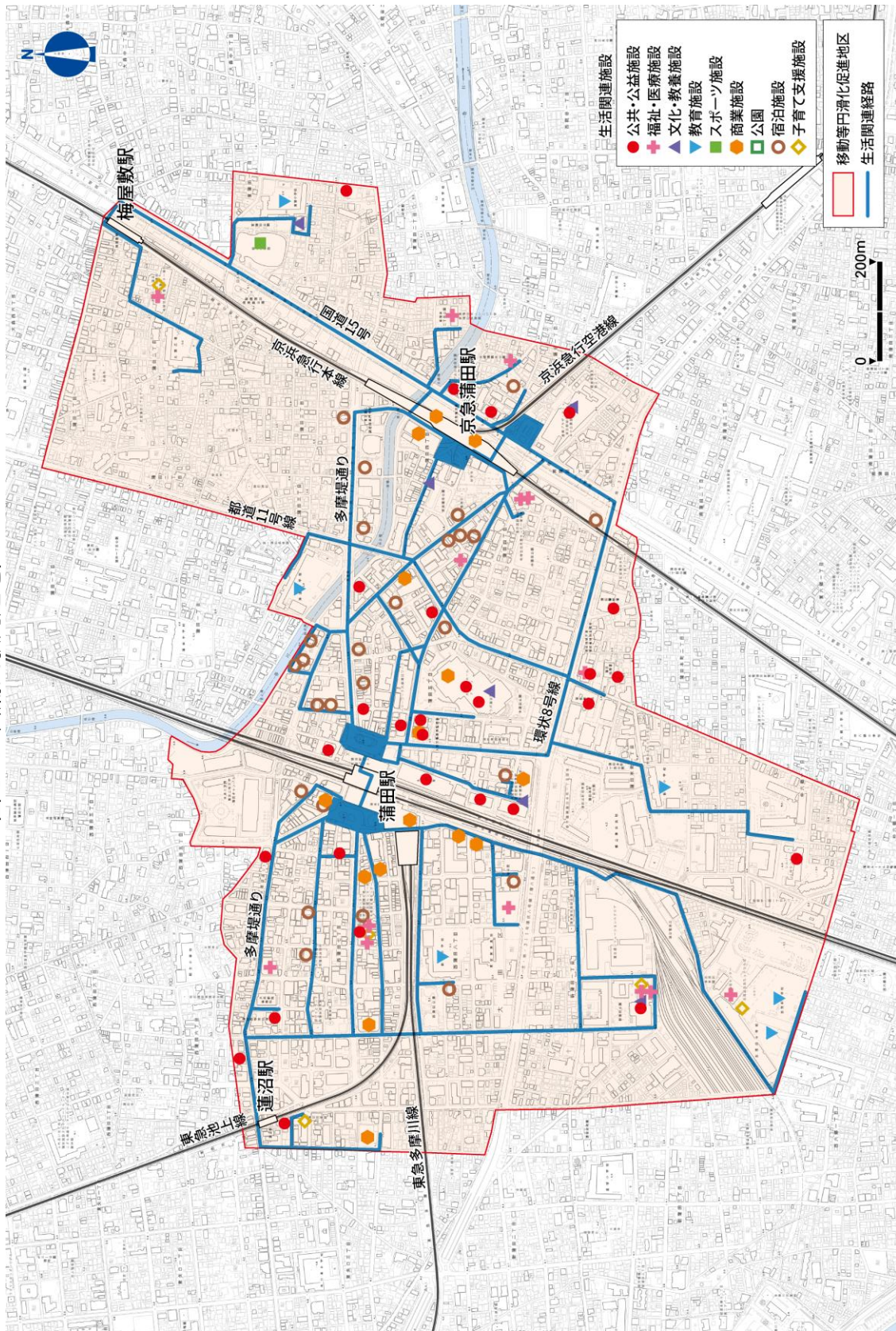


図5-1 (2)大森駅周辺地区

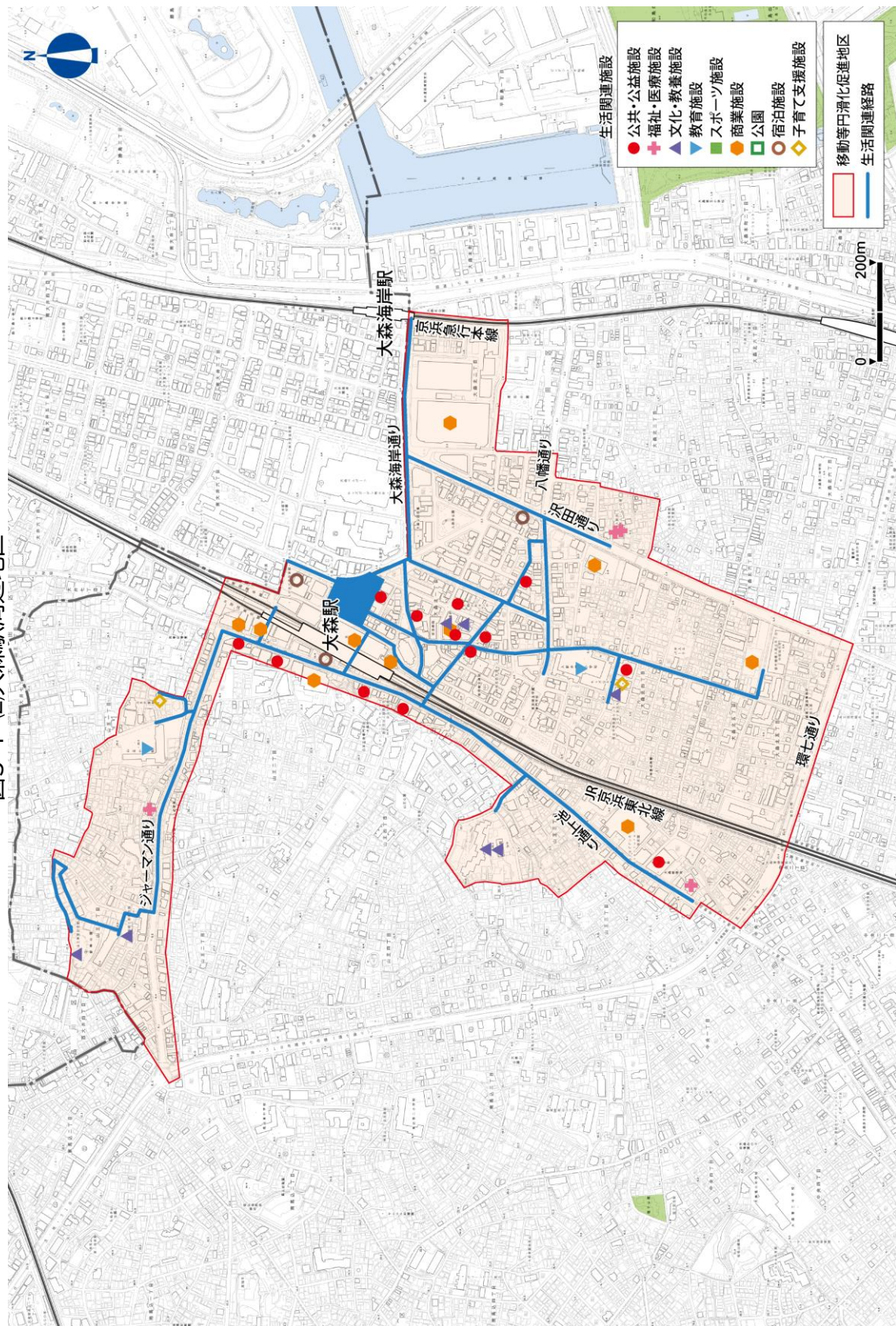


図5-1 (3)さばーとぴあ周辺地区

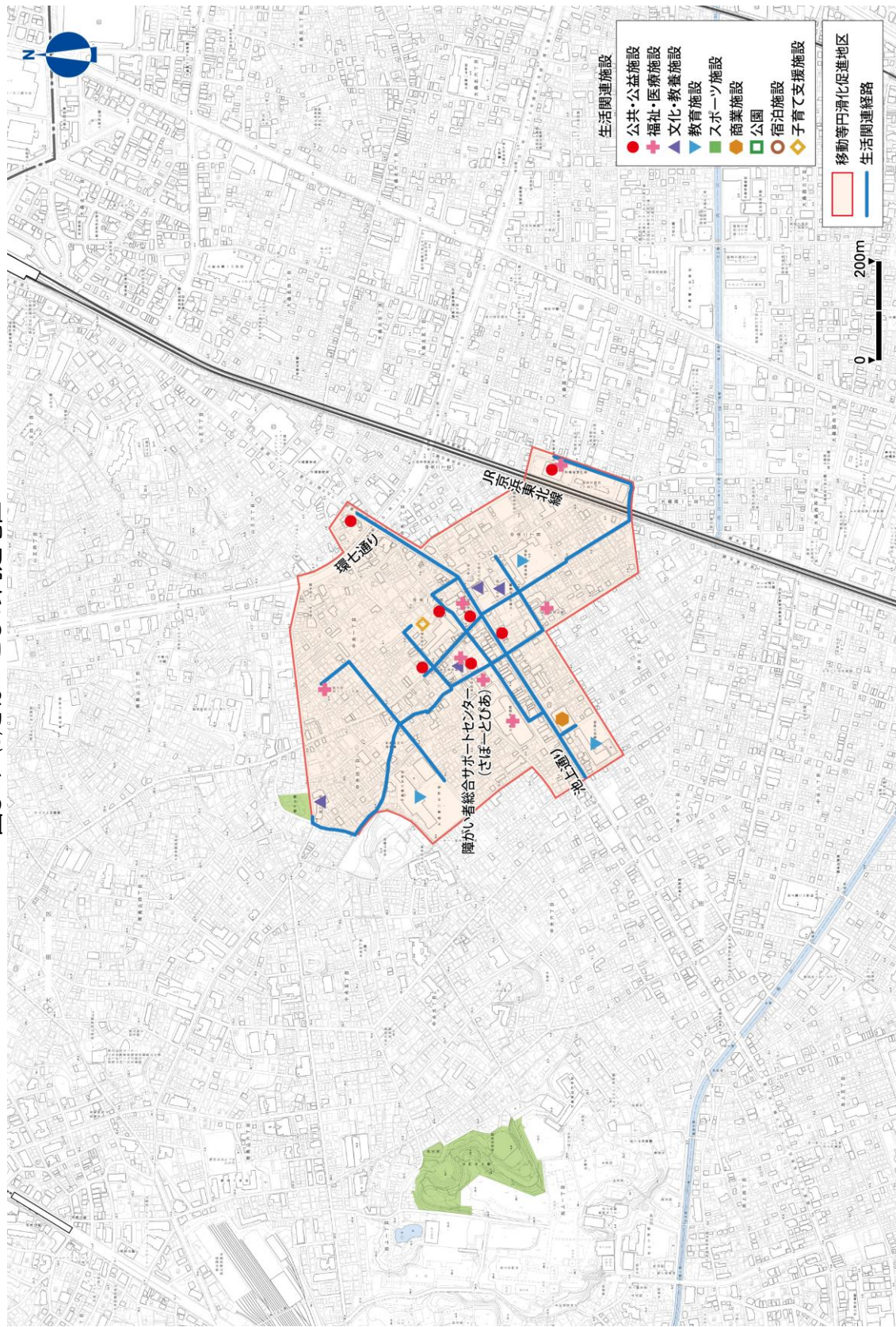


図5-1 (4)池上駅周辺地区

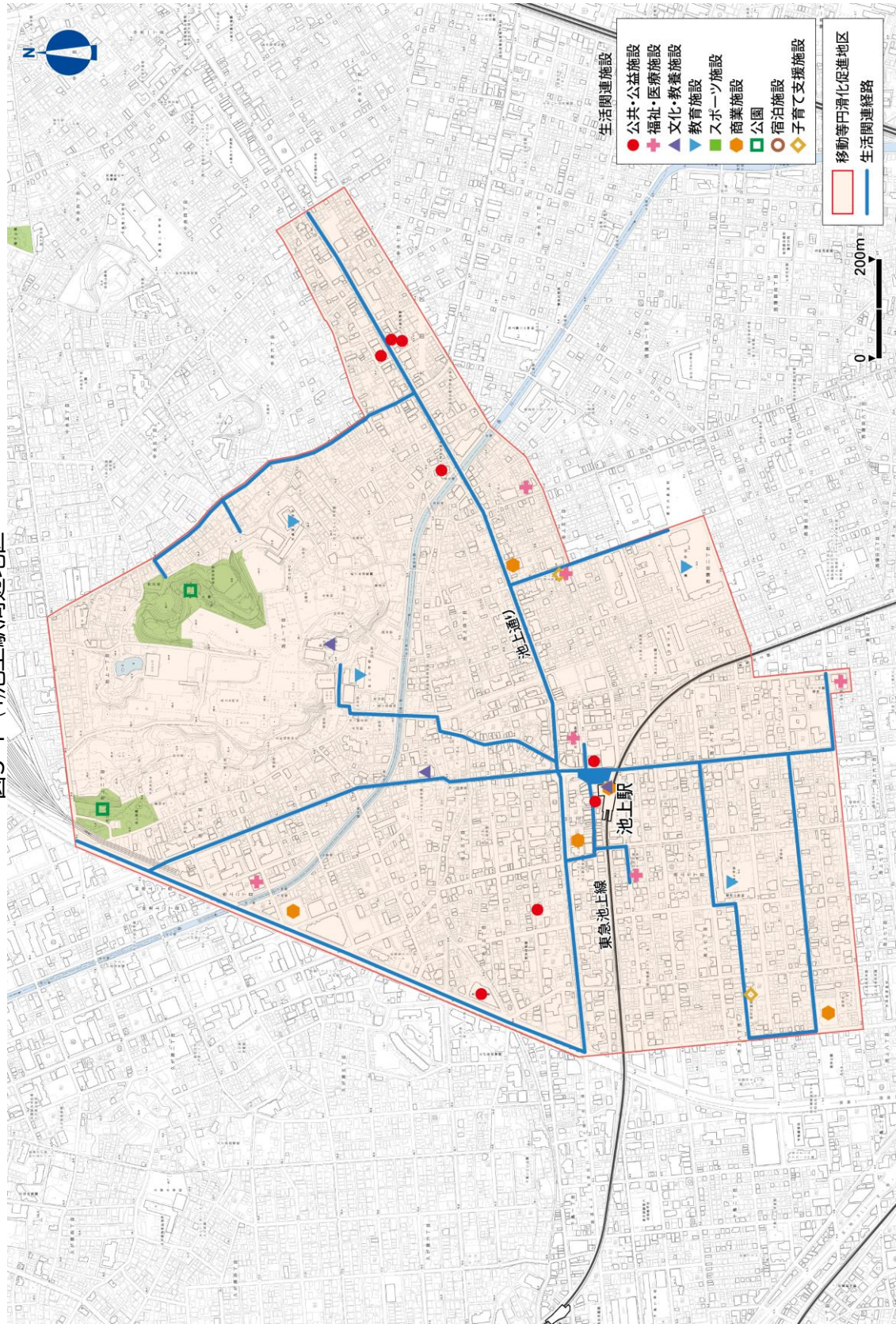


図5-1 (5)西馬込駅周辺地区

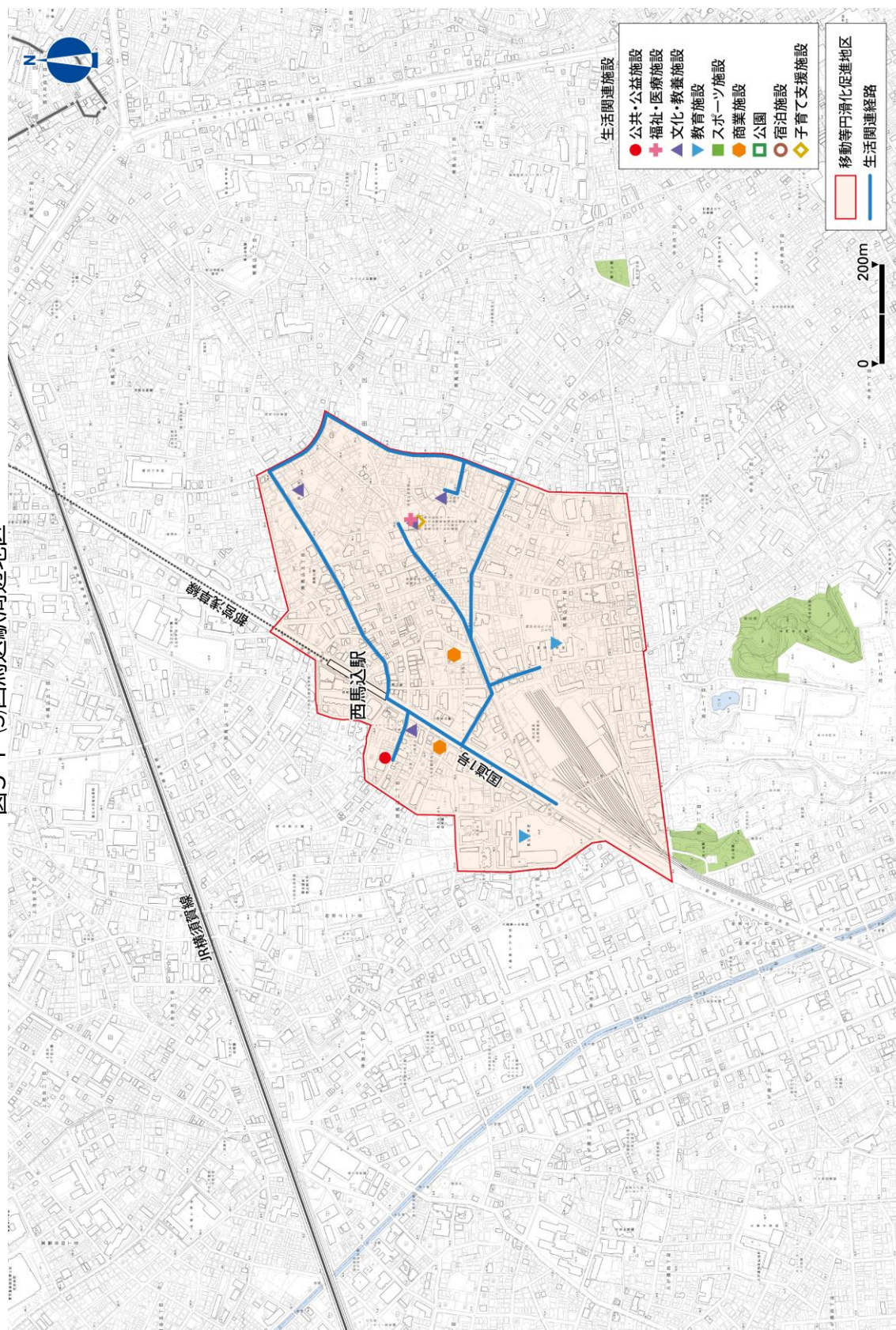


図5-1 (6)田園調布駅周辺地区

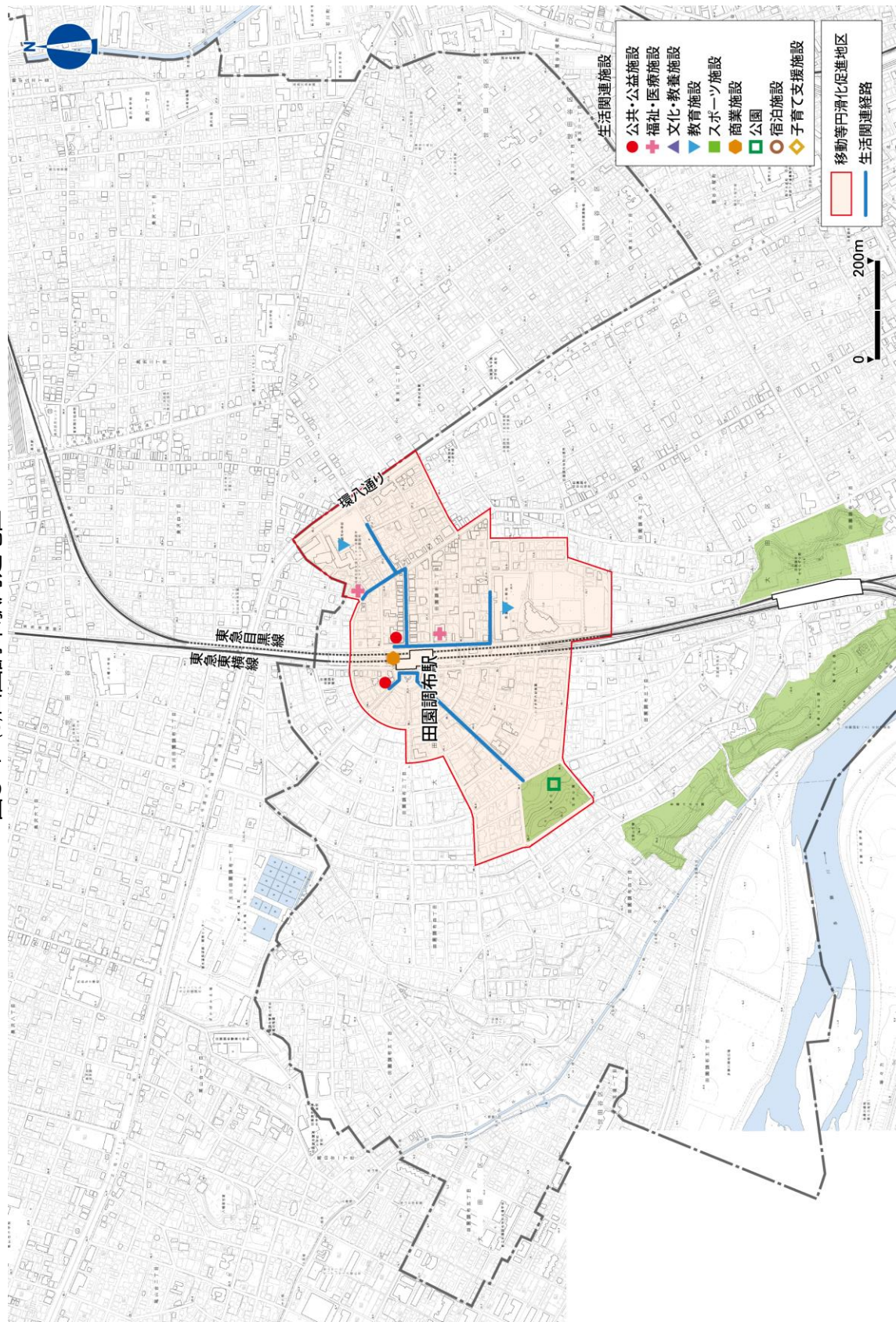


図5-1 (7)多摩川駅周辺地区

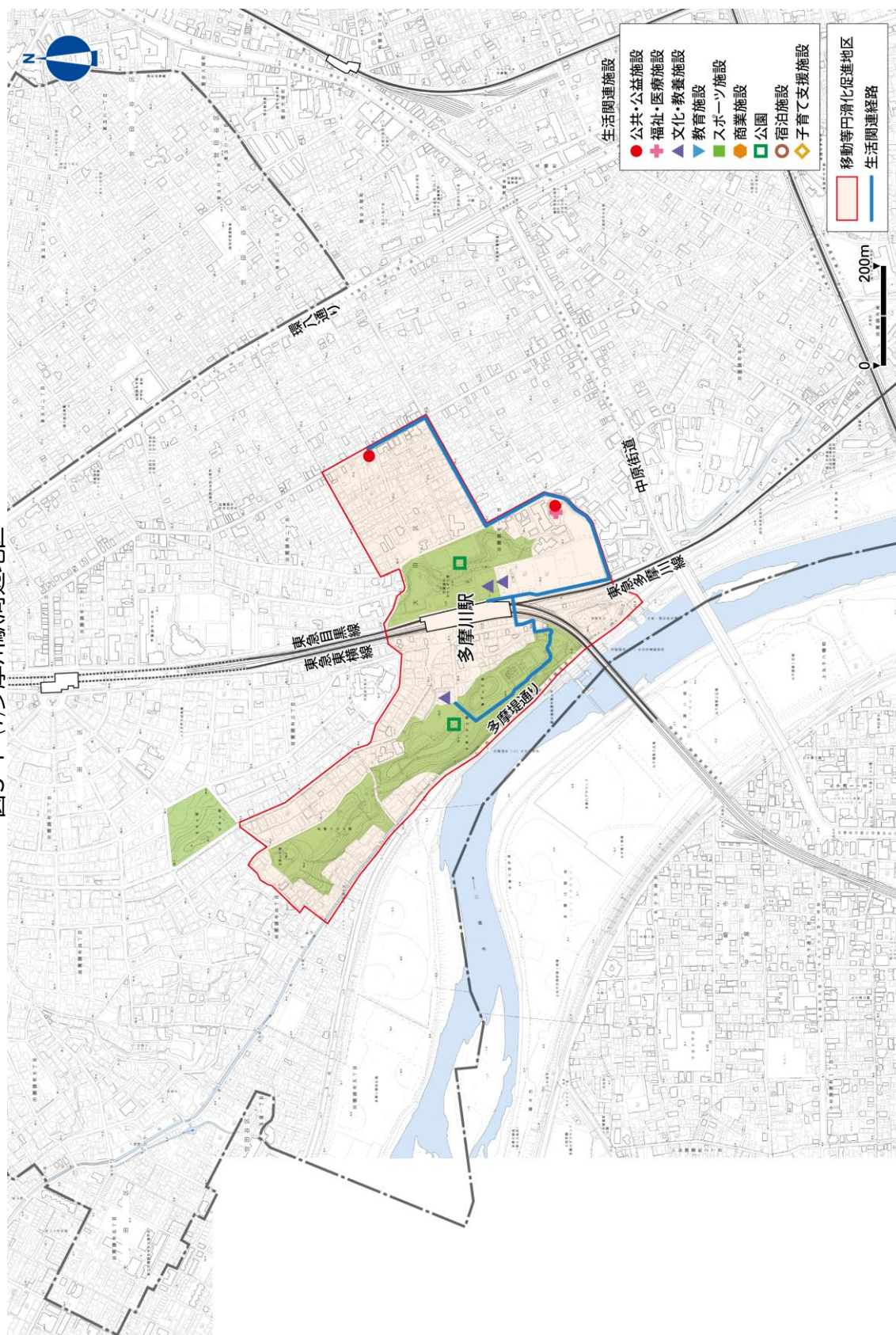


図5-1 (8)下丸子駅周辺地区

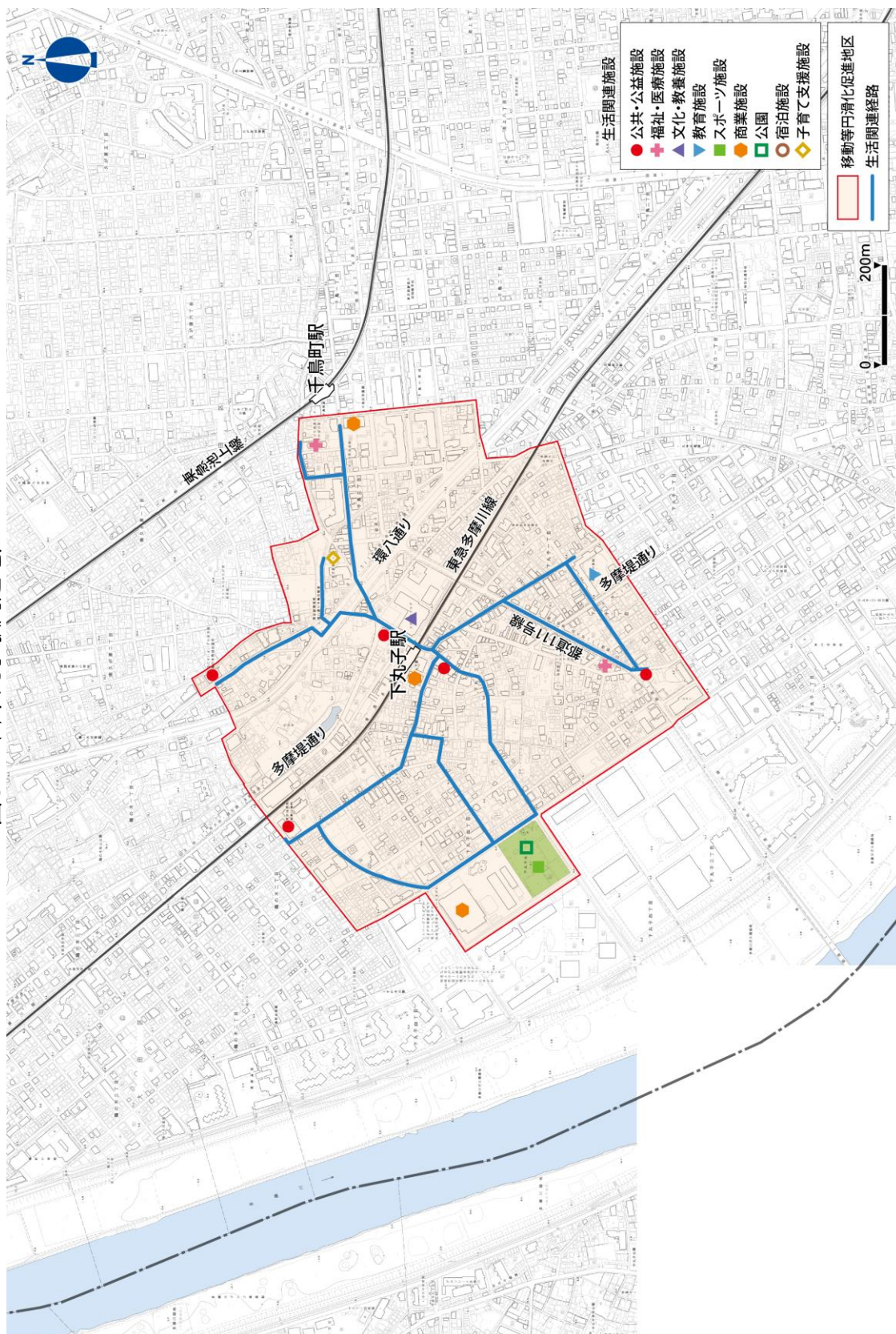


図5-1 (9)雪が谷大塚駅周辺地区

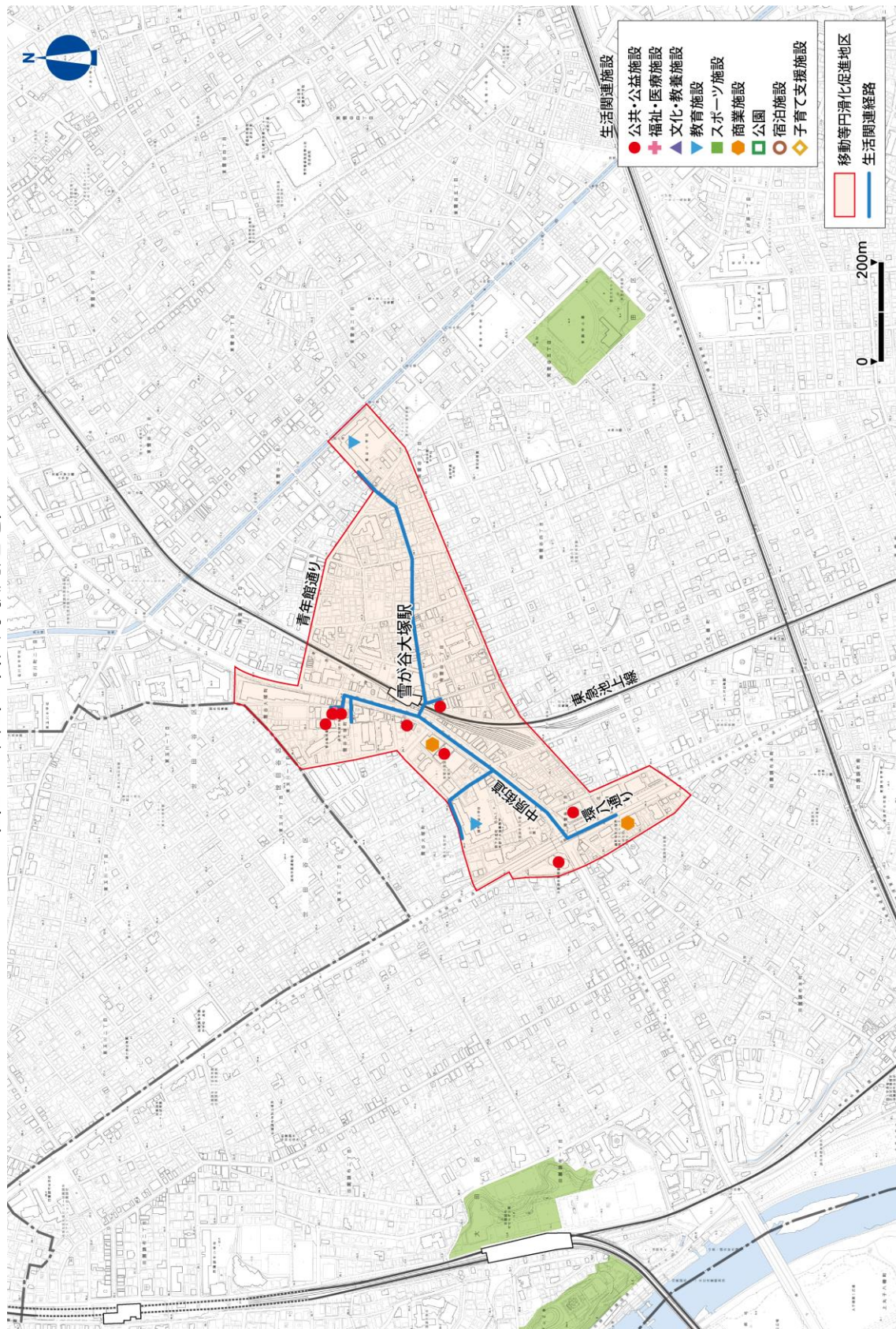


図5-1 (10)洗足池駅周辺地区

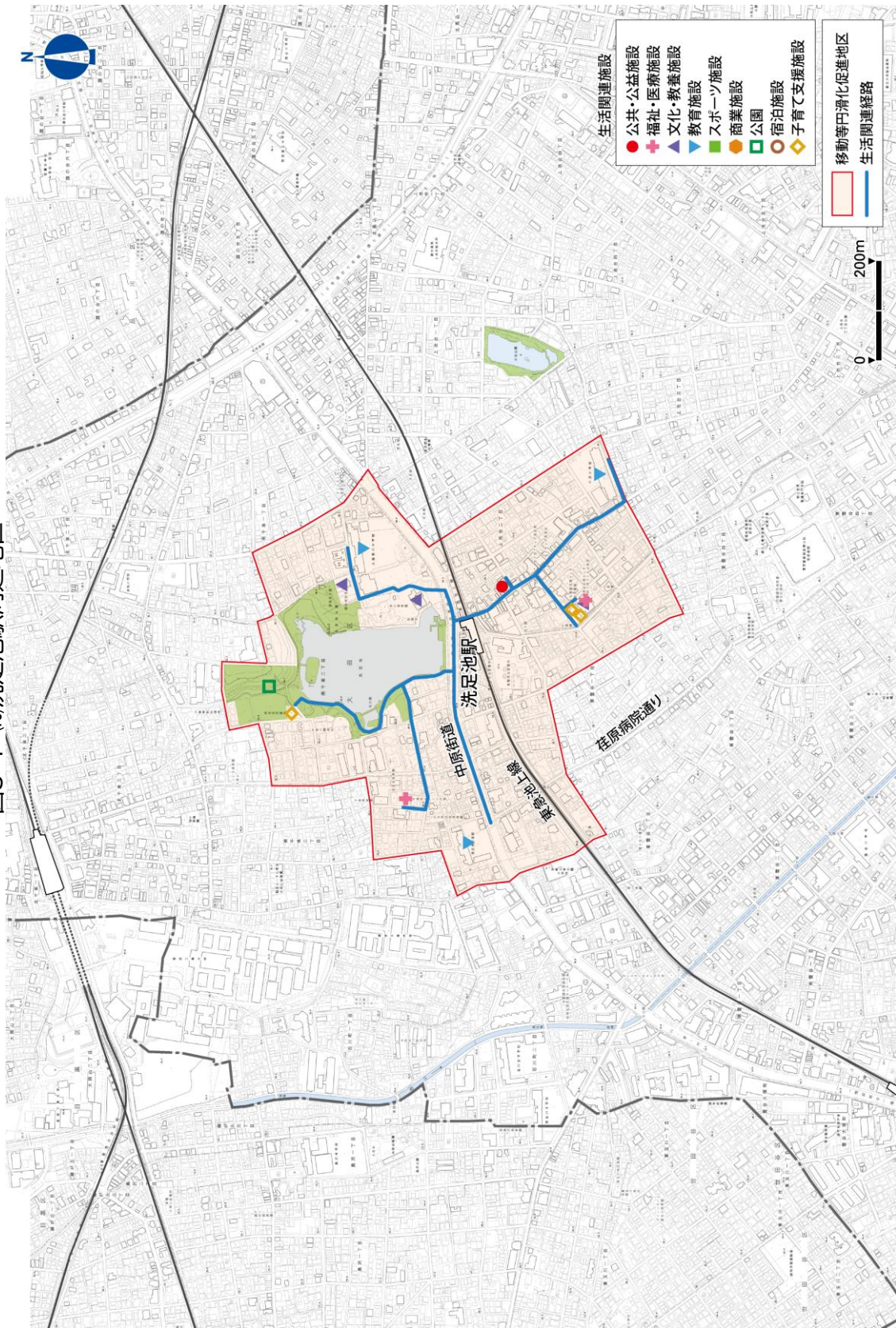


図5-1 (1)大岡山駅周辺地区

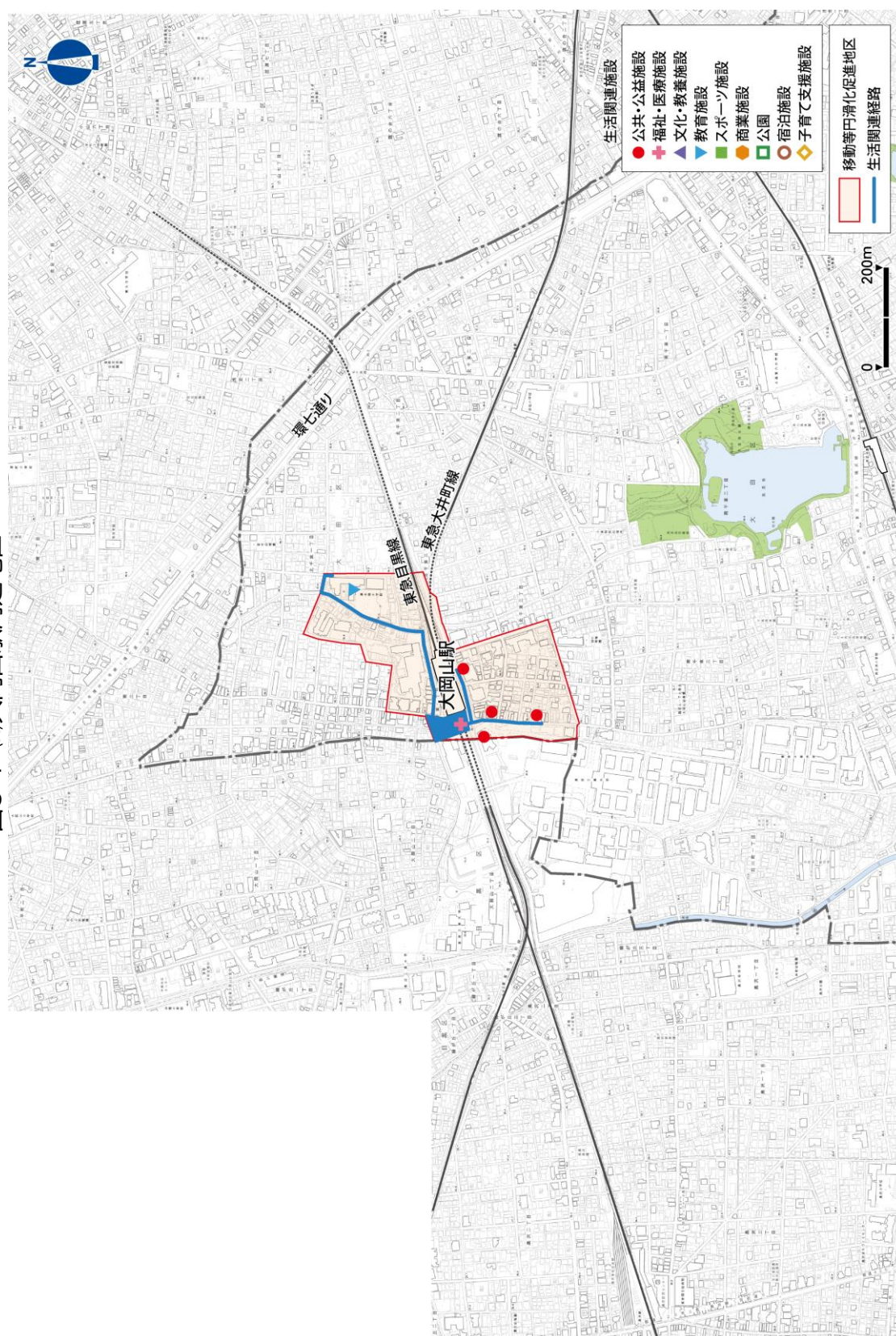


図5-1 (13)雑色駅周辺地区

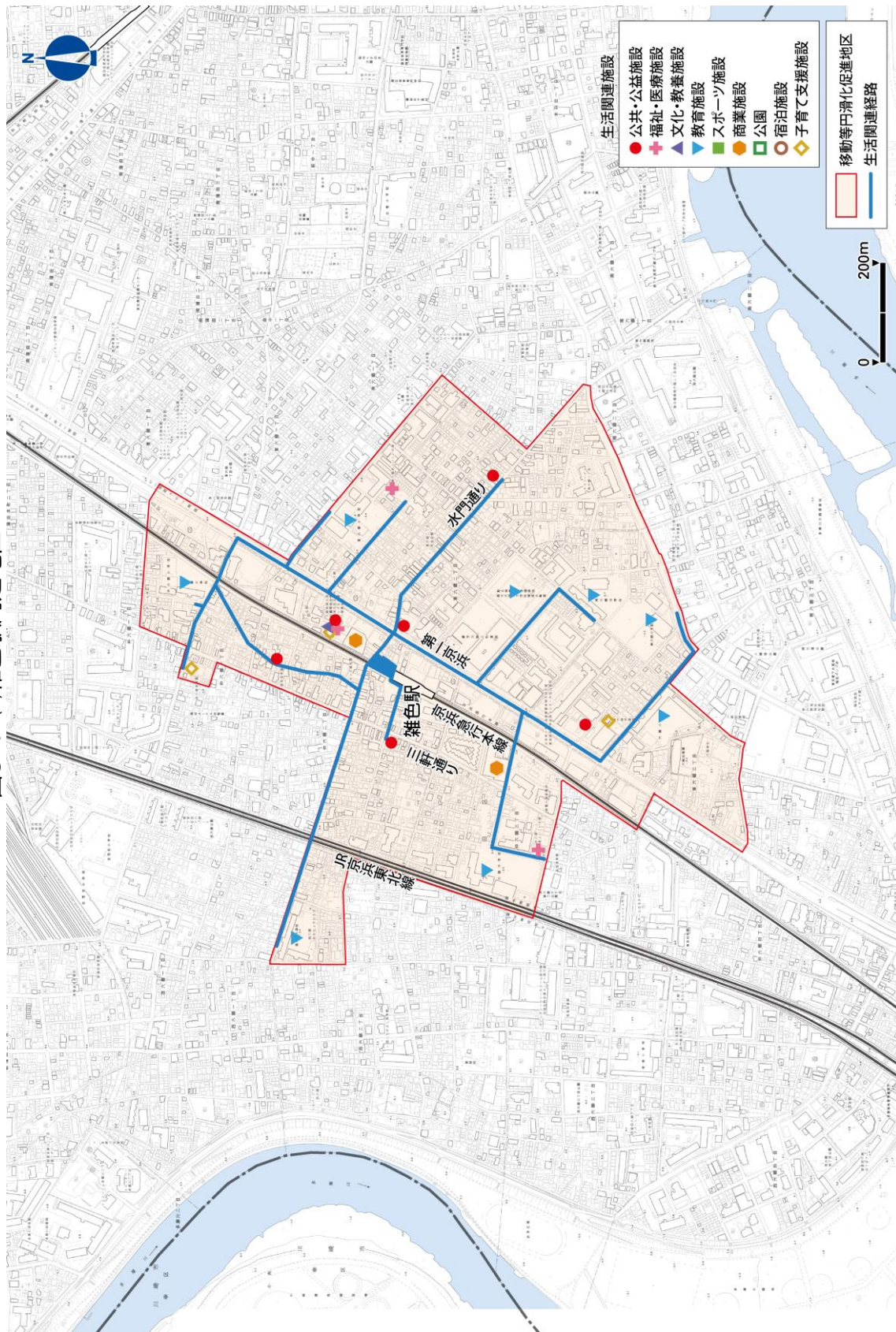


図5-1 (15)大鳥居駅周辺地区

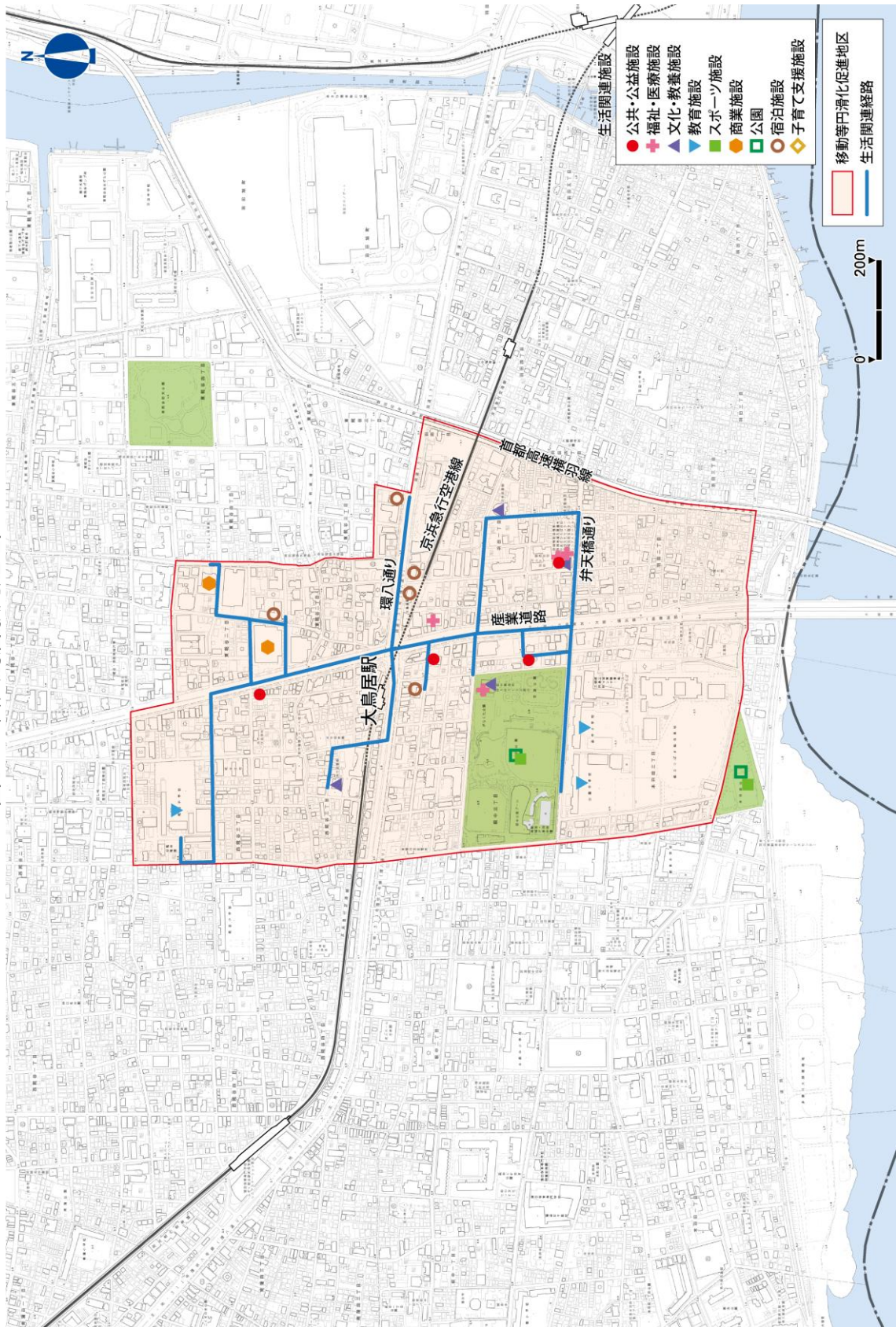


図5-1 (16)穴守稻荷駅周辺地区

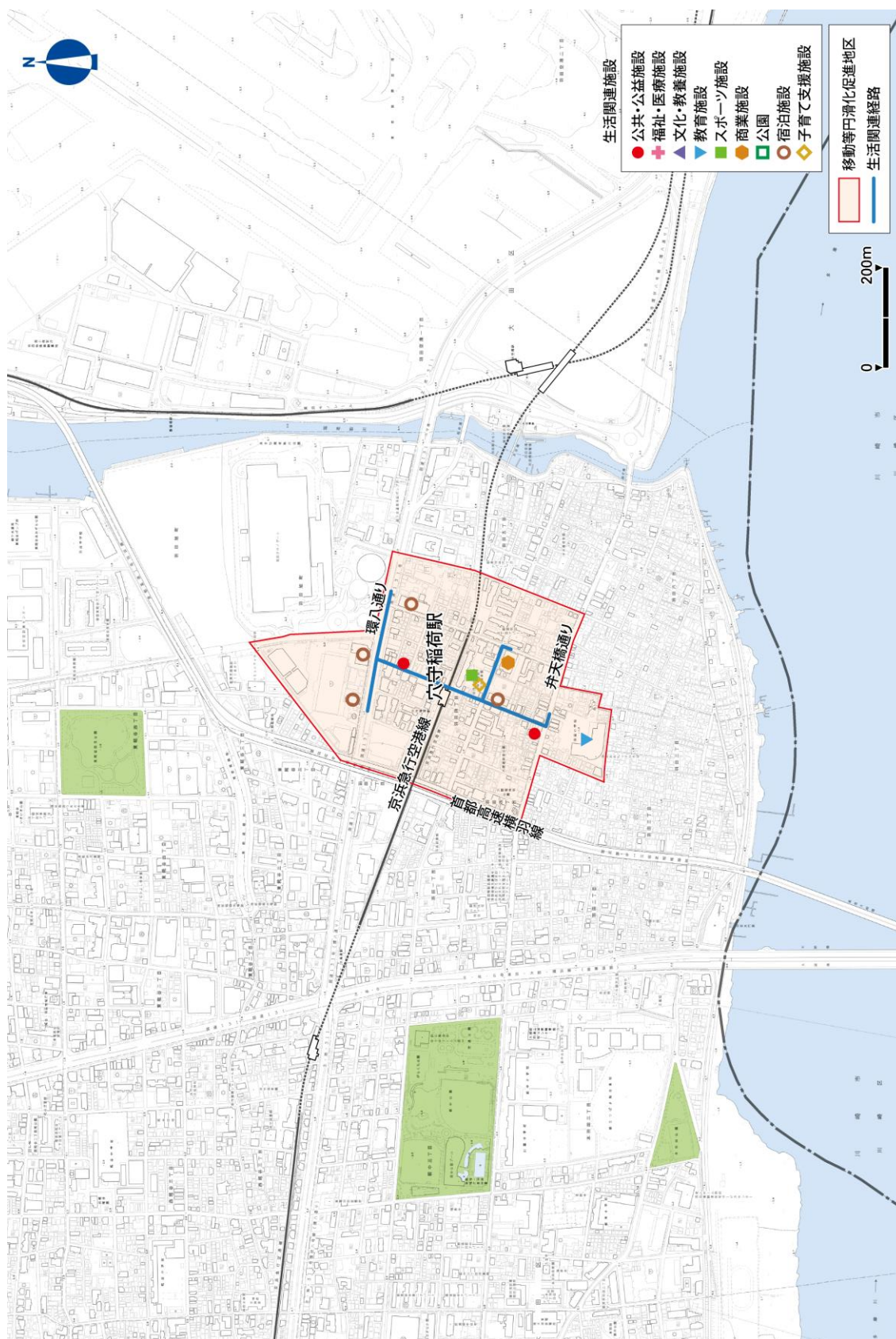


図5-1 竹流通センター駅周辺地区

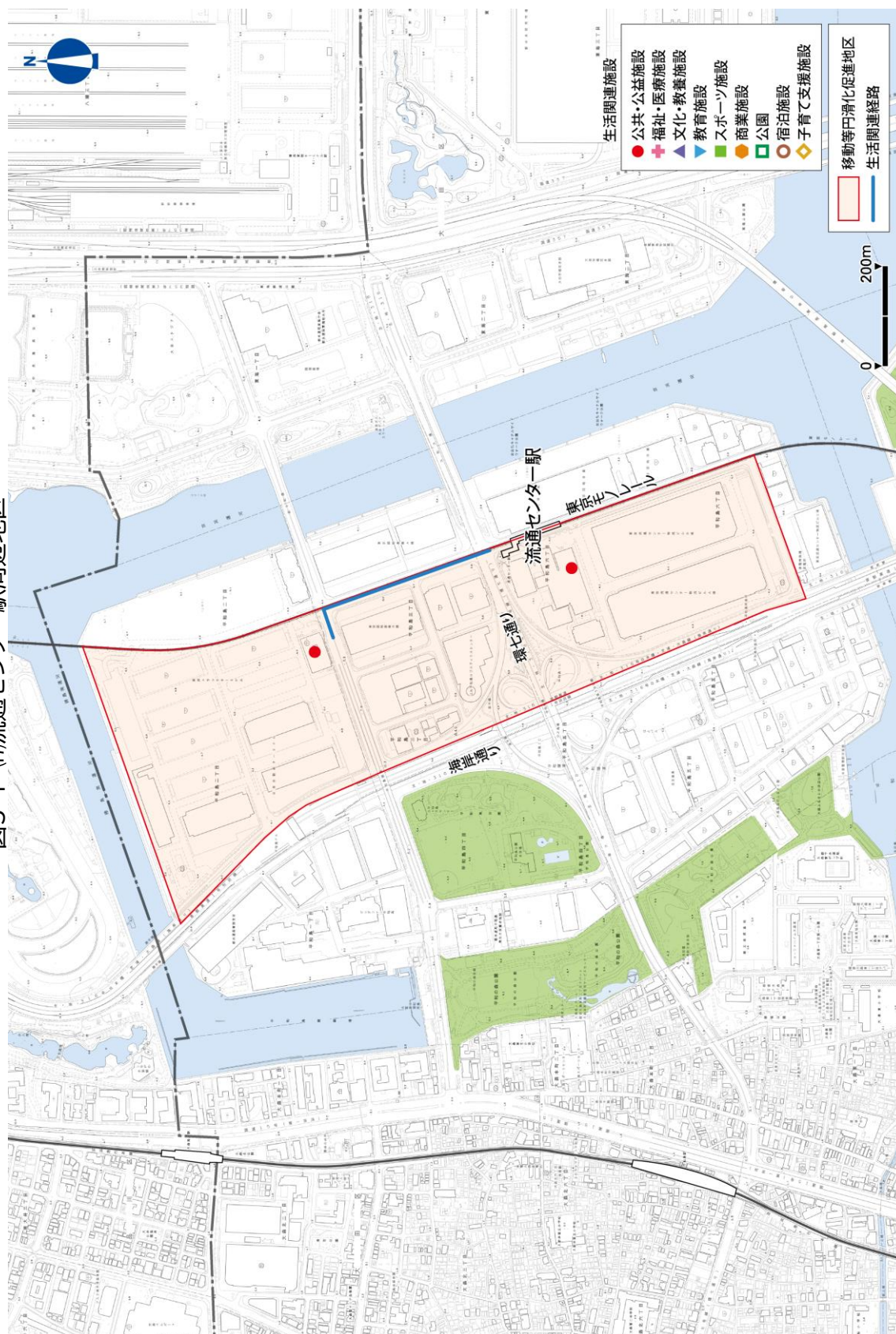


図5-1 (18)天空橋駅周辺地区

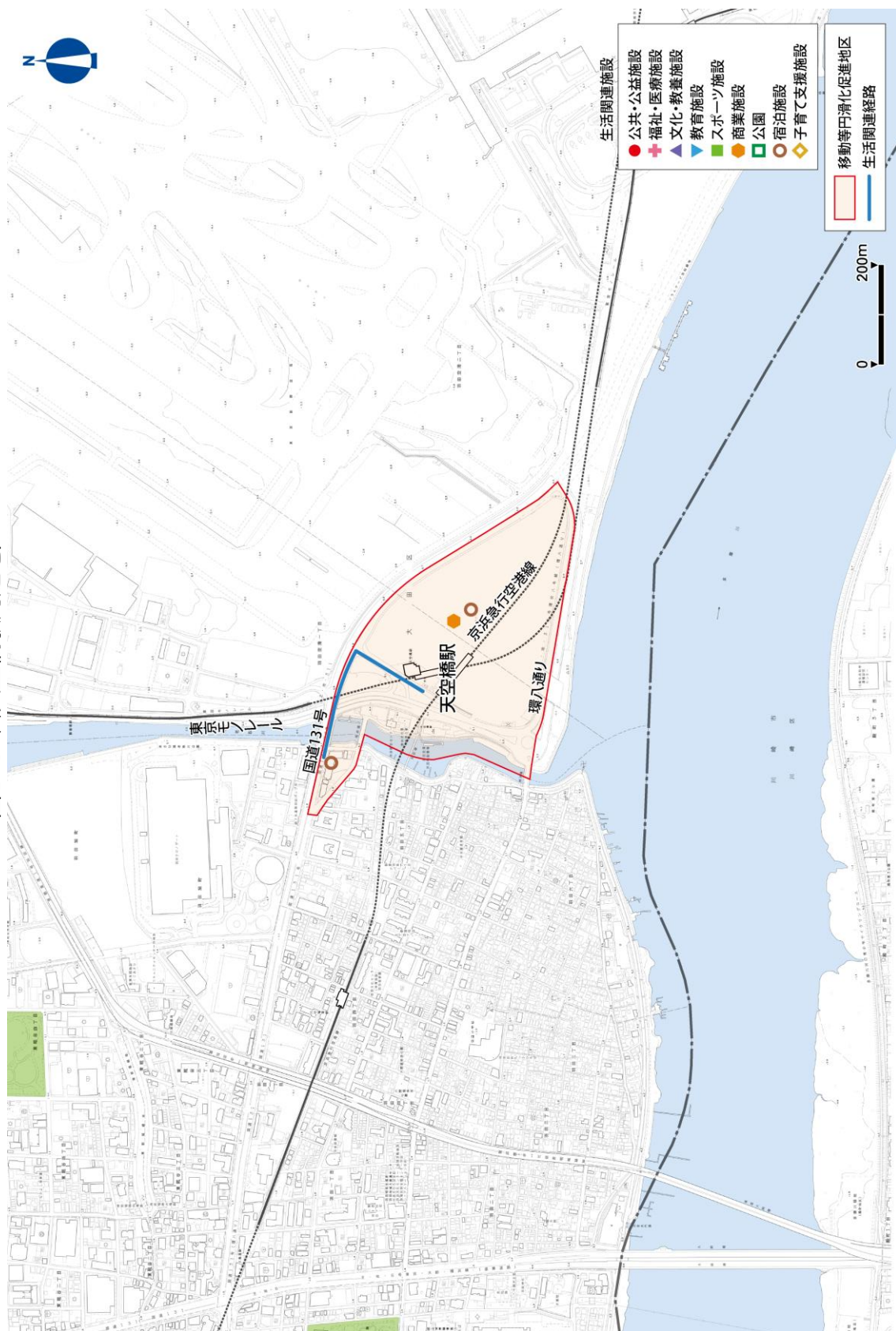


図5-1 (19)羽田空港第3ターミナル駅周辺地区



第6章 移動等円滑化の推進に向けた今後の取組

大田区における移動等円滑化の推進に向けた、移動等円滑化促進方針見直し後の今後の取組について示します。

(1)関係者との連携・協力

移動等円滑化を効果的に進めるためには、国・東京都・交通事業者・施設管理者等の関係者と、移動等円滑化促進方針の内容を共有し、連携・協力を図りながら進めていく必要があります。

そのため、今後も「大田区移動等円滑化推進協議会」を継続し、関係者間で情報交換を行いつつ、計画的に移動等円滑化を推進します。

(2)届出制度

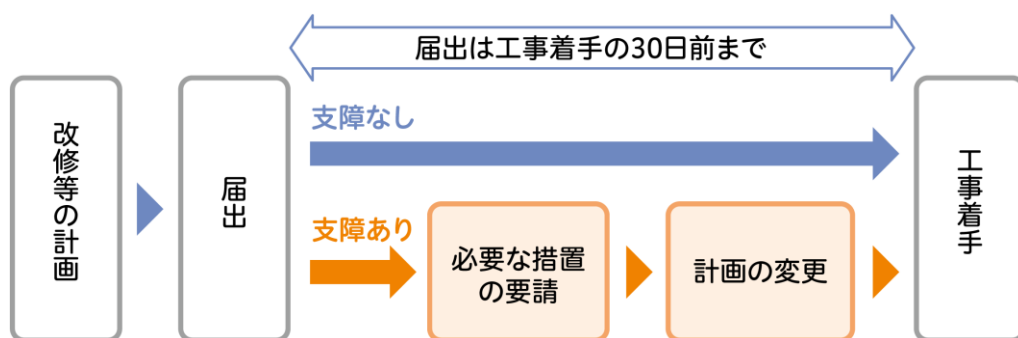
① 届出制度の概要

駅や駅前広場等の交通結節点では、施設管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要です。

そのため、バリアフリー法では、施設間の移動の連続性を担保することを目的として、移動等円滑化促進地区内の旅客施設と道路の境目等において改修等を行う場合、当該行為に着手する30日前までに区に届け出ることを義務づけています。

区は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することがあります。

図 6-1 届出制度の流れ



② 届出制度の対象の指定

届出制度の対象となる旅客施設及び道路は、下表に示すとおりです。

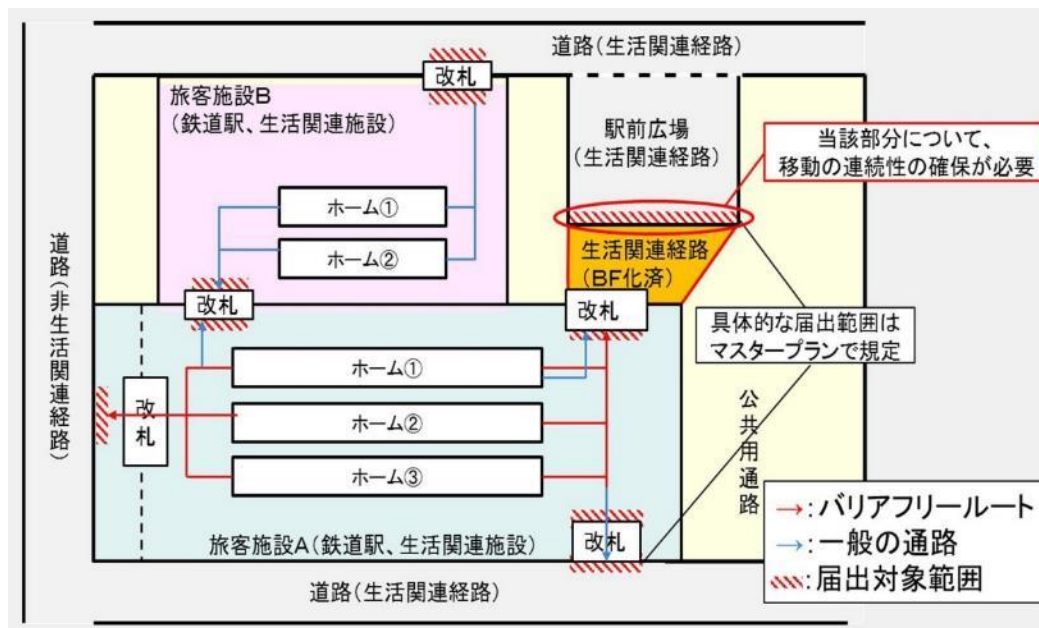
表 6-1 届出制度の対象

地区名	旅客施設	道路	届出の範囲
(1)蒲田駅 周辺地区	J R 蒲田駅	東口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
		西口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
		—	東急線との乗り換え経路
	東急蒲田駅	東口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
		認定外道路 8-46 号線	駅と道路との接続部分
		—	J R 線との乗り換え経路
	京急蒲田駅	国道 15 号	駅と道路との接続部分
		京急蒲田駅西口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
(2)大森駅 周辺地区	J R 大森駅	池上通り	駅と道路との接続部分
		東口駅前広場	駅と駅前広場との接続部分
	大森海岸駅	大森海岸通り	駅と道路との接続部分
(4)池上駅 周辺地区	池上駅	区道主要第 34 号線	駅と道路との接続部分
(5)西馬込駅 周辺地区	都営 西馬込駅	国道 1 号	駅と道路の接続部分
(6)田園調布駅 周辺地区	東急 田園調布駅	区道主要第 48 号線（西側）	駅と道路の接続部分
		区道 2-11 号線（東側）	駅と道路の接続部分
(7)多摩川駅 周辺地区	東急 多摩川駅	区道主要第 50 号線（西側）	駅と道路の接続部分
		認定外道路 2-44 号線 （東側）	駅と道路の接続部分
(8)下丸子駅 周辺地区	東急 下丸子駅	区道 3-15 号線	駅と道路の接続部分
(9)雪が谷大塚駅 周辺地区	東急 雪が谷大塚駅	区道主要第 59 号線（南側）	駅と道路の接続部分
		中原街道 【主要地方道 2 号】（西側）	駅と道路の接続部分
(10)洗足池駅 周辺地区	東急 洗足池駅	中原街道 【主要地方道 2 号】（北側）	駅と道路の接続部分
		区道主要第 31 号線（東側）	駅と道路の接続部分

つづく

地区名	旅客施設	道路	届出の範囲
(11)大岡山駅 周辺地区	東急 大岡山駅	駅前広場（西側）	駅と駅前広場との 接続部分
		区道 1-61 号線（北側）	駅と道路の接続部分
(12)平和島駅 周辺地区	京急 平和島駅	区道 7-123 号線（西側）	駅と道路の接続部分
		第一京浜 【国道 15 号】（東側）	駅と道路の接続部分
(13)雑色駅 周辺地区	京急 雑色駅	区道主要第 98 号線	駅と道路の接続部分
		（暫定駅前広場）	駅と駅前広場との 接続部分
(14)糀谷駅 周辺地区	京急 糀谷駅	環八通り 【主要地方道 311 号】 （交通広場）	駅と道路（交通広場） の接続部分
		区道 11-136 号線（北側）	駅と道路の接続部分
(15)大鳥居駅 周辺地区	京急 大鳥居駅	環八通り 【主要地方道 311 号】	駅と道路の接続部分
(16)穴守稲荷駅 周辺地区	京急 穴守稲荷駅	区道 13-17 号線	駅と道路の接続部分
(17)流通センター駅 周辺地区	東京 モノレール 流通 センター駅	区道 15-18 号線	駅と道路の接続部分
(18)天空橋駅 周辺地区	京急 天空橋駅	（整備中）	駅と道路の接続部分
	東京 モノレール 天空橋駅	（整備中）	駅と道路の接続部分

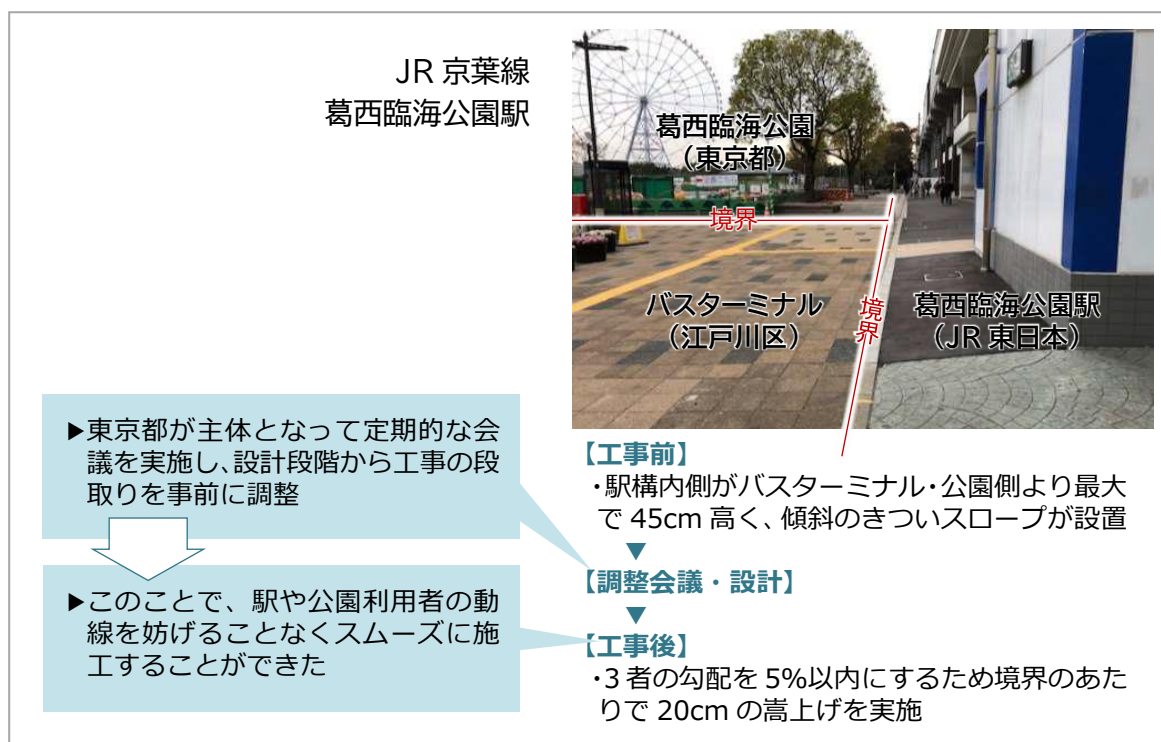
図 6-2 届出を要する対象の範囲



- ▶ 図中の旅客施設は、生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という）のうち下記の範囲
 - ・他の生活関連旅客施設との間の出入口
 - ・生活関連経路を構成する道路法による道路または区市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
 - ・バリアフリールートの出入口
- ▶ 図中の道路は、生活関連経路である道路のうち下記の範囲
 - ・生活関連旅客施設の出入口又は区市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（令和3年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課）

図 6-3 施設間連携(駅と公園とバスターミナルの連携)の事例



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（一部加工）（令和3年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課）

(3) バリアフリー情報の集約と活用

① 施設管理者からの情報提供

各施設におけるバリアフリー設備の有無及び設置箇所等は、高齢者、障がい者等が当該施設を利用するために必要な情報となります。

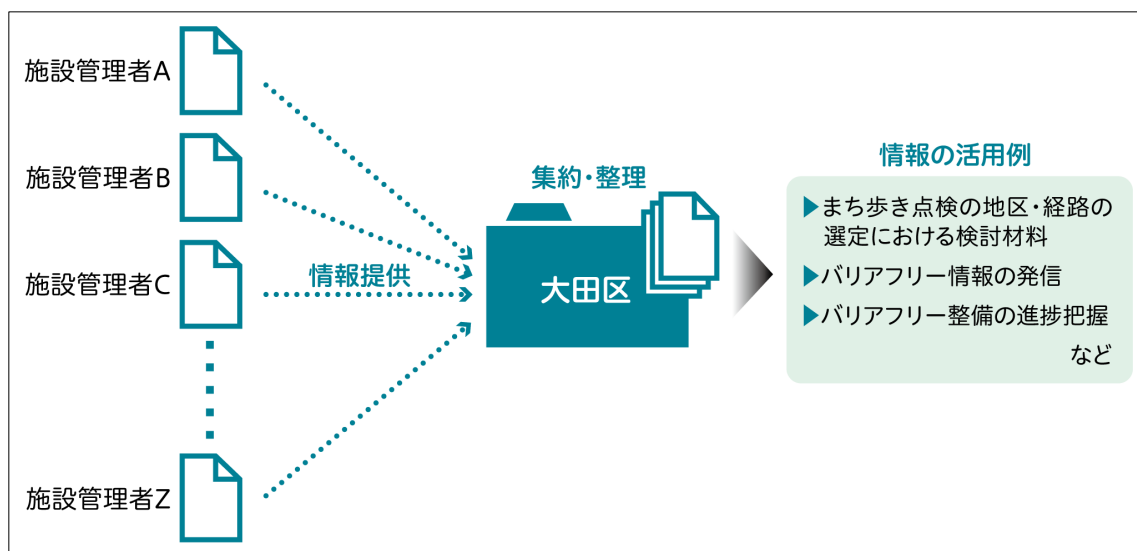
そのため、バリアフリー法においては、移動等円滑化促進方針に区市町村が行う情報提供について明記した場合、各施設管理者は、高齢者、障がい者等が旅客施設及び道路を利用するために必要となる情報を区市町村に提供することを義務づけています。

また、各施設管理者においては、高齢者、障がい者等が施設を利用するために必要となる情報について、区市町村への情報提供が努力義務となります。

② 情報の整理及び活用

区は各施設設置管理者から報告された情報を集約・整理し、webサイト等に公開するなど、適宜活用していきます。

図 6-4 バリアフリー情報の集約による効果的な活用イメージ

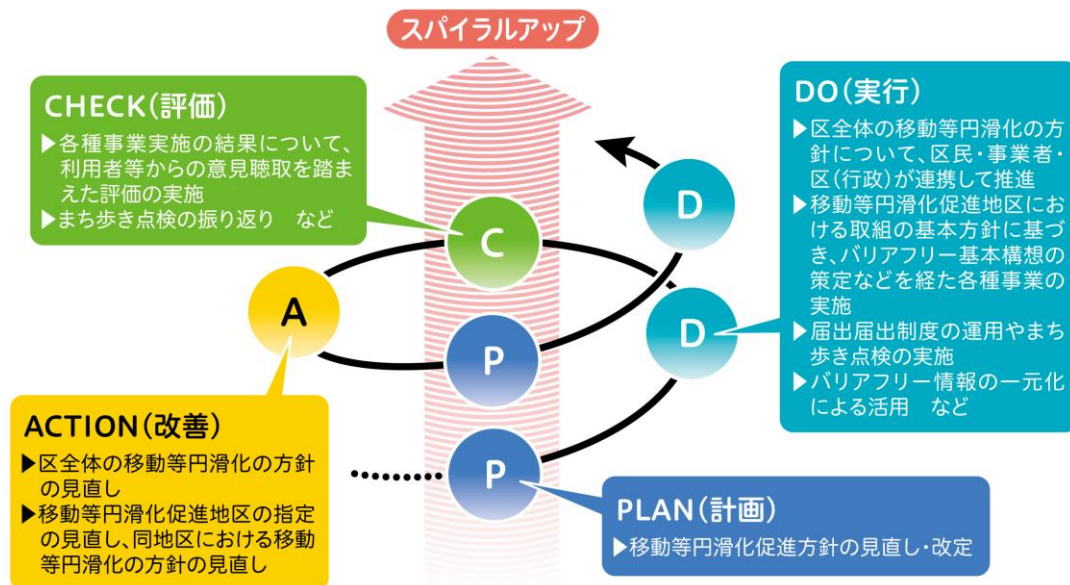


(4)移動等円滑化促進方針の評価・改定

移動等円滑化促進方針の改定の際は、事前に調査・分析及び評価を行います。

また、継続的に「大田区移動等円滑化推進協議会」を開催し、移動等円滑化促進方針を実現するための進行管理や調整等を行い、着実に移動等円滑化を推進します。

図 6-5 PDCA サイクルによる移動等円滑化の推進



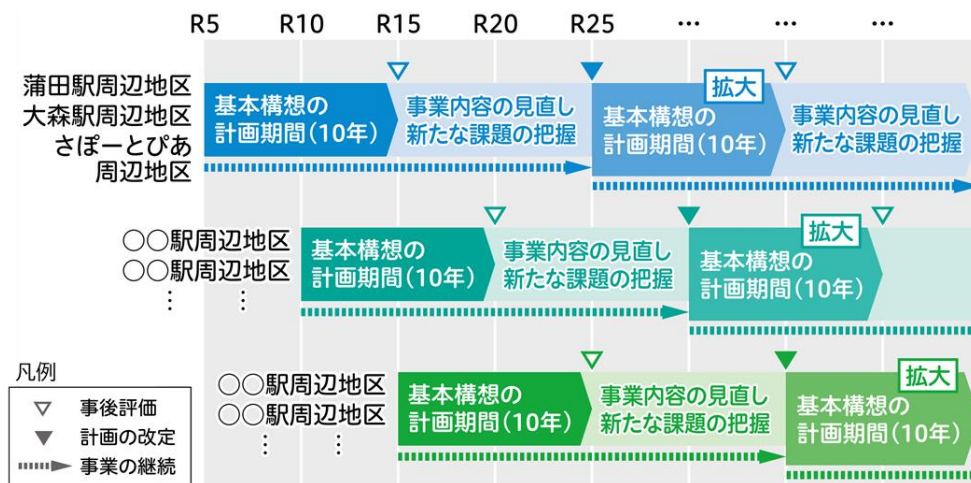
(5) 継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築

移動等円滑化促進方針では、移動等円滑化促進地区を定め、移動等円滑化の取組の基本方針を示しました。これに基づき具体的な整備を推進していくためには、バリアフリー基本構想を策定・見直しすることで、重点整備地区を指定・拡大していくことが必要です。なお、地区の指定については、まちづくりグランドデザインが進捗している地区等、まちづくりの動向と連動しながら検討していきます。

あわせて、重点整備地区は、バリアフリー法上概ね5年毎の分析・評価が求められることから、そのタイミングでのバリアフリー基本構想の見直しを見込んでおくことが必要です。なお、現行では蒲田駅、大森駅、さぼーとぴあ周辺地区の3地区を重点整備地区として指定しています。

そのように、バリアフリー整備を継続的に広げていくなかで、今後はこれまで以上に、バリアフリー基本構想の策定や見直しを計画的に進めていくことが必要です。区全体を見据えた計画的なバリアフリー化に向けて、区内の各拠点におけるバリアフリー基本構想の策定・見直しをサイクル的に進め、重点整備地区の追加指定・拡大を行います。継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョンを構築することで、さらなる街なかのバリアフリー化を推進します。

図 6-6 バリアフリー基本構想の見直し・策定のサイクル化のイメージ



大田区緑の基本計画グリーンプランおおたの進捗について



まちづくり環境委員会 令和6年10月15日
まちづくり推進部 資料19番
所管 都市計画課

1 大田区緑の基本計画グリーンプランおおたについて

- 概要 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、みどりのまちづくり全般についての方策を示す計画
- 計画期間 平成23年度から令和12年度までの20年間
- グリーンプランおおた推進会議



2 令和6年度の取組状況について

(1) 令和5年度実施事業の実績状況報告

- 目的 グリーンプランに記載のみどりの取組について、事業の進捗及び評価を実施し、進捗管理を行う。

1-3-⑤	みどりのまちづくりの基本的な仕組みづくり	総合評価	B
【グリーンプランおおた推進会議】			
グリーンプラン記載ページ	取組内容	所管部局	
P.75	グリーンプランの推進エンジンとなるような会議を設置し、進捗状況の確認、うまくいっている点・そうでない点の要因分析、改善案の作成、実施体制の見直しを行います。	まちづくり推進部	
令和5年度の取組内容		評価	評価の理由
○ 計画の推進を図るため、グリーンプランおおた推進会議(3回)、庁内推進会議(3回)を実施した。 ○ グリーンプランで実施している各取組の進捗状況報告書を区民委員に評価いただき、進捗状況およびAからDで示す評価について意見交換を行うみどりの分科会を開催した。 ○ 多摩川台公園、田園調布せせらぎ公園を対象にみどりの見学会を実施し、公園内の見学とグループワークを通じてみどりの取組の更新点や新たな取組の導入について意見交換を行った。		B	グリーンプランおおた推進会議の場を活用し、重点的な取組であるグリーンインフラ事業計画の策定及び(仮称)グリーン基金の創設について、意見交換を経て計画の策定内容や事業スキームの検討を進めた。また、取組の進捗管理を区民委員と共に行う「みどりの分科会」や推進会議の委員で現地視察を行う「みどりの見学会」を実施し、進捗管理や課題の把握・検討を行うことができた。
令和3年度の取組内容と評価		令和4年度の取組内容と評価	
○ 計画の推進を図るため、グリーンプランおおた推進会議(2回)、庁内推進会議(2回)を開催した(なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催として実施)。 ○ グリーンプランおおたの進捗状況を確認した。 ○ 令和元年度の重点事業等の進捗評価を委員とともに実施した。 ○ 進捗状況について、ABC評価だけでなく、取組について区民との協議や工夫した点など具体的な取組について評価することとした。		B	A

(2) みどりの分科会

- 目的 グリーンプランおおた推進会議の区民委員と意見交換を行い、みどりの取組における進捗状況を把握する。
- 開催概要
日時: 令和6年5月29日(水) 午後2時から午後4時
参加者: 11名(区民委員2名、区所管課5名、事務局4名)
- 主な意見
 - ▶ 推進が難しい事業、実績が極めて少ない取組は、令和12年度の改定に向けて取組の見直しを行ってもいいのではないか
 - ▶ 実績がなくても、制度を持っていること自体が評価の対象となる取組もある
- 区民委員評価

【みどりの取組 全50件】

- A評価(計画以上の進捗) : 5件
- B評価(計画通りの進捗) : 44件
- C評価(一部進捗) : 1件
- D評価(進捗がなかった) : 0件
- ー(評価外(取組中止等)) : 0件

A評価となった取組例 ・ みどりの情報発信



▲ みどりの情報発信 (みどりの取組紹介パンフレット)

(3)第40回グリーンプランおおた推進会議

○日時 令和6年7月8日(月) 午前10時から正午

- 内容 ①第39回グリーンプランおおた推進会議の振り返り
②みどりの分科会実績報告および
令和5年度実施事業の進捗状況報告
③大田区グリーンインフラ事業計画について
④環境審議会委員の推薦について
⑤重点的な取組の進捗状況報告
▶ 大田区における基金の創設・運用の検討

3 グリーンプランにおける重点的な取組について

(仮称)グリーン基金の創設・運用

○目的

基金に賛同いただいた区民・事業者からの寄付により、区内のみどりの魅力向上につなげる

○使途(案)

区内のみどりの名所(公園、散策路等)、
公共施設への植栽の追加・植替え 等※

○対象箇所(案)

区内の公園緑地 等※

※使途や対象箇所については、グリーンプランおおた推進会議にて検討

STEP 3

区のイメージ向上

STEP 2

みどりの
魅力向上

STEP 1

基金による
みどり事業の推進

4 今後のスケジュール(予定)について

令和6年10月31日	第41回グリーンプランおおた推進会議
令和6年12月13日	まちづくり環境委員会
令和7年1月	第42回グリーンプランおおた推進会議
令和7年2月	第1回定例会 積立基金条例改正案上程
令和7年4月以降	(仮称)グリーン基金 寄付受付・運用開始



(仮称)グリーン基金
パンフレットイメージ▶

まちづくり環境委員会
令和6年 10 月 15 日
まちづくり推進部 資料 20 番
所管 建築調整課

特定空家等に対する行政代執行費用及び延滞金の回収完了について

行政代執行法第3条第3項に基づき実施した特定空家等第6号（住居表示：大田区南蒲田一丁目3番13号）の代執行費用及び延滞金の回収が完了したことを報告する。

記

1 対象物件

特定空家等第6号 大田区南蒲田一丁目15番地12
（住居表示：南蒲田一丁目3番13号）

2 金額

合計：3,484,400 円（内訳・行政代執行費：3,443,000 円・延滞金：41,400 円）

3 行政代執行費用及び延滞金費用の回収完了までの経過

令和5年10月17日 行政代執行実施
令和5年12月8日 行政代執行終了宣言
令和6年3月26日 調定及び納付命令書発行。納付書の送付（相続人9名宛）
令和6年4月12日 納付期限（支払われず）
令和6年4月30日 督促状送付（相続人9名宛）
令和6年5月13日 督促状納付期限（支払われず）
令和6年5月14日 延滞金の起算日
令和6年7月29日 行政代執行費納付完了日
令和6年8月14日 延滞金納付命令書の送付（相続人代表者1名宛）
令和6年8月29日 延滞金納付完了日

下丸子駅周辺地区におけるまちづくりに向けた実証実験の実施について

1 目的

区では地域と連携し、「下丸子駅周辺地区まちづくり構想」に掲げるまちづくりコンセプトを実現するため、現在「(仮称)下丸子駅周辺地区グランドデザイン」の策定に取り組んでいる。

策定に向けた検討会では、駅周辺やまちなかにおける空間の不足や活用の要請に関する意見を数多くいただいた。これを踏まえ、まちづくりコンセプトの実現に向けた取り組み方針である「居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまち」や「豊かなくらしを実現する活動・場が充実したまち」の創出に向けた実証実験を実施し、今後のまちづくりの検討に活用する。

2 概要

人通りが多い駅前の歩道で、通行に支障がないエリア内にテーブルやベンチ等を設置し、新たな道路空間の利用方法について検証する。併せて利用者に対し、意見聴取(項目例:駅周辺等における公共空間の必要性、空間の活用方法等)を実施する。

3 日時

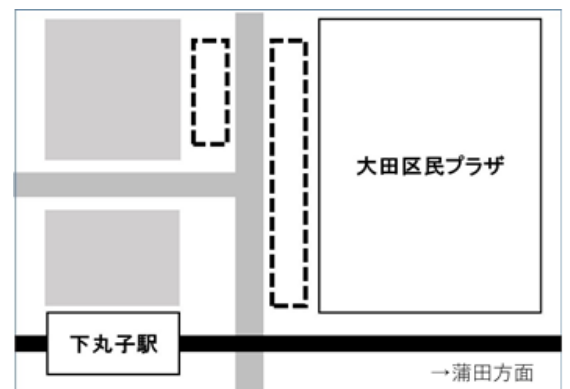
令和6年 11 月 30 日 土曜日

午前 10 時から午後 4 時まで

予備日: 令和6年 12 月 1 日 日曜日

4 場所

東急多摩川線下丸子駅北側の区道の一部
(右図中の  で囲われた部分を想定)



5 設置する物

テーブル、ベンチ等 (右図は設置例)

6 周知方法

大田区HP、チラシの掲示、回覧などで周知



まちづくり環境委員会 令和6年10月15日
鉄道・都市づくり部 資料 5番
所管 鉄道・都市づくり課

旧蒲田保健所跡地の事業用定期借地に関わる再契約について

1 概要

現在、「事業用借地権設定契約公正証書」（平成16年11月30日締結）により貸付中の区有地（「(旧)蒲田保健福祉センター蒲田東庁舎」）について、契約期間が令和6年11月29日で満了を迎えるにあたり、令和5年9月から有限会社五丁目開発（事業者）と協議を行ってきた。

このたび、事業者と再契約について協議が整ったため、以下の条件で契約をする。

2 契約内容

種 類	事業用定期借地権設定契約
貸 付 地	大田区蒲田五丁目28番2
地 積	1,241.02 m ² （公簿） 1,241.51 m ² （実測）
期 間	令和6年11月30日～令和17年11月29日
地 代	月額4,668,000円
賃 借 人	みずほ信託銀行（事業者が財産を信託している機関）

3 経過及び今後のスケジュール予定

令和5年9月	事業者より協議要望書が発出
11月	事業者より事業評価レポートを受領
令和6年1月	事業者より調査報告書（不動産鑑定）を受領
2月	事業者と再契約に向けての手続きの協議を開始
10月下旬	契約締結（公正証書）予定
11月30日	契約期間開始

4 その他

令和14年頃から契約終了（原則、更地返還）に向けた協議を開始し、返還後は蒲田のまちづくりに活用する予定。

まちづくり環境委員会 令和6年10月15日
都市基盤整備部 資料10番
所管 公園課

平和島公園及び平和の森公園に関する小中学生へのアンケート調査結果について

1 目的

公園は区民の憩いの場であり、近年子どもが身近に水や緑と触れ合える地域の貴重な資源としても注目されるとともに、子どもが自由な発想で工夫し、挑戦できる遊び場の要素を含んだ公園づくりが求められている。こどものニーズに応える魅力ある公園づくりに向けた基礎的情報の収集を目的として、本調査を実施した。

2 調査対象公園

平和島公園及び平和の森公園

3 調査対象

大森第五小学校、大森東小学校、大森東中学校、大森第二中学校
平和の森公園フィールドアスレチック広場への来園者

4 実施方法

インターネットによるアンケート調査

5 実施期間

令和6年7月19日（金）から令和6年9月1日（日）まで

6 周知方法

対象学校へアンケート QR を記載したチラシの配布
平和の森公園フィールドアスレチック広場へのチラシの掲示

7 回答結果

アンケートのサンプル数は、両公園で1,120件（平和島公園：514件、平和の森公園：606件）であった。

アンケート結果の詳細は別紙を参照。

平和島公園及び平和の森公園に関する小中学生へのアンケート調査結果 概要版

実施期間等

実施期間:令和6年7月19日(金)から令和6年9月1日(日)まで

実施方法:インターネットによるアンケート調査

周知方法:対象学校へアンケート QR を記載したチラシを配布

各公園内に同様のチラシを掲示

1. 利用頻度

問1:あなたの平和島・平和の森公園をどのくらい使いますか。

平和島公園 (年に数日以下 48.5%、月に1~2回 21.8%、使ったことがない 13.0%)

平和の森公園(年に数日以下 43.2%、月に1~2回 29.9%、週に1~2回 13.0%)

両公園ともに
年に数日以下が、
約43~49%を
占めている。

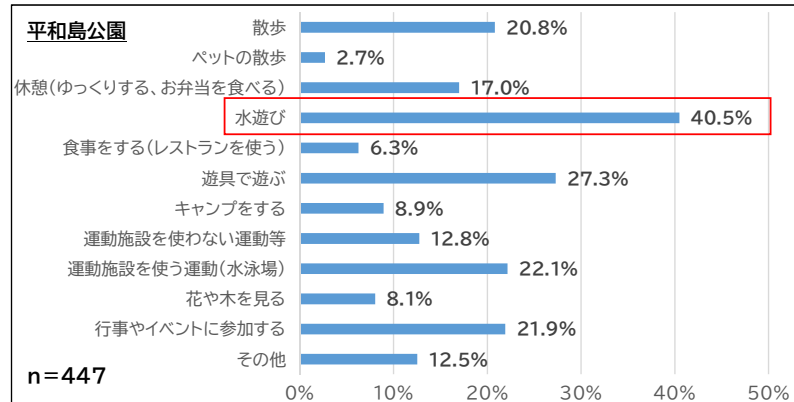
問2:平和島・平和の森公園をだれと一緒に使うことが多いですか。

平和島公園 (友達 58.1%、家族 32.9%、ひとり 4.7%)

平和の森公園(友達 67.3%、家族 23.6%、ひとり 6.7%)

両公園ともに、友達との利用が
50%を超える。

問3:平和島・平和の森公園で何をすることが多いですか。(複数選択可)



「水遊び」と回答した学生が最も多く、40.5%

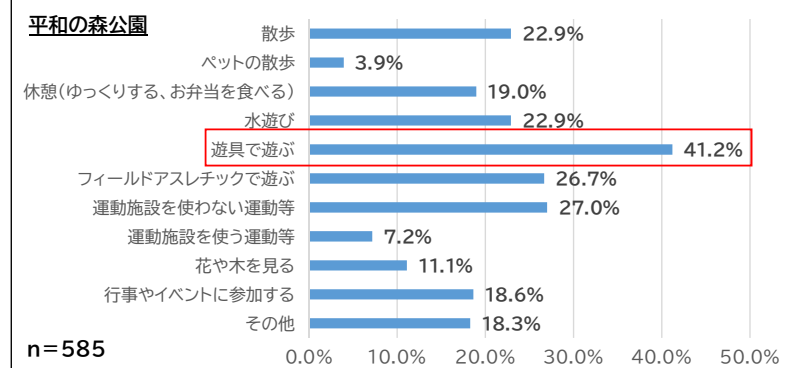
次いで、

「遊具で遊ぶ」27.3%

「運動施設を使う運動(水泳場)」22.1%

「行事やイベントに参加する」21.9%

と続いている。



「遊具で遊ぶ」と回答した学生が最も多く、41.2%

次いで、

「運動施設を使わない運動等」27.0%

「フィールドアスレチックで遊ぶ」26.7%

「散歩」22.9%

と続いている。

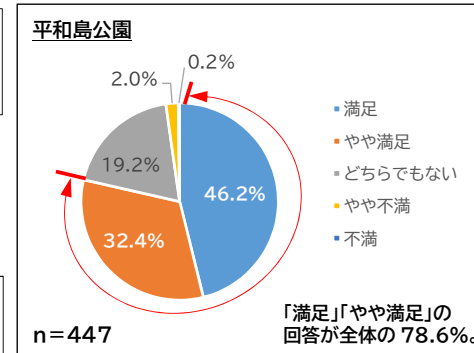
問4:平和島・平和の森公園に何で行きますか。(複数選択可)

平和島公園 (自転車 57.2%、歩き 38.3%、車 2.3%、バス 0.8%)

平和の森公園(自転車 51.7%、歩き 46.0%、車 0.8%、その他 0.7%)

両公園共に「自転車」がで全体の約51~57%を占めている。

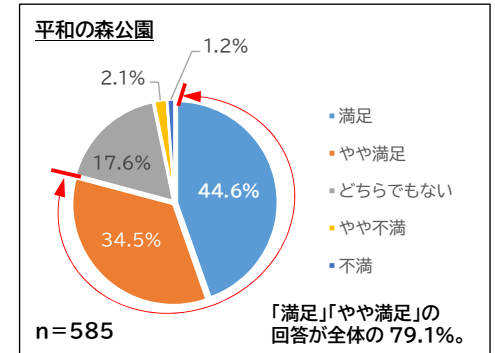
問5:平和島・平和の森公園を使ったときの満足度と理由を教えてください。



「満足」「やや満足」と回答した人の理由(抜粋)

【平和島公園】

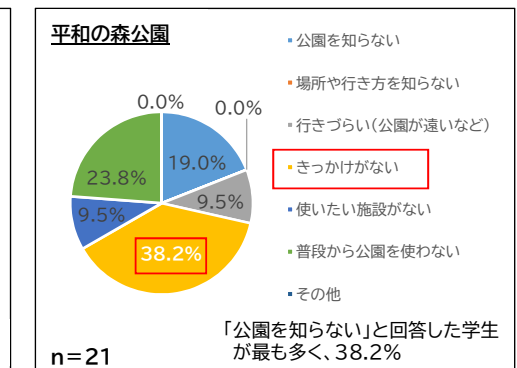
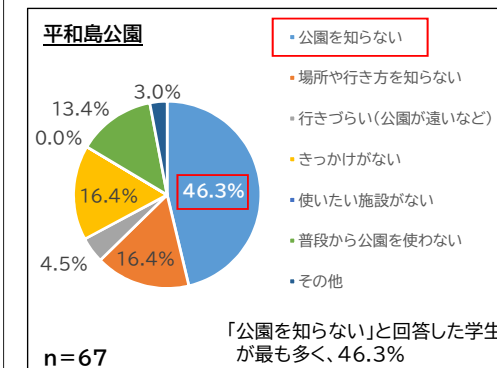
- ・イベントが楽しいから
- ・バスケットコートがあるから
- ・プールがあるから
- ・公園が広いから
- ・水遊びができるから



【平和の森公園】

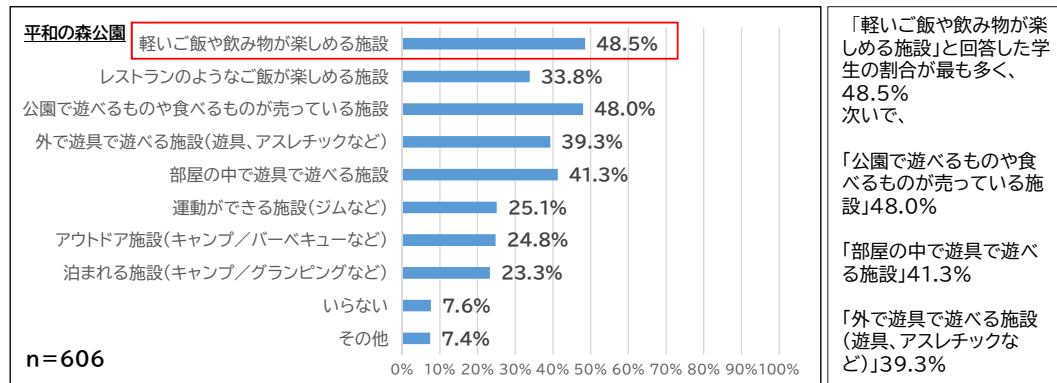
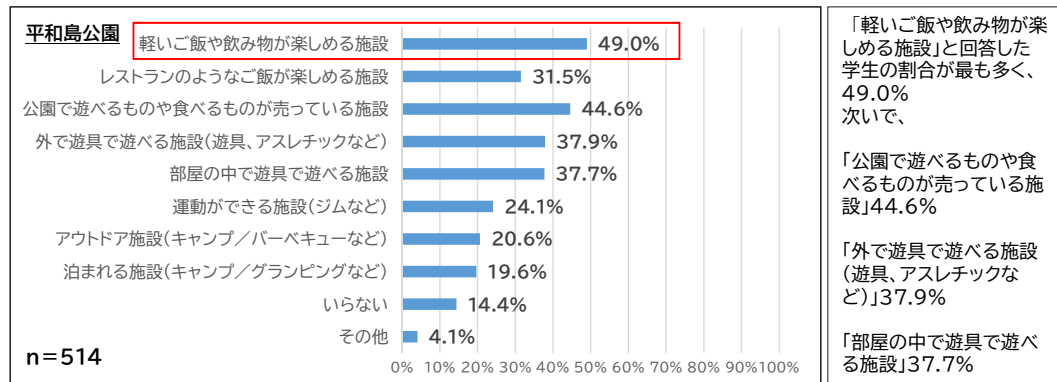
- ・アスレチックが楽しいから
- ・公園が広く楽しめるから
- ・自然がたくさんあるから
- ・芝生が多く遊びやすい
- ・虫がたくさんいるから

問6:平和島・平和の森公園を使ったことがない理由を教えてください。



2. 整備して欲しい施設及びフィールドアスレチックについて

問7:平和島・平和の森公園に欲しい施設を教えてください。(あったら嬉しい等)(複数選択可)



問8:平和の森公園にある有料のフィールドアスレチックについて、追加してほしい、大きくしてほしいアスレチックや機能を教えてください。(複数選択可)

アンケート内の選択肢(一部抜粋)



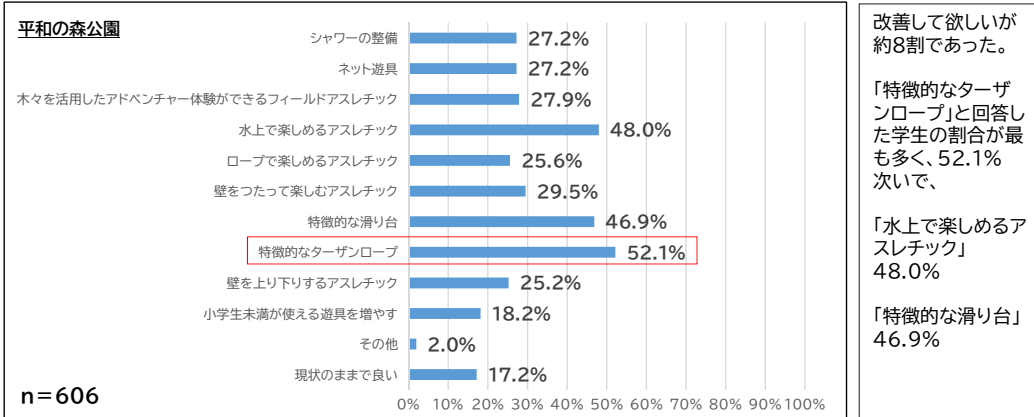
水上で楽しめるアスレチック



特徴的な滑り台

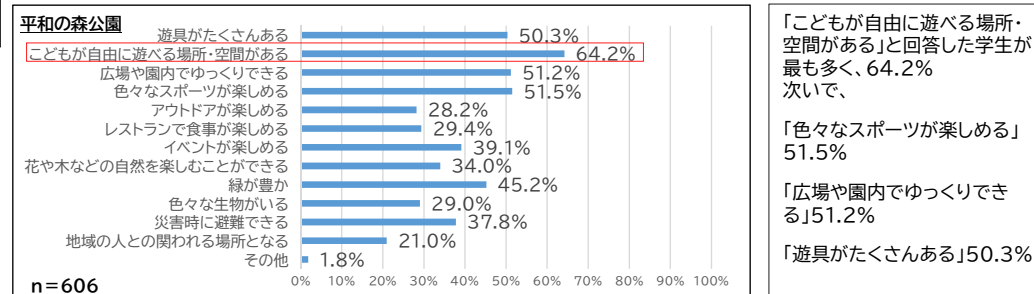
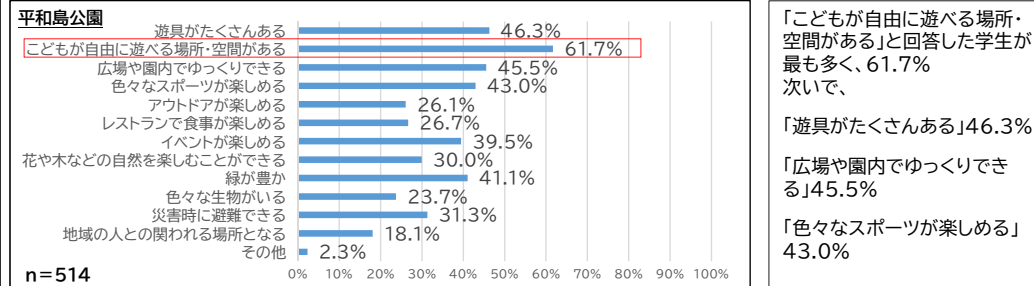


特徴的な(距離が長い／高低差があるなど)ターザンロープ



3. 公園に求める役割を教えてください

問8:平和島・平和の森公園がどんな公園になってほしいか教えてください。(複数選択可)



4. 整備に関する自由意見(一部抜粋)

- | | |
|----------------|---------------|
| 【平和島公園】 | 【平和の森公園】 |
| ・遊具を多くしてほしい | ・球技がしたい |
| ・日陰をつかってほしい | ・バスケットコートが欲しい |
| ・トイレをきれいにしてほしい | ・休憩するところがほしい |
| | ・近くにお店があるとよい |

5. 今後について

昨年実施したアンケート結果等と合わせて、公民連携手法も活用した魅力ある公園づくりに向けた検討を進めていく。

「第24回 エコフェスタワンダーランド」の開催等について

1 概要

「地域から考える地球の未来」をテーマに、環境課題の解決に取り組む団体や事業者等と協働して、区民の環境意識の高揚を図ることを目的に実施する普及啓発イベントである。体験型とオンラインによるハイブリット方式で実施する。

2 体験型メニュー

- (1) 日程 令和7年3月8日(土) 10時～15時
- (2) 会場 田園調布せせらぎ館(田園調布一丁目53番12号)
- (3) 体験型イベント(多目的室、集会室等)
出展団体によるワークショップなど
- (4) 環境講座(集会室)
著名人による講演会など

3 オンラインによる動画配信

- (1) 公開日(予定) 令和7年2月3日(月)
- (2) 実施方法 専用特設Webサイトを開設。
- (3) 主なコンテンツ(予定)
 - ア 出展団体による動画配信
 - イ 環境学習に役立つ動画配信
 - ウ 令和6年度「地球にやさしいまちづくり」ポスターコンクール入選作品紹介

4 出展団体 21団体

5 その他(下半期の環境学習の取組)

民間事業者との協働による環境学習の取組として、施設見学会を実施する。

- (1) 実施日 令和6年12月26日(木)
- (2) 対象 区内在住・在学の中学生及び高校生
- (3) 会場 JALメンテナンスセンター1
- (4) 内容 JAL格納庫見学とそらエコ教室

年末年始の資源とごみの収集について

年末の収集は、12月30日（月）まで通常どおり行い、年始の収集は、1月4日（土）から開始する。12月31日（火）から1月3日（金）は、資源とごみの収集は行わない。

また今年度は、1月5日（日）に火曜・金曜地区の可燃ごみ収集を行う。

年末年始の収集に関しては、区報、ホームページ、X（旧ツイッター）、ごみ分別アプリ、町会回覧のほか、集積所看板や区設掲示板にチラシを掲示して周知する。

<年末年始の資源とごみの収集日>

収集月 収集するもの			令和6年 12月	令和7年 1月
資 源 プラスチック			30日（月）まで 通常どおり収集。	4日（土）から 通常どおり収集。
可燃ごみ				4日（土）から 通常どおり収集。 ※5日（日）は 火曜・金曜地区分を収集。
区 分			年内終了日	年始開始日
不燃ごみ	第1・3曜日	月曜地区	16日（月）	6日（月）
		火曜地区	17日（火）	7日（火）
		水曜地区	18日（水）	15日（水）
		木曜地区	19日（木）	16日（木）
		金曜地区	20日（金）	17日（金）
		土曜地区	21日（土）	4日（土）
	第2・4曜日	月曜地区	23日（月）	13日（月）
		火曜地区	24日（火）	14日（火）
		水曜地区	25日（水）	8日（水）
		木曜地区	26日（木）	9日（木）
		金曜地区	27日（金）	10日（金）
		土曜地区	28日（土）	11日（土）
粗大ごみ 申込制／有料			【申込先】大田区粗大ごみ受付センター 【電 話】0570-037-530 （8～19時／土・日曜、祝日も受付） なお、12月29日（日）～1月3日（金）の電話受付は休止、 インターネット申込みのみ可能。	

年末年始期間は、通常時と異なり、収集時間や収集コースを大幅に変更する場合があることから、資源とごみを排出する時間については、収集日当日の朝8時までに集積所に排出するよう重ねて周知する。

（問合先）

清掃事業課	電話 5744-1628	FAX 5744-1550
大森清掃事務所	電話 3774-3811	FAX 3775-6028
蒲田清掃事務所（調布地区）	電話 6459-8201	FAX 6459-8597
蒲田清掃事務所（蒲田地区）	電話 6451-9535	FAX 6451-9623